

うことについてどのようにお考えなのか。新聞では何かあしたにも別のが出てくるとかいろいろ書いてありますけれども、その部分についていかがお考えになるのか。

余り時間がありませんからもう一つついでに言いますと、権利調整部分についての法案が参議院の方に来ていない。逆に言いますと衆議院でも可決されていないという状態についてはどのようにお考えなのか、発議者にお伺いしたいと思いま

す。

○衆議院議員(枝野幸男君) お答えをさせていた

だきます。

御指摘ございましたとおり、今回参議院で御審議をいただいております私どもの提出いたしました法案、これは破綻状態になった金融機関あるいは破綻状態に限りなく近づいたような金融機関、それを放置いたしますと日本の金融システム、そして経済全体に大変大きなマイナスの影響を与える、そうした危機を回避するために万が一の場合にはこういった形で混乱なく金融機関の整理、清算をすることができるというスキームをつくるという部分が基本でございます。

そうした意味で、今回できるだけ早くこの法案を参議院でも御可決をいただきまして、万が一の場合でも混乱は生じませんという安心感を国民の皆さん、マーケットに持つていただきことがまずは喫緊の最重要の話であるというふうに思つております。

その上で、日本の金融機関全体の体力が落ちて、不良債権の処理が進んでいないというような指摘が政府からも出ている中で、それに対する対応を早急に進めていくことも私どもに課せられた重要な責務であるというふうに考えております。しかしながら、現在の金融全体の体力をどうやって回復させていくかということの問題につきましては、これまたさまざまな議論のあるところでございます。

私たちの提案の、野党側の原案提出者の考え方といったましましては、ことしの三月にいわゆる公的

資金が一兆八千億使われました。このいわゆる安定化法のスキームは、不良債権の実態を隠し、不良債権の抜本処理を先送りしたままで公的資金を導入したものでございまして、こうした形では結果として、この三月に注入いたしました優先株、劣後債などの価値が大幅に評価損が生じていると

いうことからも明らかかなようだ。ある意味ではむ

だ金と言つても過言ではないような状態にしかな

らないし、金融の抜本的な改革にはならないといふふうに思つております。

さらに言えば、公的資金を入れなければならぬほど経営を悪化させた役員あるいは株主の責任を問わずにお金を使つと、いうことは、モラルハザードを助長するだけでありまして、かえつて金融全体の抜本的な体力を失わせることになるといふふうに考えております。そうした視点から、私どもの法案ではこの安定化法の廃止というものを同時にセットさせていただいております。

その上で、現在の金融の状況をかんがみるならば何らかの対応が必要であります。その場合に

は、ここまでの金融の状況を落ち込ませてしまつて

いる最大の原因であります不良債権、この不良債

権の実態を透明にしつかりと明らかにしていくこと

と、金融機関の現実の実質的な体力をしつかりと透明にしていくこと、その上で、これだけ落ち込

んでいるのだから、だから例えば政治、行政の力

でそれをバッカアップしなければならないといふ

話が初めて出てくるものでありますし、またそ

の上に、それが、何かどういうわけかお通

しになつておらないわけです。

私どもは、先生の御認識と同じで、現下の不動産処理についてこうい形の調停が必要なことは

当然とも思つてますけれども、何も新しいも

のを行政の中につくらなくても、全国にある簡易裁判所として地方裁判所でその組織を既に持つて

おつて、しかも千人をはるかに超えるスタッフを抱えておる調停制度、そして何十年という実績を

期權全化スキームと言わわれている部分につきまし

ては、この経営実態、経営体力のしつかりとした

ままの経営者、株主等の責任の所在などについて

明確さが欠けておりまして、こうした中で税金を

使わせていただくということはもちろん納税者の見地から到底許容されるものではございません

し、また、そのお金を使ったからといっても、こ

うふうに思つております。

さあ、権利関係調整については北村議員の方からお答えをさせていただきます。

○衆議院議員(北村哲男君) 今回の金融特別委員会に提出された法案は金融六法と言われまして、一つはいわゆる今問題になつてゐる法律、それから先生が御指摘になつた不動産の権利に関する法律、それからあとは自民党の方から議員立法として出されたいわゆるサービサー法と競売に関する三法というのがありました。

私どもは、その五法のうち、権利関係に関する法律についてははつきり言って反対しております。そのほかについては、サービサー法について

は抜本修正を加えた上賛成してこちらに来ておる

と思うんです。

なぜ権利関係調整に関する法律を反対しているのか、また反対したからといって、衆議院は自民党さんが多数ですから、通そうと思えばこちらに

当然來っているんですが、何かどういうわけかお通

しになつておらないわけです。

私どもは、先生の御認識と同じで、現下の不動

産処理についてこうい形の調停が必要なことは

当然とも思つてますけれども、何も新しいも

のを行政の中につくらなくても、全国にある簡易

裁判所として地方裁判所でその組織を既に持つて

おつて、しかも千人をはるかに超えるスタッフを

抱えておる調停制度、そして何十年という実績を

持つている裁判所の調停制度をもつてすればこれ

は足りるのではないかというふうに考えておるわ

けでございます。

それで、簡単に申しますと、政府案につきまし

てありますけれども、合意に基づくのであればこれは今の裁判制度と同じであります。これに強力な行政権限でもつて仲裁制度あるいは強制仲裁とか、あるいは裁定とかというふうにあればまた別の考えなんですか、合意に基づく以上は裁判所の制度と変わらないと思っております。

また、債務の内容の変更とか担保関係の変更その他利害関係の調整が必要なものとか、あるいは特定債務者の事業の再建を通じてその債務の弁済可能性を高めるために行うという目的におきましても、このいすれの目的も今の裁判制度で十分機能を果たせるものだと思っております。

そして、問題なのは、裁判所の調停制度は裁判決と同じ効力を持つてゐる既判力を持つことができるんですが、この政府案については既判力はない、むしろ弱まつてゐるような感じがあります。

そういう問題がありまして、裁判所の制度でないんじゃないかと思うんですが、ただ一つ、この

政府案については、調停の結果についてはいわゆる税制上の措置が、すなわち経済的利益の損益算入と債務免除益の累積欠損金との相殺といふことを法律上当然に認めておるということがありま

す。これは確かに裁判所の制度ではだめなんですね。

そういうことが大きな目的だと思います。

けれども、私どもは、税の無税償却に関しては恣意的要素が入るので、一方的な、ある特定の企業に対して恣意的にやられるんじゃない

ということの可能性があるので、はつきり言つて余り賛成しないんです。しかも、この無税償却あるいは累積の問題については、既にことしの六月から適用というか施行をされております大蔵通達の九一四一一といふふうに同じものがありまして、それを法律化したわけです。そうであれば、裁判所の調停でもそういうものを原則適用することによって可能ではないかというふうに考えております。

そういうわけで、現下の不動産関係の不良債権

処理というのは喫緊の問題であるという認識は先生と全く同じでありますけれども、既にある制度を強化活用することによって足りるというのが私どもの立場でございます。

○石川弘君 ただいまの前半分のお話に戻つてお聞きをしたいと思います。

提案理由説明の中に、一兆八千億という巨額のお金をかけて打った高価な栄養剤は全く効き目がなかつた云々ということがあります。多分このことをおっしゃつておられるんだと思うんです。

そこで、今の状態をどのようにお考えかということなんですが、実はずっと長いプロセスで、どんな時点でどんな株価でどんな地価でどんな失業率でというのをずっとトレースしてまいりました。

一々申し上げますと時間がありませんが、どんどん世に言う悪化の状態が続き、ついに昨日の一万円割れというような形の中、どこか何か銀行が今までそういうことをしたんだから自分で頑張つて始末をつけろというような論法、そういうことも一つの事実かもしれません。しかし、そういうことが経済の動きといふものとめようとしている。世に言うある種のデフレスバイラルといったようなところに向かつてきている。

経済学の先生が、もうそういう段階に明らかに来ていて、個別金融機関のいわゆる経営のあり方の問題を超えていくんじやないかというお話を出ています。

私は、どうか今までする延ばしていたとか、あるいはそういうものを個別経営の中で努力しなかつたのが悪いんだという論法を別に否定するつもりはありません、それは恐るべき状態になるんではないか。しかもそれは、御承知のように、私は国際的にどうこう言われたからどうこうするなんという気はありませんが、経済は今やグローバル化しておりますから、国際的な物の見方がそういう形になりますと、例えば日本に対する投資というものが引き揚げられればそういう条件はますますきつくな出てくるわけです。

そういう全体の姿というものはやはり視野に入れませんと、世に言う、こういう状態になったのは金融機関がもつとしつかりしていないからだというような話だけで済むような状態を超えているのではないかと思いませんが、このような考え方についてどうお考へでしょうか。

○衆議院議員(夜野幸男君) お答えさせていただきます。

御指摘のような経済の状況の認識そのものについては私も全く同感であります。大変な状況の中にありますし、この金融のシステムを健全化させて信用を回復させなければいけないという強い思いを持っております。

ただ、ここで問われなければならないのは、私たちも、そういうふわつとした話の中でみんなをつきまとめてはつきりしないなんというような意味で言つているんではなくて、世の中のいろんな経済運営の中で、特にこの間の日銀短観なんかを見ますと、今までいい業種、悪い業種とか、あるいは業種の中でもいいものの、悪いものの、ようなことが言える状態だつたんですが、現状はもうのべつ、べたにといいますか業種を問わず、企業の努力を問わずマイナスの数値がどんどん出でている。こういう事態をどう見るかというところにやっぱり論点があるんではないかと思うんで

あります。私は、何か今までする延ばしていたとか、あるいはそういうものを個別経営の中で努力しなかつたのが悪いんだという論法を別に否定するつもりはありません、それは恐るべき状態になるんではないか。しかもそれは、御承知のように、私は国際的にどうこう言われたからどうこうするなんという気はありませんが、経済は今やグローバル化しておりますから、国際的な物の見方がそういう形になりますと、例えば日本に対する投資というものが引き揚げられればそういう条件はますますきつくなってくるわけです。

そういう全体の姿というものはやはり視野に入れませんと、世に言う、こういう状態になったのは金融機関がもつとしつかりしていないからだというような話だけで済むような状態を超えているのではないかと思いませんが、このような考え方についてどうお考へでしょうか。

○衆議院議員(夜野幸男君) お答えさせていただきます。

御指摘のような経済の状況の認識そのものについては私は全く同感であります。大変な状況の中にありますし、この金融のシステムを健全化させて信用を回復させなければいけないという強い思いを持っております。

ただ、ここで問われなければならないのは、私たちも、そういうふわつとした話の中でみんなをつきまとめてはつきりしないなんというような意味で言つているんではなくて、世の中のいろんな経済運営の中で、特にこの間の日銀短観なんかを見ますと、今までいい業種、悪い業種とか、あるいは業種の中でもいいものの、悪いものの、ようなことが言える状態だつたんですが、現状はもうのべつ、べたにといいますか業種を問わず、企業の努力を問わずマイナスの数値がどんどん出でている。こういう事態をどう見るかというところにやっぱり論点があるんではないかと思うんで

あります。私は、何か今までする延ばしていたとか、あるいはそういうものを個別経営の中で努力しなかつたのが悪いんだという論法を別に否定するつもりはありません、それは恐るべき状態になるんではないか。しかもそれは、御承知のように、私は国際的にどうこう言われたからどうこうするなんという気はありませんが、経済は今やグローバル化しておりますから、国際的な物の見方がそういう形になりますと、例えば日本に対する投資というものが引き揚げられればそういう条件はますますきつくなってくるわけです。

そういう全体の姿というものはやはり視野に入れませんと、世に言う、こういう状態になったのは金融機関がもつとしつかりしていないからだというような話だけで済むような状態を超えているのではないかと思いませんが、このような考え方についてどうお考へでしょうか。

○衆議院議員(夜野幸男君) お答えさせていただきます。

御指摘のような経済の状況の認識そのものについては私は全く同感であります。大変な状況の中にありますし、この金融のシステムを健全化させて信用を回復させなければいけないという強い思いを持っております。

ただ、ここで問われなければならないのは、私たちも、そういうふわつとした話の中でみんなをつきまとめてはつきりしないなんというような意味で言つているんではなくて、世の中のいろんな経済運営の中で、特にこの間の日銀短観なんかを見ますと、今までいい業種、悪い業種とか、あるいは業種の中でもいいものの、悪いものの、ようなことが言える状態だつたんですが、現状はもうのべつ、べたにといいますか業種を問わず、企業の努力を問わずマイナスの数値がどんどん出でている。こういう事態をどう見るかというところにやっぱり論点があるんではないかと思うんで

あります。私は、何か今までする延ばしていたとか、あるいはそういうものを個別経営の中で努力しなかつたのが悪いんだという論法を別に否定するつもりはありません、それは恐るべき状態になるんではないか。しかもそれは、御承知のように、私は国際的にどうこう言われたからどうこうするなんという気はありませんが、経済は今やグローバル化しておりますから、国際的な物の見方がそういう形になりますと、例えば日本に対する投資というものが引き揚げられればそういう条件はますますきつくなってくるわけです。

そういう全体の姿というものはやはり視野に入れませんと、世に言う、こういう状態になったのは金融機関がもつとしつかりしていないからだというような話だけで済むような状態を超えているのではないかと思いませんが、このような考え方についてどうお考へでしょうか。

○衆議院議員(夜野幸男君) お答えさせていただきます。

御指摘のような経済の状況の認識そのものについては私は全く同感であります。大変な状況の中にありますし、この金融のシステムを健全化させて信用を回復させなければいけないという強い思いを持っております。

ただ、ここで問われなければならないのは、私たちも、そういうふわつとした話の中でみんなをつきまとめてはつきりしないなんというような意味で言つているんではなくて、世の中のいろんな経済運営の中で、特にこの間の日銀短観なんかを見ますと、今までいい業種、悪い業種とか、あるいは業種の中でもいいものの、悪いものの、ようなことが言える状態だつたんですが、現状はもうのべつ、べたにといいますか業種を問わず、企業の努力を問わずマイナスの数値がどんどん出でている。こういう事態をどう見るかというところにやっぱり論点があるんではないかと思うんで

いと言うと、ということとは、あの法律の中でもそういうシステムを奪ったということは、世の中の目から見てそういう手法を断つたというようになるとらえていると思うんです。私は、この手法を断つたということがいろんな意味で経済に大きな影響を与えてるし、さっきのNHKの調査が、別にこれだけがあれだとは言いませんけれども、そういうことになってる。

ですから、申し上げたいことは、特にきのうの
本会議での御発言の中で、自民党提案で八%以上
まで金をやるのがどうこうというようなお話をあ
りました。私は、この話になつたときに、個別行
の優劣の話に焦点を置くのか、それともこのこと
によって融資枠を締めつけるとか、結果論として
そういうことが起ることをどうやって回避する
かという考え方で議論の展開に相当な差があるよ
うに思ふんです。私は、皆さん方の御主張はそれ
なりの御主張をなさつてることを否定してはい
ませんけれども、そういうことを続けている中で
今のような現状に追い込まれたというのが実情
じやなかろうか。特に、平均的な株の下落のよう
なことを個別金融機関の経営者の才覚の問題だけ
では説明できません。ですから、そういうことを
よくお考えをいただきたいと思っているわけで
す。

これから先は皆さん方も発議者ということでお
聞きしたいんだけれども、この問題に関してはま
だ発議者というようなお聞きの仕方ができません
けれども、そういう面で私は、先ほど言いました
八%超え優良行的な言い方が実はいろんな意味で
誤解を招いているんじゃないかと思うので、そ
ういうところを通じて現に借りていらっしゃる
方が、万一一その銀行の信用力が小さくなつたらど
うやつて我が身を守るか。要するに、今のBIS
基準だか何だかの中に入り込もうとするかといえ
ば資本を引き揚げる。新しく貸すのを渋るという

だけですといいんですけれども、それ以上に既に貸しているものを吸い上げるというような行動に出たら、それこそ縮小型の経済に突入するに違いないではないかと思つてゐるんです。

そういうことを書きました同じ新聞記事で、きのうかおととい見ました「銀行は自己改革を急げ」というところ、ここは先生方の御主張と同じだと思います。私は金を出すから合理化したとかなんとかというんじやなしに、金融業自身、全産業界の中でリストラその他の点についてもっとやらべきだという声は非常に強いわけです。ですから、そういう意味で、この問題と関係なくといふとおかしいですが、リストラなり合理化は進めなきやいかぬわけですが、そういう銀行の自己改革を急ぎながら、「公的資金投入は早急・大規模」にという見出しがついてゐる。

こういう種類の見出しの中には、私はこの見出しがこうだからこのとおりでいいという意味で言ふんじやなくて、要するに物の見方にそういう角度をえないと、この問題は本当に永遠におまえが悪いからおまえが悪いからと、こう回つてゐるうちにこの循環がとまらなくなるということを心配してゐるんです。

この問題ばかりやるわけにいきませんけれども、この点についてもう一度お考えを伺いたい。

○衆議院議員(枝野幸男君) 若干誤解があるのかどうかちょっとよくわからないんですけれども、例えば八%以上の金融機関に公的資金を入れる入れないといふ議論がございますが、これは八%以上なのかどうかというのことをどういった査定のもとで行うかによつて実は根本的に変わつてしまります。

確かに現在のように、例えば第Ⅱ分類に対する引き当てについて非常に緩い基準、貸し倒れの可能性がもつとあるのに、実は低い貸倒引当金しか積んでないような状況の中で八%自己資本比率があります。現に、九月末の中間決算での速報値では、大手十九行ほとんどすべて八%を超えておられます、長銀は別といたしまして。こういった資

産査定を前提として物を考えるのがいいのか。
それとも、実は八%以上名目今日大手行ありながら、現実に貸し渋りが進んでいるし、それから融資の回収が進んでいるという実態がございます。これはなぜ進んでいるのかといえば、名目上は八%以上はあります、実は例えば現在の景気の状況をかんがみて、貸出先が倒産などをして貸したお金が返ってこない可能性が現在引き当てて、その数字以上に見込まれるというような可能性があることから、現在は名目上八%以上あつても、貸し渋りあるいは資金の引き揚げというような形に走っているのであります。
これは本来しつかりとした資産査定をやれば、つまり近い将来の見込みとして回収不能になる可能性というものをきちんと厳格に見積もれば、実は八%を切ってしまうというような実態があるからこそ、B.I.S基準の八%を超えないければならない金融機関は貸し渋り、資金の回収ということに走っているのであります。

しかし、その前提是やはりしっかりと査定をして、貸し済りをしている実態はどういう実態の経営状況を前提にしているのかということを知らないければ、例えば幾らお金を入れたら貸し済りがとまるのかということ 자체、査定がいいかげんの中ではどれぐらいお金を入れたら本当に人をクリアするのかということはわかりません。したがいまして、査定、そして厳格な引き当てというものが前提にあって、もちろんそれと同時に、それが低くなった場合には税金を一時使わせていただくというスキームをセットで用意する、こればかりらばらにしてはいけないということはふうに私どもは思っております。

○石川弘君 最後におっしゃったばらばらにしてはいけないというのは、この法案とそういうスキームはばらばらにしちゃいかぬということなんですか。

○衆議院議員(枝野幸男君) 私が申し上げましたのは、資産の厳格な査定とそれからいわゆる資本注入というものはばらばらにしてはいけない。この法案とそういった健全化のスキームにつきましては、それはできるだけ一体の方が多いのかかもしれません。しかし、最悪の場合にも大混乱は起こしませんというこの法案をまずは動かせるようにしていただくということで、最悪の状態は回避で生きるという安心感をまず持つていただくということができるだけ早くやっていただくことが必要だと思っております。

○石川弘君 そういうことでみんなが安心するなら、なぜ六割の方がこれでうまくいかぬなんだと答えるかというのは、私はちょっと疑問なんですよ、本当に。

そういう意味で申し上げるんですが、まず角度を変えて言いますと、要するに査定云々の話は、十九行に對して金融監督庁は厳正な調査を今なさっているわけですね。これも信用できぬと言われば困りますけれども、表へ出る時期がいつかは別だけれども、そういうことは同時並行的に行われているわけです。

れを審議して、しかも法案を通過したときに一番の心配事なわけです。衆議院の通ったとき、それと参議院が通ったとき、単に院として衆参を通したというんじゃないなくて、国会の意思として、この部分が欠落した状態にしておくのかどうかというところは、私は本当に多くの人々が心配をなさっているんじゃないかなというふうなことを思つておりますので、そのことについては、まだ提案者と申し上げるわけにいかぬのだけれども、この種のことにもかかわっていらっしゃる皆さん方にも十分お考えをいただきたいと思つております。

そこで、この問題の中身で、盛んにパーセンテージの問題が出たり、低価法とか原価法とかといふのが出ているんですけど、それに絡んで私一つ気になつていて、申し上げたいんですが、実は必ずそういう場合に銀行の責任の追及とかいろんなことがついてまいります。そのこと自身を決して否定するものではございませんけれども、どうもこれ、物事を求める側とそれを受ける側では感覚の違いが大変あるわけですね。こういうことをやるんだから厳しくやるぞというの、求める側としては当然かもしませんが、そのことが、例えば銀行経営者の立場からすると、そういう難しさと言われるのならと引っ込まれちゃこれは何にもならないわけですね。

それは、強制的にやれというようなことをおっしゃる方もあるし、あくまで申請に基づいてと。あくまで申請に基づいてといふと、出てこなきやじつとするというのははどういうことかといえば、資金を引き揚げるみたいな話になつてこれは困るわけですね。私は、そういう意味で、政策を求める側との政策を受け取る側が、やはり本当にこれならよからうということで一致をしないといかねたけれども、つい数日前の新聞にもなかなか名案と思つています。そのためいろいろなことを考えてみておりましたけれども、ついついこの現状について何か改善しなきゃいかぬことを求めたわけです、リストラであつたり経営態度であつたり。

た。それを、今それをしていいからおまえは首だ

れるというやり方もあり得るわけです。

新聞に出でおりましたのは、たしかアメリカの

シティバンクか何かの話が出ておりましたけれども、こういう条件が整わないからおまえは首だと

いうやり方ぢやなくて、こういう改善計画を使つて何年までにそれを達成するように努力するから

といって努力をさせて、その結果、よければこれ

は大変結構なこと、悪ければ責任をとつてもらい

ますというようなことが書いてありました。

これは私、具体的にどういうようなことがそれ

になるか。例えば改善計画的なものを提示させ

て、それに対して執行者側が責任を持って自分の

責任でここまでやり遂げるというようなこともそ

の一つだと思います。これは當時トレースをして

いませんといけないわけですね。どこかで約束だ

けつけさせて後は知らぬといふのじゃいけません

から、當時それを監視するような体制がどうして

也要る。しかし、それは今の金融監督署検査その

他の形によつて私はトレースが可能だと思ひます

が、そういう点についてはぜひひとつお考えおき

いただきたい。これは別にお答えは要りません。

私自身がこういうことだということを申し上げ

るんじゃないくて、要するに、いろんな責任をとつ

ていただくと、いうような言い方の中に、単に今の

時点で過去からの責任を問うという話だけじゃな

い。これからの前向きの行動を説明するような

こともぜひお考えをいただきたいと思つます。

○衆議院議員(枝野幸男君) 今の御提案について

お答えをさせていただく前に、まず先ほど来、安

定化法廃止によって何か書き間ができるような、

わゆる破綻前、健全な金融機関に対しても早期

は正措置という制度がありまして、この早期是正

措置で早目に健全な経営状態を改善させるため

にかなり強い指導力を發揮できるような仕組みが

できております。これを従来まで使ってこなかつ

たということをまず第一に考えなければならな

い。その早期是正措置もさせないでお金だけつ

込むということは、銀行救済をしようとしている

んだといふ指摘を受けてもやむを得ないのでな

いかというふうに思つております。

それから、今御指摘がありました銀行経営者等

の問題であります、確かに政策をつくる側とそ

れを受ける側との関係、受け取る側の立場も考

えながらつくらなければならぬという御指摘は

一般論としては全く同意見であります。しかし、

この場合、受け取る側の立場というのは、金融機

関の経営者と同時に納税者の立場というのも同

等以上に考え方なければならないというふうに思つております。

特に、ことしの三月、今回廃止をされます従来

の安定化法で一兆八千億の公的資金が使われて、

これが株価の低落、長銀に至つては大変な株価の

低落によって評価損が大きく出でてきている現実が

ございまます。そして、このときにも実は安定化法

の中では、例えばリストラをしつかりやらせる等

の条件をしつかりつけたはずであります。しか

し、現実にそこでつけられた条件の中でも、例え

ば元預取が九億円もの退職金を受け取つていた話

については何も手つかずであったとか、ようやく

今回、長銀などについても、例えば今回の問題が

出てきたところで賞与の半額カットなどという話

が初めて出てきましたが、実はことしの三月に税

金を使ったときにはこういった話は全く出てきて

おりません。

こうした従来の経緯というものを納税者の立場

から見たときには、税金を求めざるを得ないよう

らばいろんな考え方があるかもしれません、從

来まさに国民の信頼を裏切ってきたという現実、

不十分なことしかやらずに税金を使ってきたとい

う現実を前提に考えるならば、ある程度厳しい内

容を設けませんと納税者の立場からは到底納

得できないといふふうに考えております。

○石川弘君 別に論争を挑んでいるわけじゃない

ませんから。私は率直に言って、本当に国民が安

心できるということを、今の仕掛けといいますか

今の装置だけができるとはなかなか思いにくいくらい

です。ですから、そこについてはそういう思いが

あることを申し上げておきます。

論点を変えまして、実は、こうしたことになり

ますと余計本当に大事だと思う、世に言う委員会

制度、これについて二、三お伺いをいたします。

この金融再生委員会といふもの、私は余りこの

問題は財政とか金融の分離の話で申し上げるん

でなくして、三条委員会といふもの今までのいろ

んな法律的な性格からいいますと、これは皆さん

御承知のように、三条委員会といふのはどちらか

といふと政治からも独立するとか、あるいは準司

法的機能に近いとか、ある意味じや監督官庁から

の監督もなるべく受け取ることを少なくという、そ

ういう機関ですね。だから、かつてたくさんあり

ましたけれども、どんどん整理されまして、残っ

ているのは国家公安委員会だとか、あるいは典型

的な法律的な性格からいいますと、これはやっぽり公取ですね、公正取引委員会。そ

ういうような機関にぴったりの機構なんです。

そこで、三条機関としての今度の金融再生委員

会、これは担当国務大臣を議長といふんですか、

長にして五人で構成されるという構成。このこと

がどちらかといえば、似てるとすれば国家公安委員会に似てているわけですが、国家公安委員会の場合でも、要するに会議をリードしてこつちへ持つていくとか、そういう性格ではないんで

すね、あれは、やっぽり合議制で一つの結論へ

持つていく、その中に一人の国務大臣が入つてい

らつしやると。

そのことについて、私は非常に新しい例にな

ると思う。といいますのは、やりますことの内容が

国家公安委員会のような問題ではないわけです。

どちらかといふとかなり行政的な判断を要するよ

と。そのために今日こうして対処をいたしておるところでございます。

そういう意味で、先般、大蔵大臣もG7に出席し、またIMFの総会等に出席をいたしまして、現下の状況といふものは、日本としての責任は果たしていきますが、同時に昨年の四月以来、アジアの金融・通貨不安に発しまして、その後大きな影響は、やはりロシアにおける状況も大きく変化している。加えまして、今南米その他、特にブルジルは大統領選挙の結果に極めて関心を持つところであります。が、そうした南米自身における金融問題のあり方、あるいはまた御案内とのおりに、ヘッジファンドを通じまして世界の実体経済とまた別の面でいろいろな市場に対する影響その他の問題が起つてまいりまして、今本当に看過しえないような世界の大きな時期に来たつておるのでないかということをございます。特に、アメリカ経済におきましては、ずっと以前からアメリカの経済がただ一つ大きな成長を遂げておるといったことでござります。

我が国としては、我が國の責任を果たすということからいまして、一日も早く今提案をされております法律案あるいはまた早期健全化スキームを通じまして金融機関を安定させていくということが我が国の政府としては現下すべき最大の課題である、このよう認識をいたしております。

○塩崎恭久君　ありがとうございます。

そこで、金融再生法案、セーフティーネットの仕組みでございますが、これについて、先ほど申し上げたように丸のみではないかという批判も一部あるようございますけれども、セーフティーネットという意味では、ブリッジバンク、私ども、政府そしてまた自由民主党の中でも検討してまいりましたもの、これも生きておりますし、それから金融整理管財人、我々は金融管理人と言つておりましたが、同様の制度もございます。そして、実は私ども自民党の中で議論したときにも、

私は公開買付で株は三分の二以上買えるようにならざるだという提案をしておりましたし、

平場の自民党の中の議論の中でも、普通株を買つていくということについての支持は津島先生を始め多くの方々からいたいたわけございますが、政府から出す内閣法として、憲法問題にかかる、つまり株主権の問題で、この株主権をオーバーライドするということが果たしてできるのかどうかというところが最大の問題でございました。結局、その問題については、憲法第二十九条の財産権についてなかなか閣法では難しいということがあつたわけでござりますので、我々、管理人があって、それから公的ブリッジバンクになるといたことにしたわけがありますが、今振り返つてみると、こういった点については、ぎりぎりの選択というのは、議員がやはり立法府の政治生命をかけてやらなければいけないことなんだなというふうでございますが、例えばアメリカでもあるいは

そういう意味では、与党案、野党案、その両方を合体したという形で今回のセーフティーネットはできたんではないかと私は思つております。

そういう意味で、本来破綻の担当でございます大蔵省の金融企画局長、今回のこの修正案についての現場の評価としてどのように考えておられるのかをお伺いいたしたいと思います。

○政府委員(伏屋和彦君)　お答えいたします。

修正の金融再生法案におきましては、与野党で御協議されました結果、今、塩崎先生も言われま

したように、金融整理管財人による管理、また、預金等の払い戻しを停止するおそれが生ずると認められる場合も含めました特別公的管理開始決定

のほか、先ほど御指摘ありましたように、破綻した金融機関の業務承継、いわゆる公的ブリッジバ

ンク制度及び金融機関等の資産の買い取りに関する緊急措置の制度等もこれは整備されていると承知しております。

いずれにいたしましても、法案の速やかな成立を待ちまして、金融再生委員会、金融監督庁との

連携のもとで金融機能の再生と安定に努めてまいりたいと考えております。

○塩崎恭久君　そこで、北拓のときにも大変問題になったのが、このⅡ分類債権をどういうふうに

するのか、特に中小企業はかなりの部分がⅡ分類債権になつてゐるケースが多いわけでございま

す。

そこで、これは大蔵省に思つておりますが、池田先生に怒られそらなんで、池田先生、も

し構わなければお答えをいただきたいと思いま

す。

要は、北拓の場合には引き当てを積み増す形で

北洋を行つていただくことを考えておるよ

うでございますが、例えばロスシェアリングと

南米のチリでも同じようなことがやられてゐる

んです。そしてまた直近ではタイの金融危機でも同じことが行つておるのですけれども、政

府と受け皿銀行の損失分担、ロスシェアリングと

いうのをやつておるということがあります。

これは、GEキャピタルが東邦生命を買つたと

きに似たようなことをやつています、アーンアウトという方式であるようございますけれども。

要は、言つてみれば見積価格でとりあえず取引をしておく、そしてその後、中の評価をもう一回や

り直しながら、政府と受け皿銀行の間に一定期間

に利回りの保証をしながらロスシェアリングをし

ようじゃないかというふうなことをやつておるよう

ございます。

それは一つは、資産評価するためのデューデリ

ジェンスをやるのに物すごい時間がかかるてしまつて、Ⅱ分類のどれを持っていくのか持つていいかないのかという話で中小企業が途中で大変困る

わけですね。そこで、一舉にばんとあります第

II分類を全部持つていいともう、そういう中で

評価を直してもらうというスキームがあるよう

ございます。

こうしたことについて、私はもう前々から、ど

んな国がやつても、我々で使っていいようなも

のはどんどん使つたらいいじゃないか、どこか知

らないような国でやつたものはやらないみたいない話じゃなくて、あるいは外国でやつたものは全部やらないんじやなくて、やっぱりいいものはやつていいかと思います。

そういう意味で、このロスシェアリング方式的なⅡ分類の扱いというものについての評価を、西川先生、よろしくお願ひいたします。

○衆議院議員(西川知雄君)　お答えいたします。

Ⅱ分類、これが今現在、国民がその実態が一体どうなつたのか、特に中小企業はかなりの部分がⅡ分類

債権になつてゐるケースが多いわけでございま

す。

そこで、これは大蔵省に思つておりますが、池田先生に怒られそらなんで、池田先生、も

し構わなければお答えをいただきたいと思いま

す。

そこで、これは大蔵省に思つておりますが、池田先生に怒られそらなんで、池田先生、も

法に代表される問題でございます。今、私はこの議論にかかわっておりませんのでどこまでいって大光明が先に見えてきたということを安心しておいでございますが、私は二つの誤解があるのではないかなど思ひます、もう大分議論に出てきていることがあります。

私は、何でもかんでも情報を開示せよというのは必ずしも合つてはいないのではないだろうか。これはお医者さんのカルテと同じでありますけれども、監督情報というのは、監督当局がこれは出すべきである出すべきではないと考える、判断をする裁量権を持つていいんだろうと思うんです。これは出したら危ないというものは出す必要はない、そんなものは当たり前だろうと思うんです。ディスクロージャーの問題はまた別途あって、これは市場の信頼を獲得するあるいは株主の信頼を獲得するという意味でディスクロージャーはしっかりとやっていかなければいけない、こういうことだらうと思うんです。そのところをちょっとと誤解をされているのではないだらうか。

つまり、例えば自己資本比率がどうなつていてかというのは先ほど枝野議員からも随分話がありましたが、やっぱりこれは徹底的に実力で見るべきなんだろうと思うんです。これは監督情報であって、別にそれは出してはいけないものは出さないんだらうと思っております。

ただ、もう一つの誤解は、つまりこれは何を言いたいかというと、病人に例えれば糖尿病の方が病院で検査をする、そのときに朝一発インシュリンの注射を打つてくる、それから検査をしたんではやっぱり意味がないんだらうと思うんです。

さつき時価会計の話がちょっと出ておりましたけれども、株価を時価で評価する、つまり今で言えば、低価法で評価するというのは実力をはかるといふ意味ではごくごく当たり前のことであって、またそれで見なければこの銀行の実力というのはわからない。そしてまた、マーケットはどうのうかの方法をとらうとも低価法でしか見ていない。これ

を我々は忘れてはいけないだらうと思うんです。それがまず第一の誤解ではないだらうか。つまり、医者のカルテは必ずしも全部出す必要はないということをやらない限りは、本当の意味の早期診断は何にもなしで率直に実態を見るべきだと思いません。

それからもう一つは、そういうディスクロージャーすると貸し済りの原因になっちゃうじゃないかという話がありますけれども、幾ら数字を取り繕つてやつたところで、さっきも議論が出ておりましたが、やはり貸し済りの最大の原因というのは資本不足であり、そのまた原因は何かといえば不良債権がたくさんあるんじやないかということが原因であるわけですから、そこをやや貸し済りをしないような計画を出させた上で資本注入をするというような案がきょうの新聞などにも出ておりますけれども、それは三月のときにやつてしまつた誤りを同じようにまたやつてしまつというふうです。

土地の再評価を四五%入れた、あるいは原価法で入れる、評価益を入れるというようなことはやはり取り締ることであって、本来は監督情報で、そもそも早期健全化スキームというのはあくまでも監督当局がやるべきことの中身でありますから、本来は我々がこんなところで議論をしなくたって行政がきちっとひそかに正しくやっていただければいいことだらうと思うんですね。それが何とできていないがために我々がこういう議論をしなければいけないということになつていています。

さういうに私は理解しているわけでございます。さつき時価会計の話がちょっと出ておりましたけれども、株価を時価で評価する、つまり今で言えば、低価法で評価するというのは実力をはかるといふ意味ではごくごく当たり前のことであって、またそれで見なければこの銀行の実力というのはわからない。そしてまた、マーケットはどうのうかの方法をとらうとも低価法でしか見ていない。これ

池田議員、そして西川議員、お答えをいただきました。

○衆議院議員(津島雄一君) 大変立派な考え方の

整理をやつていただいたと思います。

金融機関の実態を把握する必要があつて、そし

てその実態把握に基づいて早く健全な形にする、これはだれも否定しない。それから、ある程度の

ディスクロージャーをやらないとマーケットは納得しない、これも事実。しかし、その間に格差がなければならない。それはなぜかといいますと、公開情報というのは一般の人が見ます。ですか

ら、例えばある金融機関が非常にぐあいが悪いと

いうことを不用意に公開することでその銀行に対

する大変な取りつけのような騒ぎになるとか、あ

るは資本比率が悪くなつた銀行はやむを得ず貸

し付けの回収に走らなきならない、回収に走つた結果が大変なデフレを生む、デフレを生むこと

がさらにまた株式市場なりもろもの価格の下落

になる、まさにデフレスパイアルに火をつけるわけ

ですから、我々は議論するときにそのところ

をきちつとわきまえて、何が何でも公開しさえすれば世の中はよくなるというのではないといふことは想像でしかわからない、そしてその想像でしかわからぬないとときに公的資金を導入しよう、そ

ういうことは我々も含めだれも言つてはおりませ

ん。しかしながら、今一番問題なのは、日本の金融機関の実態がどうなつているのかといふことを

金融監督庁も当然のことのように公表しない、そ

してすべて不良債権がどうなつていてるかといふこと

ことは想像でしかわからない、そしてその想像でしかわからぬと

いうような実態が一方にある、こういうことは国民の目から見てどうしても納得できないし許すことのできない。ここが基本にあるんじやないかと思います。したがいまして、不良債権の実態はどうなつていてるかといふことについて先ほども議論がありました。例えば株の評価においても、今景気に非常に影響を与える過ぎるんじゃないかな、金融機関に影響を与え過ぎるんじゃないかといふような議論がされています。

しかしながら、先ほども御説明いたしましたように、原価法というのと、五千円で何年か前に取得した株が今千円であるというときにも五千円だとうふうに評価をして、そして自分の銀行はこれまで健全なんだということを言つていてるということと同じでございます。したがつて、国民の前に、そして国際社会の前に実態をあらわしていな

いということございまして、こういうことをや

○衆議院議員(池田元久君) 塩崎委員の今の整理された御議論、特に前半部分については私も全く同感であります。つまり、カルテが、あなたの言葉で言うカルテができるといつわざです。十分な診察、要するに厳格な資産査定、そこからすべて出発しなければならないと思います。

それから、ディスクロージャーにつきましては、これはやはり納税者、国民の利益、アカウンタビリティーという言葉もございますが、個別融資先を開示することではなくて、そこはできるだ

けディスクロージャーをするという基本的な考えでいくべきであると私は思います。

現在、現状から出してしまったと大変だからといふこと、それがまず第一の誤解ではないだらうか。つまり、医者のカルテは必ずしも全部出す必要はないけれども、検査は何にもなしで率直に実態を見る

こと、それがまず第一点だらうと思ひます。

○衆議院議員(津島雄一君) 大変立派な考え方の

整理をやつていただいたと思います。

金融機関の実態を把握する必要があつて、そし

てその実態把握に基づいて早く健全な形にする、これはだれも否定しない。それから、ある程度の

ディスクロージャーをやらないとマーケットは納得しない、これも事実。しかし、その間に格差がなければならない。それはなぜかといいますと、公開情報というのは一般の人が見ます。ですか

ら、例えばある金融機関が非常にぐあいが悪いと

いうことを不用意に公開することでその銀行に対

する大変な取りつけのような騒ぎになるとか、あ

るは資本比率が悪くなつた銀行はやむを得ず貸

し付けの回収に走らなきならない、回収に走つた結果が大変なデフレを生む、デフレを生むこと

がさらにまた株式市場なりもろもの価格の下落

になる、まさにデフレスパイアルに火をつけるわけ

ですから、我々は議論するときにそのところ

をきちつとわきまえて、何が何でも公開しさえすれば世の中はよくなるというのではないといふことは想像でしかわからない、そしてその想像でしかわからぬと

いうことは我々も含めだれも言つてはおりませ

ん。しかしながら、今一番問題なのは、日本の金融機関の実態がどうなつているのかといふことを

金融監督庁も当然のことのように公表しない、そ

してすべて不良債権がどうなつていてるかといふことは想像でしかわからない、そしてその想像でしかわからぬと

いうような実態が一方にある、こういうことは國民の目から見てどうしても納得できないし許すことのできない。ここが基本にあるんじやないかと思います。したがいまして、不良債権の実態はどうなつていてるかといふことについて先ほども議論がありました。例えば株の評価においても、今景気に非常に影響を与える過ぎるんじゃないかな、金融機関に影響を与え過ぎるんじゃないかな、ような議論がされています。

しかしながら、先ほども御説明いたしましたように、原価法にした方がいいんじやないか、低価法では

けであります。私も全くそれは否定いたしま

り、医者のカルテは必ずしも全部出す必要はないけれども、検査は何にもなしで率直に実態を見る

こと、これがまず第一点だらうと思ひます。

○衆議院議員(津島雄一君) 大変立派な考え方の

整理をやつていただいたと思います。

金融機関の実態を把握する必要があつて、そし

てその実態把握に基づいて早く健全な形にする、これはだれも否定しない。それから、ある程度の

ディスクロージャーをやらないとマーケットは納得しない、これも事実。しかし、その間に格差が

なければならない。それはなぜかといいますと、公開情報というのは一般の人が見ます。ですか

ら、例えばある金融機関が非常にぐあいが悪いと

いうことを不用意に公開することでその銀行に対

する大変な取りつけのような騒ぎになるとか、あ

るは資本比率が悪くなつた銀行はやむを得ず貸

し付けの回収に走らなきならない、回収に走つた結果が大変なデフレを生む、デフレを生むこと

がさらにまた株式市場なりもろもの価格の下落

になる、まさにデフレスパイアルに火をつけるわけ

ですから、我々は議論するときにそのところ

をきちつとわきまえて、何が何でも公開しさえすれば世の中はよくなるといふことは想像でしかわからぬと

いうことは我々も含めだれも言つてはおりませ

ん。しかしながら、今一番問題なのは、日本の金融機関の実態がどうなつているのかといふことを

金融監督庁も当然のことのように公表しない、そ

してすべて不良債権がどうなつていてるかといふことは想像でしかわからない、そしてその想像でしかわからぬと

いうような実態が一方にある、こういうことは國民の目から見てどうしても納得できないし許すことのできない。ここが基本にあるんじやないかと思います。したがいまして、不良債権の実態はどうなつていてるかといふことについて先ほども議論がありました。例えば株の評価においても、今景気に非常に影響を与える過ぎるんじゃないかな、金融機関に影響を与え過ぎるんじゃないかな、ような議論がされています。

しかしながら、先ほども御説明いたしましたように、原価法にした方がいいんじやないか、低価法では

けであります。私も全くそれは否定いたしま

り、医者のカルテは必ずしも全部出す必要はないけれども、検査は何にもなしで率直に実態を見る

こと、これがまず第一点だらうと思ひます。

○衆議院議員(津島雄一君) 大変立派な考え方の

整理をやつていただいたと思います。

金融機関の実態を把握する必要があつて、そし

てその実態把握に基づいて早く健全な形にする、これはだれも否定しない。それから、ある程度の

ディスクロージャーをやらないとマーケットは納得しない、これも事実。しかし、その間に格差が

なければならない。それはなぜかといいますと、公開情報というのは一般の人が見ます。ですか

ら、例えばある金融機関が非常にぐあいが悪いと

いうことを不用意に公開することでその銀行に対

する大変な取りつけのような騒ぎになるとか、あ

るは資本比率が悪くなつた銀行はやむを得ず貸

し付けの回収に走らなきならない、回収に走つた結果が大変なデフレを生む、デフレを生むこと

がさらにまた株式市場なりもろもの価格の下落

になる、まさにデフレスパイアルに火をつけるわけ

ですから、我々は議論するときにそのところ

をきちつとわきまえて、何が何でも公開しさえすれば世の中はよくなるといふことは想像でしかわからぬと

いうことは我々も含めだれも言つてはおりませ

ん。しかしながら、今一番問題なのは、日本の金融機関の実態がどうなつているのかといふことを

金融監督庁も当然のことのように公表しない、そ

してすべて不良債権がどうなつていてるかといふことは想像でしかわからない、そしてその想像でしかわからぬと

いうような実態が一方にある、こういうことは國民の目から見てどうしても納得できないし許すことのできない。ここが基本にあるんじやないかと思います。したがいまして、不良債権の実態はどうなつていてるかといふことについて先ほども議論がありました。例えば株の評価においても、今景気に非常に影響を与える過ぎるんじゃないかな、金融機関に影響を与え過ぎるんじゃないかな、ような議論がされています。

しかしながら、先ほども御説明いたしましたように、原価法にした方がいいんじやないか、低価法では

けであります。私も全くそれは否定いたしま

り、医者のカルテは必ずしも全部出す必要はないけれども、検査は何にもなしで率直に実態を見る

こと、これがまず第一点だらうと思ひます。

○衆議院議員(津島雄一君) 大変立派な考え方の

整理をやつていただいたと思います。

金融機関の実態を把握する必要があつて、そし

てその実態把握に基づいて早く健全な形にする、これはだれも否定しない。それから、ある程度の

ディスクロージャーをやらないとマーケットは納得しない、これも事実。しかし、その間に格差が

なければならない。それはなぜかといいますと、公開情報というのは一般の人が見ます。ですか

ら、例えばある金融機関が非常にぐあいが悪いと

いうことを不用意に公開することでその銀行に対

する大変な取りつけのような騒ぎになるとか、あ

るは資本比率が悪くなつた銀行はやむを得ず貸

し付けの回収に走らなきならない、回収に走つた結果が大変なデフレを生む、デフレを生むこと

がさらにまた株式市場なりもろもの価格の下落

になる、まさにデフレスパイアルに火をつけるわけ

ですから、我々は議論するときにそのところ

をきちつとわきまえて、何が何でも公開しさえすれば世の中はよくなるといふことは想像でしかわからぬと

いうことは我々も含めだれも言つてはおりませ

ん。しかしながら、今一番問題なのは、日本の金融機関の実態がどうなつているのかといふことを

金融監督庁も当然のことのように公表しない、そ

してすべて不良債権がどうなつていてるかといふことは想像でしかわからない、そしてその想像でしかわからぬと

いうような実態が一方にある、こういうことは國民の目から見てどうしても納得できないし許すことのできない。ここが基本にあるんじやないかと思います。したがいまして、不良債権の実態はどうなつていてるかといふことについて先ほども議論がありました。例えば株の評価においても、今景気に非常に影響を与える過ぎるんじゃないかな、金融機関に影響を与え過ぎるんじゃないかな、ような議論がされています。

しかしながら、先ほども御説明いたしましたように、原価法にした方がいいんじやないか、低価法では

けであります。私も全くそれは否定いたしま

り、医者のカルテは必ずしも全部出す必要はないけれども、検査は何にもなしで率直に実態を見る

こと、これがまず第一点だらうと思ひます。

○衆議院議員(津島雄一君) 大変立派な考え方の

整理をやつていただいたと思います。

金融機関の実態を把握する必要があつて、そし

てその実態把握に基づいて早く健全な形にする、これはだれも否定しない。それから、ある程度の

ディスクロージャーをやらないとマーケットは納得しない、これも事実。しかし、その間に格差が

なければならない。それはなぜかといいますと、公開情報というのは一般の人が見ます。ですか

ら、例えばある金融機関が非常にぐあいが悪いと

いうことを不用意に公開することでその銀行に対

する大変な取りつけのような騒ぎになるとか、あ

るは資本比率が悪くなつた銀行はやむを得ず貸

し付けの回収に走らなきならない、回収に走つた結果が大変なデフレを生む、デフレを生むこと

がさらにまた株式市場なりもろもの価格の下落

になる、まさにデフレスパイアルに火をつけるわけ

ですから、我々は議論するときにそのところ

をきちつとわきまえて、何が何でも公開しさえすれば世の中はよくなるといふことは想像でしかわからぬと

いうことは我々も含めだれも言つてはおりませ

ん。しかしながら、今一番問題なのは、日本の金融機関の実態がどうなつているのかといふことを

金融監督庁も当然のことのように公表しない、そ

してすべて不良債権がどうなつていてるかといふことは想像でしかわからない、そしてその想像でしかわからぬと

いうような実態が一方にある、こういうことは國民の目から見てどうしても納得できないし許すことのできない。ここが基本にあるんじやないかと思います。したがいまして、不良債権の実態はどうなつていてるかといふことについて先ほども議論がありました。例えば株の評価においても、今景気に非常に影響を与える過ぎるんじゃないかな、金融機関に影響を与え過ぎるんじゃないかな、ような議論がされています。

しかしながら、先ほども御説明いたしましたように、原価法にした方がいいんじやないか、低価法では

けであります。私も全くそれは否定いたしま

り、医者のカルテは必ずしも全部出す必要はないけれども、検査は何にもなしで率直に実態を見る

こと、これがまず第一点だらうと思ひます。

○衆議院議員(津島雄一君) 大変立派な考え方の

整理をやつていただいたと思います。

金融機関の実態を把握する必要があつて、そし

てその実態把握に基づいて早く健全な形にする、これはだれも否定しない。それから、ある程度の

ディスクロージャーをやらないとマーケットは納得しない、これも事実。しかし、その間に格差が

なければならない。それはなぜかといいますと、公開情報というのは一般の人が見ます。ですか

ら、例えばある金融機関が非常にぐあいが悪いと

いうことを不用意に公開することでその銀行に対

する大変な取りつけのような騒ぎになるとか、あ

るは資本比率が悪くなつた銀行はやむを得ず貸

し付けの回収に走らなきならない、回収に走つた結果が大変なデフレを生む、デフレを生むこと

がさらにまた株式市場なりもろもの価格の下落

になる、まさにデフレスパイアルに火をつけるわけ

ですから、我々は議論するときにそのところ

をきちつとわきまえて、何が何でも公開しさえすれば世の中はよくなるといふことは想像でしかわからぬと

いうことは我々も含めだれも言つてはおりませ

ん。しかしながら、今一番問題なのは、日本の金融機関の実態がどうなつているのかといふことを

金融監督庁も当然のことのように公表しない、そ

してすべて不良債権がどうなつていてるかといふことは想像でしかわからない、そしてその想像でしかわからぬと

いうような実態が一方にある、こういうことは國民の目から見てどうしても納得できないし許すことのできない。ここが基本にあるんじやないかと思います。したがいまして、不良債権の実態はどうなつていてるかといふことについて先ほども議論がありました。例えば株の評価においても、今景気に非常に影響を与える過ぎるんじゃないかな、金融機関に影響を与え過ぎるんじゃないかな、ような議論がされています。

しかしながら、先ほども御説明いたしましたように、原価法にした方がいいんじやないか、低価法では

けであります。私も全くそれは否定いたしま

り、医者のカルテは必ずしも全部出す必要はないけれども、検査は何にもなしで率直に実態を見る

こと、これがまず第一点だらうと思ひます。

○衆議院議員(津島雄一君) 大変立派な考え方の

整理をやつていただいたと思います。

金融機関の実態を把握する必要があつて、そし

てその実態把握に基づいて早く健全な形にする、これはだれも否定しない。それから、ある程度の

ディスクロージャーをやらないとマーケットは納得しない、これも事実。しかし、

ればますます国際的な信用というものはなくなるわけです。しかし、徹底的なディスクロージャーということは、きのうの参議院の本会議でも社民党の日下部議員の方からも当然的な義務として置くべきだというような発言もありました。そういうようなことを当然のことのようにやはり皆さんは考えていただかなければ、これは国内的にも国際的にも信用を得られないというふうに考えられます。

以上でございます。

○塙崎恭久君 いろいろお三方からお話をございましたけれども、宮澤大臣、きのうも本会議でこの点についてお触れをいただきましたが、今のお三方の御意見をお聞きになつて御所見をいたただければと思います。

○國務大臣(宮澤喜一君) あるべき姿として今お話しになつていらっしゃることは私は全く異存がないません。ただ、先ほどもどなたか提案者も言つていらっしゃいましたが、今の日本の銀行が八%とか何%とかいうときに、本当に実態はどういうことなんだろうかということを多くの方が思つていらっしゃるぐらい銀行の資本といふのは実は弱いわけですから、監査法人は、自己査定の結果を前提に作成しないではないだらうかなというふうに思うのですが、いかがでございましょうか。

○政府委員(伏屋和彦君) お答えいたします。ですが、自己査定の結果についても監査の公認会計士がついているわけですね。しかし、どうもそれがいささか信頼性を欠く。そういう意味では監査法人に連帯責任というものを負わせないといけないのですが、私はやはりお話をいたしましたのでござります。

○塙崎恭久君 やっぱり監査法人がこれから果たすべき役割というのは非常に大きくなつてくると思いますので、その点についてはまた我々も議員一同で努力したいと思います。

○衆議院議員(西川知雄君) 短くお答えしますが、情報の公開で誤解のないように申し上げておきたいと思いますが、これは金融機関と申しまし

てもマネーセンターバンクから信金、信組と各種表内容とか公表時期等についても、中小企業に対する貸し済り等がないように実態に即した措置、モラルハザード、モラルハザードと言いますけれども、もう一つモラルハザードというのもあり得るんじゃないかなと。つまり、余りにも厳しくやり過ぎるためにやる気をなくしてしまう。経営者は当局がどう判断するかということであろうと思いまして、私はもはや三月末のような状態では決してないし、一挙にやっていかなければならないそは思つております。

そこで、これは大蔵省なのか監督庁なのかあれですが、自己査定の結果についても監査の公認会計士がついているわけですね。しかし、どうもそれがいささか信頼性を欠く。そういう意味では監査法人に連帯責任というものを負わせないといけないのですが、私はやはりお話をいたしましたのでござります。

○塙崎恭久君 やっぱり監査法人がこれから果たすべき役割というのは非常に大きくなつてくると思いますので、その点についてはまた我々も議員一同で努力したいと思います。これによりまして自己査定の結果に対しましても間接的に現行制度の二第一項に基づく監査証明を行うことによりまして刑事上、民事上、行政上の責任を負うことになるわけでございます。これによりまして自分が申請せざるを得なくなる状況になるのではないか、こういうふうに考えておりまして、強制適用か申請かという問題よりは、むしろこの前提となる自己資本比率の算定をどのように厳しくとるのかどうか、これによつて結果として申請せざるを得なくなるということが左右されるのではないか、このように考える次第でございます。

○塙崎恭久君 私も全く同感であります。先ほどお申し述べましたが、原則主義などと呼ばれる飛ぶといふような仕組みの一部でも使って、そういう場合には何か政府で手だてを考えるとか、いろんなことがあります。これについて、これについてはまだいろいろと議論をしていただきたいと思っております。それから、資本注入の問題について、なかなか手を挙げないんじゃないかな、今の責任問題もありますけれども、手を挙げないんじゃないかなということで、申請主義かどうか、強制なのかというような話があります。これについて、平和・改革のための立法が生きた銀行からも入ってくるわけでありまされども、中坊さんにとっていらっしゃる住管機構などの回収の能力について世の中では高く評

やる気をなくさせてはいけないという面もあるんではないかというお話をありました。モラルハザード、モラルハザードと言いますけれども、もう一つモラルハザードというのもあり得るんじゃないかなと。つまり、余りにも厳しくやり過ぎるためにやる気をなくしてしまう。経営者は全部首切つていなくなつたらいいんだというわけ

ではないかというお話を伺いました。したがいまして、早期健全化措置につきましては我が党はまだ

検討中でございますので個人の見解ということでお答えを申し上げたいと存じますけれども、私どもも金融機関の不良債権の実態をきちんと開示する、また適切な引き当てを行つて不良債権の償却を進める、こういうことが金融不安を解消する前提となるであろう、このように考えております。その際、自己資本比率が大きく低下した金融機関に対しては資本増強の命令を発する、こういうことになると思いますが、これが市場でみずから認められると、それはそれで結構な努力で資本が調達できればそれがそれで結構な組みをつくるおくれのも一つ大事なんではないか。

例えば、私ども地元に帰ると、私財を全部投げ出せ、銀行家に投げ出さざると、いうふうによく言われるわけであります。しかし、株式会社は有限責任でありますから、それをやれと言つたってなかなかこれは難しい、民事、刑事でひつかかれればまたいろいろ別なことが出てくるんでしようが、そういうことであれば、例えば一定期間猶予を与えて、責任追及のペフォーマンスによって若干、免責までのいかないにせよ、アメリカのようない司法取引的な仕組みも考え得ると思ひますし、私財提供ということであれば、例えば私財でとりあえず自分の勤めている銀行の株を買ってもらって、もしもその銀行がだめになつたら自分の私財は全部飛ぶといふような仕組みの一部でも使って、そういう場合には何か政府で手だてを考えるとか、いろいろなことがあります。これについて、これについてはまだいろいろと議論をしていただきたいと思っております。

○塙崎恭久君 やっぱり監査法人がこれから果たすべき役割というのは非常に大きくなつてくると思いますので、その点についてはまた我々も議員一同で努力したいと思います。それから、資本注入の問題について、なかなか手を挙げないんじゃないかな、今の責任問題もありますけれども、手を挙げないんじゃないかなということで、申請主義かどうか、強制なのかというような話があります。これについて、平和・改革のための立法が生きた銀行からも入ってくるわけでありまされども、中坊さんにとっていらっしゃる住管機構などの回収の能力について世の中では高く評

価されているわけですが、私はこれからいろんな形の不良債権がこの日本版RTCに入つてくるんだろうと思います。既に今も住管機構や整理回収銀行それからOCPCにも入っているわけありますけれども、ただ回収に追っかけ回していくということではなくて、いろんな形でやり得るんじゃないだろうか。

その最大の座標軸は何かといえば、投入する公的資金を最小化する、ある一定期間のうちに最小化された投入資金でこの処理をしていくということが大事なんだろうと思いますし、今回、三会派での覚書の中にもそういうことをきらつと入れてあります。

例えばアメリカのRTCの場合は、あれは住宅もありましたけれども、例えば商業不動産担保つき不良債権の処理の手法を見てみますと、六割が一括売却、バルクセールというものであります。それから、三五%がエクイティーパートナーシップという方式での処分であります。残り5%が債権一本一本を入れて売却していくというやり方でやつていていたようございます。

このエクイティーパートナーシップというのは余り聞きなれないわけありますが、リミテッドパートナーシップというのがアメリカにあります。が、日本でいえば匿名組合と呼ばれているものに近い仕組みではないかと思いますけれども、公的機関からの不良債権または担保不動産の現物出資をして、そこに政府の信用補完をつけて民間主導の再開発を行うという手法であったようあります。

私どこの四月からずっとトータルプランで議論をする中で建設省と議論を詰めてきていたわけでありますけれども、民間企業がいわばRTC、日本版RTCが今度やれば、受け皿となる法人、SPCでもいいわけですが、土地の現物出資あるいは債権担保つきの現物出資を行って、民間企業が無限責任の営業者となるということになって再開発をやつてもらうわけでありますから、いわば民間企業が国から担保不動産を借りて、それ

を再開発して収益を上げていくということでも、日本版RTCの言つてみれば返りがええていく。

そしてまた、なおかつ一番大事なのは、今の景気の状況を見てみても、担保不動産が銀行などがじっと持ったまま不動産市場に出でこないといふところが最大の問題でもあつたわけでありますから、こういったことは特に小渕總理が唱えていらっしゃる生活空間倍増計画にもかかわってくる大事な新しい手だてではないだろうか。そこに何らかの信用補完、政府による信用補完をつけると、少しの公的資金を今使うことによって、それをやらないではほつておいて先に行つてからたくさんのお金を使わなきゃいけないよりは、今少し使つた方が私は賢明なんじゃないか、こう思つているわけであります。

仕組みがやや建設省のジャンルになりますので、この点について建設省の基本的なお考えだけ簡単にお答えをいただきたいと思いまが、お願ひいたします。

○政府委員(小川忠男君)お答えいたします。

一連の問題の根底には、やはり担保土地が現実に流動化され、有効利用が促される、これが非常に重要な側面だらうと思います。ただ、実態を見ますと、比較的小規模な土地が多いとか、マーケットに出すにはいろんな意味での付加価値をつける作業が必要になるケースが多いと思われます。

ただ、その意味では民間企業の力を大いに活用する、これが非常に重要なことです。民間とのいろいろな連携の仕方にについてはいろんな組み合せがあらうかと思います。御提案のように、現物出資と民間企業の資金調達に対して公的な信用補完を組み合わせるというのも非常に重要な一つのポイントであります。

ただ、いざれにいたしましても、先ほど申し上げましたようにいろんな組み合わせ、いろんな工夫の仕方がございますので、御提案の点も含めまして積極的に検討させていただきたいと思いま

す。

○塙崎恭久君 積極的に検討するというお言葉でござりますので、また我々とぜひ議論を深めていたい、早急にこういった新しいスキームをひじつと持つたままで不動産市場に出でこないといふところにつくつといこう、そんな気持ちでいるところでございます。

そこで次に、昨今新聞紙上で、どの銀行とどちらが最も新しく生活空間倍増計画にもかかわってくる大事な新しい手だてではないだろうか。そこには、この生保が提携するとか、どの銀行と外国のどうらかの信用補完、政府による信用補完をつけると、少しの公的資金を今使うことによって、それをやらないではほつておいて先に行つてからたくさんのお金を使わなきゃいけないよりは、今少し使つた方が私は賢明なんじゃないか、こう思つているわけであります。これはある意味では、ピッグバンをやろうといった目的に合致した新しい再編の動きと生き残り策ということで、私は大変歓迎すべきことではないかと思っているわけであります。

もともとヨーロッパは、御案内のようにユニバーサルバンキングをやっておりますから、一つの組織体で銀行も証券も生保もみんなやれる、アメリカは持ち株会社形式で同じように総合金融サービスを提供する。もちろんファイアウオールは工夫をしているわけであります。が、だんだんそれが工夫を下りつつあるという中で、我が国の法制度がまだ十分そういうものを達成するに至るようなインフラ整備ができるいないのじやないだらうかと、いうことがかねてから言われていたわけでございます。

特に言われていることは、純粹持ち株会社というものがやつとできるようになります。この間。ところが、抜け駆け式だと三角合併とかいろんなややや形的なやり方で今法律を通して、かねてから株式交換方式による親子会社法制度といふのが必要だということが言われておりました。法規制等で基本的なラインはいいのじやないかと、いうことがたしか新聞に出ていたようございます。これが何しろ今申し上げたようにいろんな組み合せで再編が行われる中で、持ち株会社を法律が通つたつてどこもやらないというのは、やっぱり今の法律が十分使い勝手がよくないということだらうと思つて、ありますけれども、この株式交換方式による親子会社の法規制の導入を私として

はぜひ次期通常国会の頭に出してもうえたらなと思つておられます。この間、倒産法制度もたしか事務方は平成十四年とかなんとか言つて、たのを来年度に出すと言つた中村法務大臣でござりますから、恐らくこの点についても問題意識を十分お考へいただいて、極めて前向きなことを言つていただけたのではないかと思っておいでをいただいておりますので、この点についてのお答えをいただきたいと思います。

○國務大臣(中村正三郎君) 塙崎委員御指摘の株式交換方式による親子会社ができるようになります。そこで、この銀行が提携するという話が連日のように出ております。これはある意味では、ピッグバンをやろうといった目的に合致した新しい再編の動きと生き残り策ということで、私は大変歓迎すべきことではないかと思っているわけであります。

ただ、その意味では民間企業の力を大いに活用する、これが非常に重要なことです。民間とのいろいろな連携の仕方にについてはいろんな組み合せがあらうかと思います。御提案のように、現物出資と民間企業の資金調達に対して公的な信用補完を組み合わせるというのも非常に重要な一つのポイントであります。

ただ、いざれにいたしましても、先ほど申し上げましたようにいろんな組み合わせ、いろんな工夫の仕方がございますので、御提案の点も含めまして積極的に検討させていただきたいと思いま

大変いろんなバターンがあつて難しいと聞いておりますが、これについての検討状況と、いつ法案が出てくるのか、大蔵省からお答えをいただきたいと思います。簡単にお願いいたします。

できました。が主務大臣は總理大臣、等々ばらばらでございまして、この危機に当たつて、金融行政の一元化へ向かって大きく前進できたということが第三点であると私は思います。

○江田五月君 三点挙げられました。政治主導、それから包括的な本格的なスキームができた、さらに金融行政の一元化、財政と金融の分離と言つてもいいかもしませんね、そういうものについて道筋が描かれた。

抗、抵抗ばかりじゃないんですが、それじゃだめだと強く言ってきた面もあって、臭い物にあたるものがなかなかできなかつた。そのためにいろいろ、ふたがとれてきて、例えば長銀はどうであつたか日本リースはどうであつたか、そういうものが明らかになつてきました。明らかになつてくることによつて、これではいけないというので、銀行の中でも自助努力という芽が次第次第に出てきているんじゃないかな。今までの護送船団でとにかくもう大蔵省にすがつておけばよろしいというところではだめだという、そういう感覚というのが次第に銀行、金融機關の中でも出てきているんじやないか。第1回

あるいは、例のこの三月の安定化法による資本注入十三兆円、まことに国民から見たらけしからぬというスキームが廃止をされる方向がちゃんとできてきた。それにかわって、十三兆円の安定化スキームの換骨奪胎の早期健全化スキームになつたんでは次のスキームはいけないので、ああいうものの欠陥をしつかりと補つて、本当に意味のある早期健全化スキームをみんなの責任でつくらなければならぬ。ただ、どうも津島先生が換骨奪胎といふ言葉を使われて物議を醸したようですが、換骨奪胎風のことが今行われているんじゃないのかちょっと心配ではあります、そういう状況で私はこのみんなでつくった案というのではなくなかなかよろしくござります。

ちょっととパネルを示します。（図表掲示）こよな
いう案なんですね。金融再生委員会というのがあ
りますが、これをつくる。ここが中心になつて、
その中に金融監督庁も入り、この委員会の委員長

は国務大臣。この金融再生委員会が、こっちにあります破綻金融機関、これは被管理金融機関でありますとかあるいは特別公的管理銀行とか、そういう方向に移していく。それだけでなくて、破綻のままという、この下の方にあります、こういったものについても特別公的管理に移していく。そして、公的ブリッジバンクというのも入れて整理していく。整理してだめなものはきれいに整理をさせて清算に向かっていく。ちゃんと生き残るのは生き残るで民間の金融機関に渡していく。不良債権は整理回収機構 この辺にありますから、ちらへ全部集めて回収していく、こういう案。これはどこでも出ているわけですが、きょうは国庫の皆さんによくわかつていただこうと思つてくつてきたんです。

なかなかいい案になつてきただよ、總理、いかがですか、そう思われますか。それとも、泣く子と野党にはかなわぬという頭じやなくて泣く子と野党にはかなわぬだよ、筋が曲がつてしまつたなと思われますか、いかがですか

○國務大臣（小淵恵三君）　まず、ただ一人の内閣総理大臣として、責任を持つてこれから全力を擧げて努力をさせていただきたいと思っております。

現下、憲法によりまして両院がございまして、すばらしい衆參両院の議院の中で政治が行われてゐる現状を十分認識しながら対処していく必要があらうかと思っております。

そこで、段々の経緯はござりますけれども、當首会談を行いまして、その結果、今回それぞれ十

変御苦労をいただきまして修正案が出てまいりますとして、こうした形での御審議をいただいておるということをございます。

た法案はそのままの形に相なつておりますければ
も、現在提案されております衆議院で通過いたた
ましたこの案につきまして、一日も早くこれが大
立をさせていただきたいと心から念願いたしてし

りますと同時に、あわせまして早期健全化スキーム、これまた極めて重要なことだと心得ておりますので、ぜひ自野党ともこの問題につきまして熱心な御論議もいただき、これまた政府といたましても通過させていただいて、ともどもだ一早く金融の安定を行い、日本から少なくともうした金融の問題に発しての世界に対しても、この二点が用意されることによって、これがよろしく、この

○江田五月君 まことに私は残念なんですね。
ちよつとごめんなさい。今の小説總理のこと、
後回しにして一つだけ。

官澤太蔵大臣は、前の政府案に比べて今のこ
案はよくなつたというふうにお思いでですか、そ
とも筋が曲がつたとお考えですか。

を御審議いただきました冒頭に、私は政府案が必ずしもベストとは申し上げません、新しい状況がござりますから、いろいろお知恵が出て、そのためがいいものができるという可能性は十分ござい

さので決してこだわりません、イデオロギーもございませんしと申し上げておりましたので、御議の過程で確かに非常に有益な御指摘もありましたし、その結果として衆議院の多数の御意思としてできましたので、これは尊重して立派にこの

おりやつていかなければならぬと思つております。
○江田五月君 大蔵大臣、所用だそうですからば
うぞ御退席ください。

総理大臣、じや伺いますが、私は先ほどは確に菅総理ということを言いましたが、現実に小

さんがただ一人の総理大臣であることを否定しているわけじゃ全くありません。だからこそソリストとしていただきたいんですが、どうも今のお答え

て、そして野党三会派の案をもとにみんなで修改してここまで来ている。それはよくなつたといふうに思われるのか、それともねじ曲がつたとされるのかということを聞いたのに、いっぽい

○國務大臣(小淵恵三君) 議会制民主主義のもろんなことをお話しになりましたが、その肝心のことにはお答えになつていませんよ。もう一度答えてください。

のなかで与野党も真剣にこの問題をお取り組みして、だときまして、衆議院におきましてこれが通過をして本日参議院で御審議をいただいておるわけでございますから、その内容につきましては、私も政府の責任者とし、かつまた自由民主党の総として、党の立場でのこの問題に対応しての対処につきましてはこれを一任して御審議をいただいたしたことでござりますので、その結果生まれましたことにつきましては、ここにあらかじめお示

○江田五月君 すばらしいことであると言われ
したが、すばらしいものであるとはどうも言わ
なかつたんです。

津島さん、率直にお答えください。いいもの
なったと思われますか。

それで、私は、でき上がったものは大変立派なものになつた。そして、この勉強の過程で与野が本当にこれだけ真剣に議論して、それぞれ学

といふのが多かったと、かよがだ語っておられます。
以上でござります。

○江田五月君 そういうことだと思うんですね。やはり、そこは率直にみんなでお互い話を交わなきゃいかぬと思うんです。

る政策というものは失敗の連続だったと思うんですよ。住専問題から始まって昨年の山一証券、北海道拓殖銀行、今年三月の大手十九行に対する横並び公的資金注入、いずれもその場しのぎであって一貫した原則、ルールがない。六月の金融再生トータルプラン、ブリッジバンク構想、これはすぐに入手銀行に使えないということが明らかになってしまった。

何が問題だったかといいますと、やっぱり今の金融情勢に対する認識の甘さですよ。例えば三月のときに、どの銀行も破綻のおそれはないといつてずっとやっていくわけですね。しかし、実際はそんなことはなかったんじゃないかな。六月の段階では、もう本当に日本の金融の危機はかなり進行していた。それなのに、まさか大手が破綻するなんてことは夢にも思っていなかつたんでしょうね。それが今度の金融再生法案というか政府の方の案です。

八月に、私どもは野党三党で、これではいかぬというので我々の対案を出した。その前の三月のときにも、私どもは、そういうやり方は違う、今の金融状況というのはそんなものじゃないという批判をした。そして、九月十八日には党首会談で合意がなされた。ところが、やはりその革新というものを今やらなきやならない。恐らく、堺屋さんは同じようなお気持ちをお持ちだらうと。八月に、私どもは野党三党で、これではいかぬというので我々の対案を出した。その前の三月のときにも、私どもは、そういうやり方は違う、今の金融状況というのはそんなものじゃないという批判をした。そして、九月十八日には党首会談で合意がなされた。ところが、やはりその革新というものを今やらなきやならない。恐らく、堺屋さんは同じようなお気持ちをお持ちだらうと。

いやもう大手も倒れるということが起き得る。あるいは、国際社会の中で本当に日本の銀行の資金調達が苦しくなつておる。ジャパン・プレミアムというけれども、ジャパン・プレミアムを払つたつてもう調達できないというような事態が起きておるとか、日銀総裁が週末にワシントンで開かれた一連の国際金融会議で、日本の銀行の状況は大変だ、四兆を下回る大手銀行もあるとか、いろいろきょうの新聞も、あるいはロイターでたか通信社もそういうことを報じておるわけで

この事態をしっかりと認識してちゃんと対応策を立てるということが今までずっとなくて、今も一

体小瀬総理にそういう認識があるのかどうか私はいさか疑問に思つておるんです。

昭和の金融恐慌以来の危機だと。昭和の金融恐慌は我々だけも経験したことがない。それが今

来ているので、これはもうすべての知恵を集めて乗り切つていかなきやならぬということが言われ

ているわけです。私は、例えば戦後改革、これはやはり大きな日本の改革だったわけです。軍国主義から平和主義へ、あるいは全体主義から民主主義へ、国家主義から基本的人権へと新しい原則を打ち立てて、私どもはあの危機を乗り切つてきた

わけです。今、事は金融の問題だけじゃなくて、例えば財政のことでも行政のことでも地方分権のことでも、そういう新しい原則のもとに新しいも

のをつくつていかなきやいけない。

堺屋長官に質問は通告しておりません、質問

じやありませんが、十六年体制と言われる、ある

のは一九四〇年体制と言われる、それを変えてい

くという、それだけの大きな原則を持った金融改

革というものを今やらなきやならぬ。恐らく、堺

屋さんは同じようなお気持ちをお持ちだらうと。

うなずいておられます。質問はしません。

そういうことで、もう一つパネルをつくつてしま

いました。(図表掲示) こういう従来の原則と

最大の課題では経済再生であり、経済再生をするためには景気を回復しなきやいけない。景気を回復するためには現下の日本の金融システムを安定化させていかなければならぬ。すなわち、体の中でも最も心臓部分である金融機関、これを流しておる血液たる金融、こうしたものが健全化しない限りにおいては真的日本の経済の回復はあり得ないという認識のもとにおいて、政府として法案を提案させていただいて、この八月にも国会を開いて御審議をちょうだいしてきましたがございま

す。そういう過程の中で、今回、与野党の話し合いによって今日こうした事態に対処しておるわけ

ございますので、先ほど来申し上げておりますよ

ていろんなシステムクリスクその他につながつていかないようやつていくんだという、そういう原則の大転換をやらなければいけない、そういうときに来ているということだと思いますが、今

まさにそういう原則を打ち立てたということで私は画期的なんだと思つております。

参議院で野党が多数だということをございますけれども、参議院で野党が多数だからその力でこ

ういうふうになつてしまつたんだといふんじやなくて、従来の政府案というものは、今申し上げたよ

うな大蔵主導、護送船団云々という、こういう古い原則があった。しかし、今必要なのは新しい原

則に基づいたものをつくるていくんだ、それが野党三会派案だったんだということでおこなは参議院の多数ということもさることながら、そういうことでも、そういう新しい原則のもとに新しいも

のをつくつていかなきやいけない。

堺屋長官に質問は通告しておりません、質問

じやありませんが、十六年体制と言われる、ある

のは一九四〇年体制と言われる、それを変えてい

くという、それだけの大きな原則を持った金融改

革というものを今やらなきやならぬ。恐らく、堺

屋さんは同じようなお気持ちをお持ちだらうと。

うなずいておられます。質問はしません。

そういうことで、もう一つパネルをつくつてしま

いました。(図表掲示) こういう従来の原則と

最大の課題では経済再生であり、経済再生をするためには景気を回復しなきやいけない。景気を回復するためには現下の日本の金融システムを安定化させていかなければならぬ。すなわち、体の中でも最も心臓部分である金融機関、これを流しておる血液たる金融、こうしたものが健全化しない限りにおいては真的日本の経済の回復はあり得ないという認識のもとにおいて、政府として法案を提案させていただいて、この八月にも国会を開いて御審議をちょうだいしてきましたがございま

す。そういう過程の中で、今回、与野党の話し合いによって今日こうした事態に対処しておるわけ

ございますので、先ほど来申し上げておりますよ

うに、一日も早くこれらの法案を成立させていただき、できる限り早くこの問題に対する日本側の姿勢といふものを明らかにしていかなきやならぬと考へております。

○江田五月君 小瀬総理、この野党の共同案に対し、このように考えております。

参議院で野党が多数だということをございますけれども、参議院で野党が多数だからその力でこ

ういうふうになつてしまつたんだといふんじやなくて、従来の政府案というものは、今申し上げたよ

うな大蔵主導、護送船団云々という、こういう古

い原則があつた。しかし、今必要なのは新しい原

則に基づいたものをつくるていくんだ、それが野

党三会派案だったんだということでおこなは参議院の多数ということもさることながら、そういう

原則の大違いといふことで政府案がわざに置かれ、この野党の案が今、日の目を見ようとしている、その必然性があるんだ、そう思いますが、小

瀬総理、いかがですか。

○国務大臣(小瀬憲三君) 現下の金融問題、再生問題、これが喫緊の問題であることにつきましては、私とて、江田先生を初め諸先生方と人後に落

ちるものでないといふ認識をいたしております。

○國務大臣(小瀬憲三君) 現下の金融問題、再生問題、これが喫緊の問題であることにつきましては、私とて、江田先生を初め諸先生方と人後に落

ちるものでないといふ認識をいたしております。

○江田五月君 私どもは、野党みんなで知恵を集め最初の案を出し、それを基礎にして自民党の若手の皆さん方も知恵をかり、立派な車をつ

くつたと思ってます。しかし、その運転手がだめだったらこれはどうしようもないで、ひとつ本当にしっかりとやりたい、だめならかわっていただきたい、そのことを申し上げて、午前

の質疑を終わります。(拍手)

○江田五月君 私どもは、野党みんなで知恵を集め最初の案を出し、それを基礎にして自民党の若手の皆さん方も知恵をかり、立派な車をつ

くつたと思ってます。しかし、そのことを申し上げて、午前

の質疑を終わります。

○委員長(坂野重信君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十五分休憩

午後一時二分開会

○委員長(坂野重信君) ただいまから金融問題及び経済活性化に関する特別委員会を開いたしま

す。

この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、池田幹幸君が委員を辞任され、その補欠

として橋本敦君が選任されました。

○委員長(坂野重信君) 債権管理回収業に関する特別措置法案外十一案を議題とし、休憩前に引き続き、質疑を行います。

ここで答弁者の各位にお願いがござりますが、議事の進行上、答弁は極力簡潔かつ明確にお願いしたいと思います、一言お願ひ申し上げておきます。

質疑のある方は順次御発言願います。

だきます。

ました、こういうものができますよ。これは、総理が内閣を代表してといふか、お出しになつたのは大蔵大臣でしょうか、内閣がお出しになつた法案をわざに置いて、野党三会派の案にみんなで手直しをしてつくったものでございまして、こういう言ってみればばらしい事ができた。運転手が本当にこの車を乗りこなせる運転手じゃなきや困るわけで、小潤総理、あなたが今運転手ですから。もし運転手がこの車を下手に動かしたら、私たちは運転手をかわりなさいと言わなきやいけないのですが、それについて覚悟のほどはいかがですか。

○國務大臣(小淵惠三君) 先ほども御答弁申し上げましたが、今この参議院におきまして御審議をいただきておるわけでござります。各党間でお話をまとまり、法律が制定されれば、それに基づきまして行政府の長といたしましてその責任を十分果たしていきたい、このように考えております。

○江田五月君 それで、長銀のことについて具

的に伺いたい、日本長期信用銀行、長銀をどういうふうにこれから処理していくのかについて。私どもはこのできたスキームで、ちょうどこのところに書いてある特別公的管理銀行というのがありますが、長銀はもうここへ移っていくしかないのではないかと思つております。また、党

首会談のときにもそういう合意になつておると理解をしておるんですが、例えば総理のきのうの本会議の答弁を聞かせていただきても、与野党で一緒につくった新しい枠組みが早くできることを期待する、さらに長銀については適応可能な新しい法律で処理をすると、そういうようなおっしゃり方で、どうもそこがひとつあいまいなんです。

○國務大臣(小笠原三君) これは今提出者がそれを
それお答えをされておりますが、そうしたことの
お答えの中で本委員会でも最終的な話し合いがま
とまり、その法律によりまして対処するというこ
とござります。

○國務大臣(宮澤喜一君) ただいま御紹介くださ
いましたようなことを鳩山委員に実は申し上げま
した。九月中間期の決算はまだ出ていないはずで
すが、どちらですか。

もしけませんが、一般的な常識として今の日本の十九行の姿がああいう姿だというふうにはどうも

○江田五月君　いや、だから本当に困ったものだ
は申し上げたわけでござります。

月のときの数字と、中にはよくなっているものもあり、ほんとうに同じなんですね。ところが、二三

ている、株価も随分低落した、景気あるいは企業実績悪化、倒産はふえている。数字がほとんど変わ

こういう自己資本比率ですると、それは確かに早期健全化スキームを急がなきやなりませんけれど

焦りありといいますか、もう一時間焦るという
ようなことではどうもない。しかし、あるいは

いのか。
金融監督庁長官、この数字をじらんになつてどう

○政府委員(日野正晴君) ただいま江田委員がお示しになつてゐるのは日経新聞の記事であらうか

と思ひますが、世評いろいろなことが報じられて
いることは承知しております。ニューヨークタイ
ムズの一面ではまつて悪いようなことを書かれて

なお申し上げますと、私たちは情報開示の徹底という観点から、提案者としては相当期間というのは六ヶ月程度というふうに考えております。

ことし三月に資本注入を行つたわけでありま

す。しかも、一・八兆円という資金を投じたわけ

でござりますから、これはもう可及的速やかに公表すべきであると考えております。

○江田五月君 金融監督庁の監督は総理でござります。

総理、今お聞きになつてどうですか。六ヶ月で

すよ。どのくらいたつたら公表するという、その

期間の定めもまだしてない、議事録はつくつて

いるかつくつてないかわからぬ。

総理、ひとつこれはこの委員会の審議の終了ま

でにやはり定めをつくつてもらう。そして、公表

はもう私はしてもらいたいと思いますが、せめて定め

ぐらはつくり、そして議事録はちゃんと作成

し、そして例えば預金保険機構に引き継ぐなら引

き継ぐ、そこまでのことがぐらいは、総理、やつて

もらわなきゃ、私はこれはとても情報開示に熱心

だなんて到底言えない、そう思いますが、いかが

ですか。そういう決断をされたらいかがですか。

総理、総理。——委員長、これはやっぱり総理に

答えてもらわなきゃいけない。総理に答えてもらわなかつたら、これはちょっと質疑続けられませんよ。あと一分。

○国務大臣(小淵恵三君) 現行法によりますと、

預金保険機構につきましては、その中ににおける一般的に言う佐々木委員会、これは大蔵大臣、日銀の總裁も入つておりますが、その預金保険機構につきましては、先ほども御答弁を申し上げてお

りますとおり、本件について内閣総理大臣として構じやありません、金融監督庁の。

じゃ、ちょっと大蔵大臣。

○国務大臣(宮澤喜一君) 実は、どういう事情でおくれておられるか私もつまびらかにいたしてお

りませんけれども、少なくとも、今公表するしないではなくて、何ヵ月後にはそうするということ

いではありませんが、そういうことを申し上げてみる

だけるものではないかと思ひますので、私よく事

情存じませんが、そういうことを申し上げてみることにいたします。

○江田五月君 確かに、直接の監督責任は大蔵大臣の方ですから、今の大蔵大臣のお答えでひとつ

ぜひこれをやつていただきたいんですけど、総理も国政の最高責任者としてそこはしっかりと節目節

日の御みずから決断をお願いいたします。

○委員長(坂野重信君) 関連質疑を許します。直嶋正行君。

○直嶋正行君 民主党の直嶋でございます。それでは江田議員に引き続きまして、質問させていた

だきたいと思います。

それで、質問に入る前にちょっと委員長に一点お願いがございます。

昨年破綻いたしました北海道拓殖銀行でございま

すが、これの与信調査委員会から報告書が出て

います。一部もう新聞等でも報道されておりまし

た。ぜひこの報告書を当委員会に提出していただき

ますよう取り計らいをお願い申し上げたいと思

います。

○委員長(坂野重信君) 後で理事会で協議いたし

ます。

○直嶋正行君 それじゃ、本題の方に入らせていただきます。

けさほどの質疑の中にもあつたわけでございま

すが、例の金融安定化緊急措置法に基づく十三兆円のスキームでございます。これは今審議をいた

しております金融再生法案が成立すればなくなることになるわけでございますが、しかし政府の方

者は総理でしょう。それに国政全部。預金保険機

キームともあわせましてさまざまに議論を既にさ

れています。したがいまして、私が國の金融システム

に対する危機だというふうに私ども考えま

して、各行に対し、資本強化を望まれるところに

対しては一様にと申しますが、条件はいろいろ違

いますけれども、公的資金を使うことが日本の金

融システム全体に、三月という決算期 年度末を

迎えまして必要であろうという判断をいたしまし

た。その結果投入をいたしたわけでござります

が、同時に、これによつて貸し済りが多少改善す

るのではないかといふように言われたものでござ

ります。ただ、それは副次的な効果として言われ

たものでございましたけれども、結果としては貸

し済りは好転いたしませんでした。

○直嶋正行君 実は、どういう立場ではございません。

○江田五月君 だって、預金保険機構の最終責任者は総理でしょう。それに国政全部。預金保険機

キームともあわせましてさまざまに議論を既にさ

れております。けさもその話がございました。この

公的資金の投入については、この後の健全化ス

トア国内の新しい不良債権であるとかいろいろ

議論を進めていく上で大変重要な問題だといふ

うに思つております。

それで、まず大蔵大臣にお伺いをいたしたいの

と評価をしておく、このことはこれからいろいろ

お答えになつたんですが、そういうことにはなつておりません。し

かしながら、その間に年度末を迎えての我が國の

金融システムに対する不信というものは一応解消

された、そういう意味合いはあつたと思っており

ます。

○直嶋正行君 実は、貸し済りの部分については

この後お聞きをしようと思っておりました。今大臣お答えになつたんですが、ということは、いず

れにしてもさつきおつしゃったように、資金をと

りづらくなつて、いたいろいろな状況があつたので

年度末に入れたと、こういうことで、そういう状

況を切り抜ける上では効果はあった。

ただ実際には、大臣が今おつしゃった、例えは我

が国銀行の資金の問題にしても四月以降もそんな

に改善されていない、あるいは今も非常に厳しい

状況にある、こういうことを考えますと、本当に

大臣が今おつしゃつたような効果があつたのかどうかというのは、私はむしろ年度末の決算の自己

資本比率等の関係もあつて一種の決算対策的にお

使いつなつたんじゃないかという感じはちょっと

しておますが、この点について申し上げておきたいと思います。

それから、今お話しをした貸し済りの問題なん

です。これは先に大臣の方が貸し済りについては余り効果がなかつたといふようにおつしゃられた。ところが、実はこの貸し済りといふことが大

変議論になつたのは、もう既に昨年の暮れぐらいからです。その中で、金融機関の貸し済りがとり

わけ中小企業の経営に大きな悪影響を及ぼしてい

るということを言われてきました。最近になると、これが中小企業からさらに中堅企業

になつてゐるわけあります。

たしか、十三兆円スキームでこの一・八兆円を投入するときには、いろんな議論があったわけですね。大臣は今、いわゆる資金をとつたりシステムを守るためにがメーンで、貸し渋りは副次的な期待だったというようなことをおっしゃったんですけども、実は十三兆円のスキームというのを貸し渋り対策のためにつくるんだ、あるいはそのためには三月末に使うんだ、こういう受けとめというのは実は世の中では結構多いんです。現実に、例えあのときに銀行の方から申請があった額は約二兆円です。実際は一・八兆円使った。しかし、その二兆円申請があつたときにも与党の幹部の方なんかも、いわゆる百分の八の逆数、つまり二兆円入れれば二十五兆円資金を貸し出しできる枠ができるんだ、こういうようなこともおっしゃっていましたわけです。

そういう意味で、私は今の大臣のお話のように貸し渋りにそんなに効果がありませんでしたということでは、非常に恐らく……（「納得できない」と呼ぶ者あり）今、後ろから声が出ましたけれども、国民の皆さん納得は得られないんじゃないかなと思うんですが、この貸し渋りについては残念ながら全く効果がなかった、こういうふうに整理をしてよろしいですね。

○國務大臣(宮澤喜一君) それは、余りお時間をいただかないよう努めますけれども、今不良債権と言われている非常に大きな金額は、かつてはこういう問題がないまでは優良債権だとみんなが思って、その上に日本経済が築かれておったわけだと思いますから、それがずっと縮小しなければならない。

それに対応して日本経済は、例えば地価とかなんとかいうものが縮小しておりますけれども、全体が同じように縮小しておりませんから、やっぱり非常に大きな貸し出し、七百兆ぐらいと思いますけれども、それを非常に小さな資本が支えているということに違いありません。そして、資本の方がリストラを続けていきますから、ますますその比率は悪くなっていくというのが大きな姿であろ

うと私は思つていまして、したがつてリストラをすればするほどこの状況は悪くならざるを得ない。なんだろう、それをしかし直していかなければならないというのが問題であります。ですから、ことしの三月手前ころに入^ル銀行なら十二・五倍、四百なら二十五倍ということは、正直を申して日本経済の過少資本状況というものを十分見詰めていなかつたというふうに申し上げざるを得ないかと思ひます。

○直嶋正行君 今、大蔵大臣、率直に反省もされたんですねけれども、私はやっぱりこの種の議論というのはきちっと整理した上でやらないと、今現実に皆さんなかなかお金が借りられなくて困っている。そうすると、政府が何か大きなお金を使つて金融機関に入れてくれば資金の回りがよくなれるんだ、こういうある種幻想と申し上げていよいよ、うな期待を抱かせることになるんぢやないか。私はこれから議論も、けさもちよつとありますた、ここのことろは非常に注意をしてきちんと議論しなきやいけないんぢやないか、このように申し上げておきたいと思います。

それから、これは通産大臣にちよつとお伺いをしたいんですけど、これは今の通産大臣のところではなくて、さっき申し上げた三月末ですかから前の通産大臣のところなんですが、あのときも今申し上げたような議論の中で、公的資金を銀行に入れても結局は不良債権の処理にお金が回つてしまふではないか、こういう議論がありました。そのときに、ちょうど金融機関が横並びでといまますかまとまって申請をしたそのころだったと思うんですが、堀内通産大臣が、本当に貸し済り対策ということで考えるなら大蔵省に銀行をきちっと指導してもらわなきゃ困る、こういう趣旨のこととを当時の橋本總理に要請をされた、こういうことと私ちょっとマスコミ情報で伺つておりました。

今回のこのスキーム、一・八兆円の資金投入に

○国務大臣(与謝野馨君) 三月の資本注入がどのくらい貸し済りに効いたかということは、はつきりした数字とかそういうことではお答えできませんが、少なくともマイナスに働いたというふうには考えられないと私は思っております。

現在の貸し済りの状況ですが、昨年の北拓の破綻、あるいは三洋証券、山一証券の破綻等から特信に信用取締が起つたということは先生御承知のことおりだと思います。その結果、いろいろ調査をしてみますと、通産省では毎月調査を実行しておりますが、中堅・大企業ではやや貸し済りが改善されたかなと、ややすが改善されたかなと思いつます。しかし、中小企業が資金を調達することは相変わらず苦しいというのはことしの初め以来ずっと続いていることです。

日本の経済を支える非常に大事な部分がそういう資金調達難に陥っているということは、これは看過できないことでございますので、先般、国会でもお認めをいただいた法律改正等を総合いたしまして、政府としては四十兆以上の貸し済り対策というのを十月一日から始めたわけでございます。

そういうことでございますが、今後とも、やはり政府系の金融機関も、またあるいは保証協会も、そういう中小企業に対して親身、親切な対応をして、実際にお金が出ていて経営の一助となる、そういう具体的な対応を現場でしていくといふことが必要だというふうに思っております。

○直嶋正行君 今通産大臣の方からお話をあつたんですが、この四月以降、お話しあつたところ、特に中小企業を中心にして資金事情は一段と逼迫しています。私たち議員もそれぞれ地元の選挙区へ帰りますと、今はもうこの話ばかりと言つてもいくらいやはり皆さん困っておられるわけですね。今通産大臣からもあるるお話がありましたよ

うた、でかるだけ政策的に、銀行に資金を投入してそれを貸し済り対策につなげるという、こういう発想ではなくて、中小企業、中堅企業の資金手当てをいかに円滑にしていくかという視点に立て思つた対策をお考えいただきたいと思うんです。

最近、私なんかも聞いていますと、例えば公的金融機関の開銀なんかでも、場所によればちよつと担保が足らないからということでなかなか貸してもらえない、こういう話もあります。これはいろいろ事情があるのかもしれません、ぜひ思い切つた政策の展開をお願い申し上げておきたいと思います。

それから、今の一・八兆円、十三兆円スキームのお金の使い方で私がもう一つ驚いたといいますか問題だなというふうに思ったことは、この三月の段階で金融機関が申請するわけですね、これだけを優先株なり劣後債でお願いしますということを申請する。この申請が、実は大手十八行すべてが申請をした。この大手銀行の申請を見ると、ほんばずらつと横並びで申請をされている、似たような金額で。これは申請そのものもそうでしたし、あと認められた実際の投入額もやはり似たようない部さつき大蔵大臣が言われたように条件がちょっと変わっているとかござりますが、似たようなことが起こっている。

私もちょっと振り返ってみたんですが、大手金融機関がこぞって申請するとかほとんどがそれをもらはるといふことは、私はこの国会の議論のときにもこんなことは想定していなかつたと思うんですね。

さうきも与党の方が午前中に、こういう問題だつたら個別行の状況を見てというお話をされていましたけれども、この十三兆円というお金を使うのがいいのか悪いのか贅否は別にして、大手金融機関にこぞって横並びで似たような金額を入れる、こういうことは国会の中でも全く念頭に置かず議論してきたんだんじゃないかなと思うんです。

また、ここであえて言えば、さつき金融機関の

リストラのお話も出ましたけれども、これは簡単には言え、經營努力をしても決算期になつて困れば政府がいろいろ配慮してくれるんじゃないかな。こういう気持ちを持たせてしまう、そういう面もあるんじゃないかと思うんです。

これはちょっとと總理にお聞きしたいんです。さつき江田議員からも、これからは基本的な考え方方はこうでしょというお話をあつたんですけども、いかがでしょか。横並びで申請してみんなこぞつて似たような金額を入れてしまふ、こういうお金の使い方は私はおかしいと思いますし、当初考えてもいなかつたので、いかがでございましょうか。

○國務大臣(小淵惠三君) 三月時点における大手行に対する注入というのは、審査機関を経ましていたしましたことでございます。

しかし、委員お説のように、金融機関における体質あるいはまた状況等がそれぞれ一律でないという意味で、一般的に見られてどうであったかといふ評価はあるかと思いますが、当時におきましては、三月期決算もあり、そして副次的な意味で貸し済りの問題につきましても効果があると考えて決定いたしたことだらうと思っております。

○直嶋正行君 今総理も貸し済りとおっしゃったんですけど、これはさつきお話し申し上げたように効果がなかつた。私は、これはやっぱりやり方が間違つている。

それで、今のお話なんですが、実はこれは大部分のものでもう少しお話し申し上げたいと思うんです。

実は、これは三月六日、ちょうど大手十八行が公的資金を申請した、このときの記事なんです。が、これはある新聞の記事なんです。似たような記事がいろんな新聞に載つていました。要するに、せつかくこの十三兆円スキームをつくったのに二月中になつてもどこの銀行からも申請がない。実は、せつかく党が全力を挙げてこういふシステムをつくったのに大体だれも使わないといふのはおかしい、これは党としての威信にかかる

わる話じゃないか、こんなやりとりがあつて、自民党の方から大手金融機関に、申請をせよ、こういう圧力をかけたという、これは眞偽のほどはわざりません、マスコミにそういう記事が載つていました。

そういうことを踏まえて、振り返りますと、かはその前に、私どもはこういう資金は必要ありません、こういうことを新聞で発表されたとか、あるいは幾つかの銀行は、海外で社債等を発行して資金調達をします、ですから私どもは使いません、こういうようなことがマスコミでも報道されました。つまり、比較的業績のいい上位の銀行はそういう方向を検討していたのではないかと思ひます。

ところが、今度は別のサイドから、しかし全部守るために、いろいろなことを考えて必要があつたところは悪い銀行だ業績が余りよくないんだ、こういうふうに受けとめられてしまふ、だから結局やるなら全部やつてくれ、こんな話もあつたというふうに聞いています。

ですから、このお金の出し方には、そういう意味でいいますと、さつき大蔵大臣は信用システムをやつたんだ、こういうふうにおつしやつたんですけど、結局、運用の段階でそれが全くやがんだものになつてしまつた、全部横並びで。さつき総理は三月末で必要だったんだとおっしゃつていますけれども、こういう経過を見るとそうじやないと思うんです。実はここに今の、銀行もそうですね。日本の銀行はと、こう言う。日の丸をつけて全体をまとめて言われる。こちら邊が私と政府、与党の問題もやはりあるような気がすれ経営も違うはず、実態も違うはずなんです。それが、何か皆同じように見えてしまふ。だから、ジャパン・プレミアムという言葉に代表されるように、邦銀はと、こう言う。最近は海外の方でもそうです。日本の銀行はと、こう言う。日の丸をつけて全体をまとめて言われる。こちら邊が私は誤った情報を発信してしまつていてるんではないか。

○國務大臣(宮澤喜一君) あのときは、一月十二日でござりますか、非常に早く国会をお願いしたりしたような、大変この問題は緊迫しておりました。しかし、年度末に実際どうなるかということをお互

いに思つたわけでございます。

実際、それはしかし、日本の信用システムといふのはジャパン・プレミアムにもあらわれますようになりますが、非常に危機にあつたことは確かでございます。しかし、あのこと自身は私は無意味だと思っておりませんでしたけれども、その過程において委員の今お話をうながしてお聞きいたしました。つまり、このことが私はいろんな問題の先に大変な危機にあつたことは確かに言わされましたことは、私も外から見てあるいは聞いておりまして存じております。みんななかなか依頼に来ないので、この上で悪いところだけがもらうんじやないかというようなことがあつたりしました。全体として金融システムの危機は救われた、そこまでは確かにございましたけれども、それがああいう形で一齊に、ちょっと右へ倣えのよなことで行われたのには、私どもの党の中にも批判が実はござりますので、世間的にいろんな批判があつたことは私も気がついております。大変にそういううピンチであったことは確かにございましたけれども、一つの今後の参考になることだというふうには思つております。

○直嶋正行君 こういうことが起きたときに横並びで対応していく。結局これが、海外からこういふ姿を見ると、日本の銀行というのは十八行ありますと政府、与党の問題もやはりあるような気がすれ経営も違うはず、実態も違うはずなんです。それが、何か皆同じように見えてしまふ。だから、ジャパン・プレミアムという言葉に代表されるように、邦銀はと、こう言う。最近は海外の方でもそうですね。日本の銀行はと、こう言う。日の丸をつけて全体をまとめて言われる。こちら邊が私は誤った情報を発信してしまつていてるんではないか。

やはりこれから、さつき江田議員からもあつたように、自助努力ということが重要なわけですが、やはりこれから、さつき江田議員からもあつたように、公的資金をどう使つたかという議論はまだまだこれから議論されたいと思います。私、この席でこれ以上今の問題について申し上げませんが、結局こう使うべきだ、そのため債務超過部分を埋めなきゃならない、これが二〇〇一年まで預金は全額保護しますというお約束をしてきております以上、ここはやむを得ない

いところであるということになりますが、そこから先の部分、いわゆる貸し切り対策あるいは金融システムを守るという部分につきましては、本當にそいつたことが必要なのか、そして本当にそういういたことのために役に立つのかということをしっかりと精査されない形で、ただお金だけが使われるということがあってはならないという立場に立って考えてまいりました。残念ながら、ことしの三月の税金の使い方は、そいつた点についてのしっかりととした精査がなくお金が使われたと私は考えております。

実に、不思議な話でありまして、三月の金融危機を公的資金を入れたことによって乗り切ったというような大臣の答弁が先ほどございましたが、ことしの三月の決算期のときの各大手銀行のバランスシート、自己資本比率はいずれも八%を大幅に上回っておりました。長銀もそうです。そうした中で株主の皆さんに配当までいたしております。この決算書を見る限りにおいては、どこが危機であったのかということになります。危機であるということは自己資本比率が大幅に下がっている、過少資本であるから危機なわけでありまじります。この決算書を見ると、どこが危機であったのかということになります。危機であるということは自己資本比率が大幅に下がっている、過少資本であるから危機なわけでありまじりますが、ことしの三月、結果的に公的資金を入れていなくて、それでも八%を大幅に超えていた決算書を出しています。

それから、先ほど江田議員などもお出しになつて
いましたが、ことしの九月末の中間決算、長銀
を除いた十八行はいずれも八%を上回り、二けた
の自己資本比率を持つてゐるところもあります。
それでありながら、一方では過少資本状態で
あつて危機でありますということは、まさに一枚
舌ということを言われては仕方がない、どちらか
がうそをついてゐる。つまり、現在危機であると
いうことがうそであるのか、それとも現在八%以
上の自己資本比率があると言つてゐる銀行の決算
がうそであるのか、どちらかがうそでなければこ
れは両立し得ない話であります。

こうした状況の中で、金融システムを守るとか
貸し渋りを防ぐとかという形でお金を仮に使つた

としても、まさか何のためにそのお金が使われて
いくのかは全く明らかになりません。もちろん貸
し済りを防ぐということで、例えば私ども野党か
らも信用保証協会の保証の充実というような法案
も衆議院で既に出ております。そういった形の対
応はしなければなりません。また、状況に応じて
は、日本の大手金融機関の自己資本比率が本当に
下がっているという実態が明らかになって、それ
が日本の金融を守るために本当に必要であるとい
う状況が存在しているということであるならば、
これは税金を一時使わせていただくという決断も
しなければならないと私は思つております。
しかしながら、今のような銀行から公表されて
いる数字と、政府や日銀などが国民を不安に陥れ
るような過少資本状態、過少資本状態と言つてい
る二枚舌の状態の中では幾ら使っていいのかわか
りませんし、幾ら使つたら本当に立ち直って健全
になるのかもわからない、これが三月の資本投入
の失敗であるというふうに考えております。

今回、早期健全化スキームという呼び方で破綻
処理ではない部分での税金・公的資金の使い方に
ついて議論が始まっていますが、私はこの二枚
舌の状態を解消する、つまり本当の金融機関の決
算の状態、自己資本の状態がどうであるのかとい
うことが私たち自身も、そして国民の皆さんにも
十分に二枚舌の状態ではないと確認ができる、そ
うした仕組みが前提にならなければ、公的資金、
税金を使わせていただくことは許されないという
ふうに考えております。

○直嶋正行君 今提案者の方から答弁があつたん
ですけれども、總理、大蔵大臣、こういう答弁が
あつてはつきりお話をあつたように、三月の公的
資金の投入は明らかに失敗だった、こういう御指
摘もあつたわけですから、ちょっと今までの
議論を総括して御見解をお伺いしたいと思いま
す。

いうものが監督官によって行われるわけでござります。今までそういうものはございましたけれども、先ほどから御指摘のように、各行がかなり自分で分なりのいわゆる分類と引き当てをしているわけでござりますから、それはおのの立場において行われていた。それを一枚舌とおっしゃると私は少し酷だと思いますけれども、それまでの銀行行政が厳重でなかつたとおっしゃるなら、それは私は甘んじてそう申さざるを得ないと思います。

今度初めて金融監督庁が一つのスタンダードによつて監査、検査をしておられる。恐らくそれは今後マニュアルになって、必要なものは公表され、そのマニュアルが各行の一つのスタンダードになつていくんだと私は思ひます。そうしますと、同じスタンダードでどこがいい悪い、早期是正ということができるようになりますから、恥ずかしいようですが、これから初めて各行が同じスタンダードで優劣というものを今度は競うわけになりますから、そういうことになつてくるんだというふうに私は考えています。

ですから、今までやつたことは効果がなかつたというふうに、あるいは二枚舌だと言われますと、それは少し酷です。少し酷ですが、みんな銀行が自分自分のスタンダードで自分の評価をしていた、それを一遍そのままのんでいたということは私は行政としてはルースではないかということは私も反省しています。

○直嶋正行君 今のかかわりでもう一点ちょっと議論させていただきたいんですが、けさの議論の中でもちょっとお話をあつたんですね。いわゆる情報公開の話に絡んで、情報を公開しても結局それが見るのは一般の人が見るんだ、だからいわゆるパニックになつてしまふ、こういうような議論がありましたし、あるいはけさ、ある例えは株式の原価法と低価法の話もありました。今のよう

くわからぬいいんだからパニックになつてしまふ大変だと、こういう言い方をよくされるんです

が、私はそれは大変大きな間違いをしていると思ふんです。

といいますのは、例えば原価法、低価法の話もそうなんですが、今の最大の問題というのは、今大蔵大臣もちょっとおっしゃったんですけれども、要はこれは一枚舌なのか何かは別にして、金融機関の実態がよくわからないところにあるんですね。ですから、いろんな憶測を呼んでしまう。それで、知らないということなんですが、一般の人気がわからないと、こういうことになります。大蔵大臣もごらんになったことがあると思うんですが、今例えれば証券アナリストとかいろんな経済の専門家の方が、非常に不十分なんだけれども既に発表された情報を使って、日本の銀行の実態はこうですよとか、あるいは実際は不良債権これぐらいあるんじゃないですか、こういうものが多くたくさん出ています。

こういうものは関心のある方はごらんになっているわけですね。もちろん、それのものを見ますと数字はそれぞれ違う、確かに違いはあります。しかし、押しなべて言うと、ああやつぱり今例えば大蔵省なりが公式に発表されている、あるいは銀行が自分で発表されているこういうものよりもかなりひどいんだなと、こういうことはもうみんな、大体そういう数字を類推すれば言えるわけですね。ですから、信頼されていない、こういうことになると私は思うんです。

ですから、今ちょっと反省の弁もあったんですけど、私は、朝の議論を受けて申し上げますと、やはりルールをきっちとして公表していく、このことが大事だということを改めて申し上げたいと思うんですけれども、大蔵大臣、御見解があれば。これはきのう通告いたしておりません。けさの議論を受けてちょっとと今やらせていただきました。

○國務大臣(高澤喜一君) 昨年の十一月に金融の変調が始まりました、そういう問題が私は急速に実は変わってきてると思います。つまり、かなに短い時間の間ですけれどもディスクローズする

ことの方が得だという、そういう考え方かかなり金融機関にすら私は出でてきているようだと思います。

今までの護送船団行政というものは終わりまして、そして自分たちが立たなきやならない、不良債権が多い、外国からは競争が入ってくる、また法律も厳しくなったということの中、生き残るのはどうも難しことではなくてディスクローズすることの方が得だと、少なくともいい銀行はそう思っている。悪い銀行が問題なのでございまして、しかし、どうもディスクローズしないと悪い銀行はいい商品を出しますし、悪い銀行は余りいい商品がお出せない。それでハイリスクハイリターンとかということにまたなつてくるのかもしれません、それで商品がおのおの別になつてくる。そういうことで、優劣がもう生まれつつあるというふうに私は見ております。

今回も衆議院から本院を通じての法案御審議の中できりきつい御意見が出たりまたきつい規定を盛り込まれたりしていまして、それは片方で貸し渋りにつながるのではらはらする点もありますけれども、しかしやっぱり本当のところへ金融行政を持ってくるのにはそこはどうしても回避することができない、そこを通らなければならぬのだろうというふうに思っております。

○直嶋正行君 今大蔵大臣から御答弁があつたんですが、ぜひ総理からも、ディスクロージャーといいますか実態をきちっと明らかにしていく、こゝをやはり最優先でやっていくということをやさしくお考えをおつしやつていただきたいんですねけれども。

○国務大臣(小淵恵三君) 信頼をいたしております。大蔵大臣がさよろに申し上げられました。

極めて重要なことだと思いますが、私も過去の

経過は経過として、いろいろございましたが、これから本当に金融が再生をして国際的に信頼されるためにはやらなければならぬことの一つだと認識しております。

○直嶋正行君 それで、この問題に関して、私はあと一点總理にお願いがございます。

どういうことかといいますと、けさも議論がございましたが、今、金融健全化対策ということと与野党でいろいろと議論がされております。先ほど来申し上げていますように、そういう議論をき

ちつとやつていく上でも、この三月の一・八兆円

の公的資金の投入について政府みずからが一応の総括をして御発表いただく、御報告いただく、こういうことがやはり大事ではないかというふうに思ひます。されど、延々と議論しておられますが、ぜひ總理にそれをお願い申し上げたいんですけれども。

○国務大臣(小淵恵三君) 当時、三月期におきまして政府としてそのような対応をいたしましたが、これは当時の金融危機管理審査委員会の議を経て、そして内閣としてそのような決定をしたわけでございます。しかし、今委員からもいろいろ御指摘がございました。これは、世間に見ます

と護送船団方式的な資金の投入ではなかつたかという批判もあることも承知をいたしております。

しかし、総括と言われましても、どういう形で総括できるのかということもあるうかと思います。したがいまして、その効果その他につきましての評価等もございますが、先ほど來御答弁申し上げておりますその時点におきます注入におきま

して、それぞれの金融機関も、御指摘のように確かにBIS規制を超えておるような金融機関であります。そうすると、この法案で一つの破綻あるいは国際的な評価もまた一方ではあつたのではない

かと思いますので、いずれの形で評価ができるも

ば七兆円以上の制度減税とかいろいろお話し

されていますね。あいのものをまとめてなつて

なぜこの国会にお出しにならないのか。そなれ

ば金融と経済政策セツトできちつと議論できて、

いく上で大事なことがあると思うんです。それはどういうことかといいますと、今回の我々が今議論をしていますこの法律案も、例えば金融再生委員会というのは二〇〇一年三月末までの時限的な機関になるわけですね。それで、延々と議論していくうちに、ささざまなことがすべて二〇〇一年三月末といふことを大体頭に置いて議論しておると思うんで

す。

といいますのは、二〇〇一年の四月以降はもうビッグバンが本格的になるし、競争も激しくなるものにしなければいけないし、もっと申し上げれば二〇〇一年の四月以降はペイオフが始まるわけですね、今の決め方でいきますと、つまり、これは預金者にもどの銀行がどういう経営をしているかということが明確にわかつていただけるような仕組みをそれまでにつくらなければいけないんですね。私はこういう議論というのをそういうものだ

といふうに理解をしているんです。ですから、例えば今世上でもソフトランディングとか、こういう議

論もありますが、絶対に避けなければいけないのは、今は確かにそれは楽かも知れない、いろんな問題があつて利害関係者も痛みを感じるようなことは避けたいかも知れない。しかし、それは時間

がそんなにあるわけじゃなくて、さつき申し上げたようにあとわずか三年足らずぐらいの間にいろ

んなことを解決しないかなきゃいけない、私はこ

ういう前提に立たなければいけないと思うんで

す。そうすると、この法案で一つの破綻あるいは

破綻前のスキームができる、それから今度は

破綻前のスキームですが、これから新しいス

キームを議論する、こううときもおのずからそ

ういうものを前提にして我々は考えていかなければいけないと思います。

○直嶋正行君 ゼひ早期に御検討いただきまし

た。今からお伺いしたいと思います。

それはどういうことかといいますと、今我々はこの法案を議論しているから、これもセットでなん

といふも今議論されています。また、新しいスキームも今議論されています。この金融問題のためにいろいろお話をありました。この金融問題のためにいろいろ受け皿を用意していくというのはもちろん大事なことなんですが、今のこの金融・経済情勢を考えますと、私は、金融問題と同時にもっと大事なのは、やはりマクロ経済をどうやってよくしていくかということだと思います。

実は、総理が自民党総裁におなりになつたのは参議院選挙のすぐ後でござります。つまり七月でございます。国会も七月末から始まっています。

しかし、私がそのとき思ったのは、総理は、例え

ば七兆円以上の制度減税とかいろいろお話し

されていますね。あいのものをまとめてなつて

なぜこの国会にお出しにならないのか。そなれ

ば金融と経済政策セツトできちつと議論てきて、

随分国際的な評価も変わると思うんですよ。もちろん、それはできない理由はたくさんあるかもしれません。しかし、こういふ今の危機的な状況を考えますと本当はそうすべきなんです。私は前からこのことが不思議だったんですけれども。今やちょっと国会を前倒して、次に何か補正予算がどうという議論が出ているやうに聞いておりますが、総理、こういふことをお考えになつたことはなかつたんでしようか。

最後にこの点をお伺いして、私の質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(小淵恵三君) 総裁選舉に出ますときの公約は、総理になりましても当然これは引き継いでまいらなきやないなことだと思っておりま

御指摘のよう、税制改正、恒久的減税も含めましてこれを申し上げております。同時に、補正予算につきましてもいたしております。長くなりますからあれでございますが、既に新しい年度の予算の執行と税制が進行中でございます。したがいまして、できる限り早くこれを行うためには、税につきましては政府、党の御理解も正式に得なきやなりませんので、今鋭意努力をいたしまして、できる限り早くこの問題について関係者の意見の一一致を見るべく努力をさせていただいております。

それから、補正予算につきましても、現在十六兆円の第一次補正予算をいたしておりますが、この効果というのを十分見詰めながら、さらに必要なものは必要だということでこれから対処いたしたいきたい、このように考えておるところでございます。

○直嶋正行君 終わります。(拍手)

○浜田卓二郎君 私は、現在無所属でありますけれども、公明会派に属させていただいておりま

す。敵しく御注文も交えながら申し上げなければなりません。こういふことで一生懸命頑張ってきた立場でございまして、今は野党という立場で、極めてこの政策運営に私は不満を持っておりますので、どうぞおきしておりますことを率直に申し上げるわけでございます。

それは前置きでございまして、第一に私は宮澤大蔵大臣にお伺いをしたいわけですが、長銀処理に手間取つてしまひました。当初しか、正確な言葉ではございませんけれども、大蔵大臣は、この長銀の処理を誤れば大変な事態になる、世界経済にとおっしゃつたかどうかわかりませんが、大きな影響も及ぼすであろう、そしてこの処理をする、そして住友信託との合併が必要である、そういう認識を吐露されておられたわけであります。

昨日はダウが一万二千円台にとうとうなりました。きょうは、小淵総理のけさの経済対策の指示を好感してとということのようであります。若干戻しておりますけれども、私は今未嘗有の危機である、そう認識をいたしておりますが、大蔵大臣の御認識を承りたいと思います。

○国務大臣(宮澤喜一君) 我が国の経済の殊に金融の変調が顕著になりましたのは昨年の十一月でございますが、そのころになりますと、東南アジア、さらにはやがて韓国というふうに外からの影響も加わりまして、今年の三月が非常に一つのビンチであったと考えております。

なお、今日の世界の情勢は、申し上げるまでもなく、その後ロシアの問題があり、やがてブルジルも心配される、あるいはアメリカ自身に先ほど総理の言わされましたようなヘッジファンドの問題もある、内外まことに危機であると思います。そして宮澤大臣の御見解並びに提案者の皆様の意見を拝聴いたしたいと思います。

初めて野党としての立場の質問でございまして、しかも小淵総理、そして宮澤元総理、自民党時代大変私は尊敬を申し上げ、また宮澤総理を実現したいということで一生懸命頑張ってきた立場でございまして、今は野党という立場で、極めてこの政策運営に私は不満を持っておりますので、どうぞおきしておりますことを率直に申し上げるわけでございます。

それは前置きでございまして、第一に私は宮澤大蔵大臣にお伺いをしたいわけですが、長銀処理に手間取つてしまひました。当初しか、正確な言葉ではございませんけれども、大蔵大臣は、この長銀の処理を誤れば大変な事態になる、世界経済にとおっしゃつたかどうかわかりませんが、大きな影響も及ぼすであろう、そしてこの処理をする、そして住友信託との合併が必要である、そういう認識を吐露されておられたわけであります。

昨日はダウが一万二千円台にとうとうなりました。きょうは、小淵総理のけさの経済対策の指示を好感してとということのようであります。若干戻しておりますけれども、私は今未嘗有の危機である、そう認識をいたしておりますが、大蔵大臣の御認識を承りたいと思います。

○国務大臣(宮澤喜一君) 我が国の経済の殊に金融の変調が顕著になりましたのは昨年の十一月でございますが、そのころになりますと、東南アジア、さらにはやがて韓国というふうに外からの影響も加わりまして、今年の三月が非常に一つのビンチであったと考えております。

長銀の問題がしかしここでそんなに御批判を仰ございますが、そのころになりますと、東南アジア、さらにはやがて韓国というふうに外からの影響も加わりまして、今年の三月が非常に一つのビンチであったと考えおりました。

長銀の問題がしかしここでそんなに御批判を仰ございますが、そのころになりますと、それはやはり大変な時間がかかるてまいりました。そのことは、何と申しますか、長銀の問題がこういうふうに複雑なことでなければ、いずれにしてももう少し早く全体の結論を国会で得ていただけたのだろう、こういふ思いがいたしました。

長銀の問題がしかしここでそんなに御批判を仰ぐようになつたかといいますと、それはやはり大変だと言つてました。一万三千円を割れば大変だと言つてました。既に割りました。もう割るかもしれない。さらに金融機関の内容は悪くなるではありませんか。私は、なぜそうちしなかつたのか。

ですから、私は、今の危機というのは大変な危機だと思います。まあしようがない、一万三千円を割つた。しかし、少し前は一万四千円を割ると大変だと言つてました。一万三千円を割れば大変だと言つてました。既に割りました。もう割るかもしれない。さらに金融機関の内容は悪くなるではありませんか。私は、なぜそうちしなかつたのか。

それからもう一つ。大蔵大臣は、この現在提出された法案、これは野党法案を取りかえられてしまいました。いわば実質廃案であります。その法案をベストなものではないとお考へになつて出されたというふうに答弁されております。私はこれも残念だと思います。

それから、金融監督庁は金融検査を延々と続けております。十九行一齊に始めたのが不幸だったのかかもしれません。しかし問題は、これだけ長銀の問題が議論されながら、政府の答弁というのには、要は多分債務超過ではないでしょ。官房長官は、債務超過であるという報道には、報道とはさすがにおっしゃいませんと、そういう趣旨の答弁には接しておりませんと、それが長銀問題、これが長銀引く原因になった事態をさらに悪化させた、あるいは既に危機に入っているかも知れない、そういうときにはまだ長銀の検査結果すら出されない。

私はこの全体を見て、残念ながら、尊敬する宮澤大臣

大蔵大臣でありますけれども、今の小沢内閣、そして官澤蔵相、今の危機に対処する資格がないと、私はそう思われるを得ない。残念ながらそう思われるを得ない。ひとつそれについての御感想をお述べいただきたいと思います。

○國務大臣(宮澤喜一君) 長銀がそれ以外でも何か公的な方法で救う方法があったとおっしゃいますが、どうも私どもが見ておりません限り、長銀自身は、六月ごろでございますが、ある雑誌の報道がもとになってだんだん苦しくなっていったわけです。その間に、長銀は結局住友信託銀行という相手を見つけて合併によって、当然長銀自身はもう役員以下退陣をする、あらゆる意味で海外の活動はやめる、いわば唯一の吸収合併と申しますかレスキューを求めていたということです。それは私は間違っていないと思うんです。

その中で、先ほどの部分、ノンバンクの部分は、両行の立場からいえばそれは恐らくそれが一番効率的のことであつたろう、第二次の破綻を起さないという意味におきましても、またリース会社は恐らくやつていける立場でございましたでしょ。から、それが一番経済的な私は處理であつたろうということは今でも疑つておりません。ただ、それが甚だ芳しくないノンバンクでありまし

たは、要は多分債務超過ではないでしょ。官房長官は、債務超過であるという報道には、報道と

違ひではありませんでしょ。

そういうことを、両行の私企業としての合併案の間に疑問を持たれた、こういうことであります

たので、ですから長銀をその間に別の方法で救う方法があつたかというと、私はそうは思いません

ので、これしか方法がないなど総理大臣も判断をされたのはそういう意味でアッたと思います。

○浜田卓二郎君 私は、結論はこれでよかったです。

しかし、ここに至るまでの過程が余りにも稚拙

に過ぎたと思います。しかも危機に対処するわけ

ですから、これは未曾有の危機です。ですから

大蔵大臣の御決意というのはたとえ野党が何と

言おうとも本当に必要だと思ったらやる、それが

私は与党の、内閣の、そして所管大臣の政治責任

の問題である。そう感じてならないものですから

申し上げるわけであります。

ヨーロッパで最も権威あると言われている格付機関のIBCA社が、ごく最近、日本のほとんど

の邦銀の格付引き下げを発表いたしました。御承

知かどうかわかりませんが、その格付引き下げの

理由を読みますと、英語でありますから日本語に直して簡単なところだけ申し上げますと、政治的

要因に端を発した邦銀を取り巻く環境の変化が邦

銀の位置づけを格付せざるを得ないという理由を

出しているわけであります。

つまり、日本の銀行は信用がならないというう

けじやなくて、この政治のもとにおける銀行だから

余計信用がならない、そうなつていてるわけで

す。結果として日本の金融機能が落ちる、結果と

して国民経済に現在のような多大な深刻な影響を

生じました。これが無責任な経営を生じました。

融行政の最大の失敗だと思っております。結果的

に国際競争力がつきませんでした。そして、行政

が經營に介入するから銀行の経営に自己責任の原

則が貫徹されなかつた。これが無責任な経営を生じました。

それが甚だ芳しくないノンバンクであります。

まさに金融正常化というのは護送船団行政から

の脱却でなければならぬ。

それはそのとおりなんです。そして今護送船団は解体されつあります。

六つです、社民党もあります、さきがけもありま

す、分かれ過ぎてます。これも残念でならない

意味ではやむを得ない、当然のことであつた、私は

残念ながらそう思います。

そして今大蔵省は解体されました。ある意

味であります。それを過ぎてます。

そういうものとの点とがたくさんの議員が御審議

の間に疑問を持たれた、こういうことであります

たので、ですから長銀をその間に別の方法で救う

方法があつたかというと、私はそうは思いません

ので、これしか方法がないなど総理大臣も判断を

されたのはそういう意味でアッたと思います。

○浜田卓二郎君 私は、結論はこれでよかったです。

思つてます。破綻寸前のものはそれにつきま

すわしい処理をしていく、この結論でよかったです

うんです。

しかし、ここに至るまでの過程が余りにも稚拙

に過ぎたと思います。しかも危機に対処するわけ

ですから、これは未曾有の危機です。ですから

大蔵大臣の御決意というのはたとえ野党が何と

言おうとも本当に必要だと思ったらやる、それが

に過ぎたと思います。しかも危機に対処するわけ

ですから、これは未曾有の危機です。ですから

大蔵大臣の御決意というのにはたとえ野党が何と

言おうとも本当に必要だと思ったらやる、それが

に過ぎたと思います。しかも危機に対処するわけ

す。

しかも、今回の金融法案の処理そして長銀の処理、いすれを考えてみても、まだ護送船團的発想から離脱できていない、それが今の内閣であり、残念ながら大蔵大臣の大蔵行政である、そう思ふんです。

例えば長銀処理であります。情報を開示しないまま公的資金を入れようとなさいました。あるいはいまま住友信託との合併を急がれました。これは結局今までの手法であり、問題を明確にする、先送りすることになる、私にはそう思えるんです。ですから、護送船團的発想から離れない内閣、自民党に、私は今の金融危機を乗り越える、それを指揮する資格がない、そういうことです。

そして、護送船團から離れるということは、マーケットに身をゆだねるということです。先ほど江田さんがバネルを示されましたけれども、まさに情報開示というのが命になるわけです。情報開示したら倒産するところが出る。しかしそれはためいたものを突然開示するからそういうんですね。やはり情報開示というものが基本にあって、マーケットを通じた判断が正確になされる、それルールに乗せていかなければ私は金融の新しいルールというのではなく上がらない、そう思います。

ですから、繰り返しになって恐縮ですが、今回の長銀処理に当たっても、これだけの論議を重ねながら、監督庁の説明はまだ調査が終わっておりませんと、調査が終わっていないのならば、長銀だけでも一日、二日かけてやつてもっと正確な情報を国会に私はやはり出さざるを得ない、出すべきだ、そう思いますけれども、いかがでござりますか。

○政府委員(日野正晴君) 先ほどの御質問にもお答えしたと思いますが、立入検査は九月三十日に長銀は終了しております。現在、立入検査が終了した後いろいろ精査しております、長銀に対する検査結果の通知の準備をしているところでござります。

います。

個別行の検査の内容につきましては、これはいつも申し上げていて大変恐縮でございますが、長銀に限らずどの銀行につきましても検査の内容を私どもの方から公表するということは、銀行の取引のみならず金融システム全体の安定にとって阻害となる要因が非常に大きいと思われますので、個別の検査内容の開示については消極的にござりますが、全体が終了いたしましたならば、例えばそれぞれの銀行ことではなしに、全体としての自己査定とそれから私どもの行う検査ができるのではないかなどいうふうに考えております。

○浜田卓二郎君 いざれにせよ、護送船團行政は失敗したわけでありまして、新しい金融のルールをつくり上げていかなければいけない。そこにおける情報開示というののは今までのレベルと同じレベルでとらえられる問題ではない、それはきちんと頭を切りかえていかなければいけないと思います。

提出者の石井議員に一つ質問させていただきますけれども、私は抽象的に新しい金融のルールとの皆さん一生懸命議論なさっている中で、多分そういうことを申し上げておりますが、今回、提出者の皆さんはいろいろな判断の基準になったでしよう。それはいろいろな判断の基準になつたでしよう。

ですから、新しく金融のあり方にについて提出者を代表するようなお気持ちでお話しをいただき、かつ今回の野党修正案なるものが新しい金融行政のルールのあり方に照らしてどうなのか、その点についても御意見を伺いたいと思います。

○衆議院議員(石井啓一君) お答えをいたしま

報を出させない、そして弱い金融機関を守つていく、まさに護送船團方式そのものであったわけでござりますけれども、金融ピッグバンの到来を迎えたこの時代にあって、こういったあり方がもはや通用しないことは明らかでございます。

私は、今後の金融行政のあり方といたしましては、やはり行政はまず事前のルールづくりをきちんとやる、そしてそのルールを金融機関が厳守しているかどうかを監視し検査する、いわゆる事後的な規制に徹することが私は肝要である、このように考えております。

今回の法案でございますけれども、今委員御指摘のとおり、まず金融機関の情報開示、これを大前提で考えておりまして、金融再生委員会の規則に従い、資産の査定、すなわち不良債権の分類を行いまして、それをさらに公表の義務を課しておられます。これが従来の情報開示とは格段に透明性が向上したところでございまして、この金融機関の経営実態の情報開示をきちんとルール化した、これが大きな特徴でございます。

その上で、この情報開示の結果、市場から信頼を失って預金等の払い戻しを停止せざるを得なくなってしまった、あるいはそのおそれがある等の場合には、この法案に基づきまして金融整理管財人による管理、あるいは特別公的管理に入る、こういうことになつておりますから、まさに今後の金融行政のあり方にのつとつた、そういう法案の中身になつていると、このように申し上げることができます。

実はその大いなる大転換期といいますか変革期といふ事態を迎えておるわけでございまして、しかもがゆえに、今回の法律のいろいろな制定過程において熱心に御討議いただきましたのも、その中で極めておきました御議論もありましたのも、その中で極めて苦しみ、呻吟といいますか、そういうものがあつてこういったことになつたんだろうと思つております。

そこで、すべてのシステムを全部破壊しようとすることになりますと、これは日本の今日まで一方で、金融機関に対しても競争をさせない、情

方針から全体としての脱却であり、それは簡単なことではありません。金融の分野でこれだけの大騒ぎになつてゐるわけです。私は、それは同時に自民政治そのものだと、私は自民党におりました。そういうことを強く感じてまいりました。ですから、自民政治ではない、そう判断した理由の一つはそこにあるわけです。日本全体の護送船團が、金融機関が厳守しているかどうかを監視し検査する、いわゆる今政権を担当する資格がない、そう思うわけです。が、總理の感想、御答弁をお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(小淵恵三君) 金融行政における護送船團方式につきましては、私も同様の考え方をいたしております。

そこに至る間、長々申し上げませんが、戦後敗戦によって日本の経済が全く崩壊した中で、経済に対する資金を提供できるもの、すなわち日本銀行を中心にして、そうしたものを中心にしてまいりました。でありますから、かつてはその組織が法王とまで言われた時代もありました。そのことが結局、金融による経済を動かしてきたといふ経過の中で、行政の中でも金融機関を大切にしていく、そしてまた同じようにつけていくといふ形での護送船團方式が生まれてきて、その中で今日を迎え、これが破壊をされていかなきやならない、そういう状態が來ているということは承知をいたしております。

私は、もつと言えば、この日本全体が護送船團的手法で、せつかしい素質を持ちながらここまですけれども、今委員御指摘のとおりでございまして、從来の金融行政は、いわば金融機関の一挙手一投足に口を出す、がんじがらめの規制をかけるます。ゼネコンさんが力を失つてしまつたのですが、農業問題、農業行政というのはもうとすごい護送船團です。建設業界もそうですね。例えば農業問題、農業行政というのは護送船團方式のやはり失敗だ。サービス業しかり。私は、もつと言えば、この日本全体が護送船團的だから、まさに今我が國が問われていること、

すべてこれを破壊するということは私は難しいことではないかと思います。したがいまして、よきところは残しながら、そして同時に、一言で言えば自己責任社会というものを確立していかなければ国際的な社会の中で我が日本も生き抜いていけない。かつて日本は日本としてのよき純風美俗の中で取り入れてきた行動そのものも、大きなグローバルなスタンダードというものの中はどうして生きていくかということになりますと、かなり大きな大転換を図らなければならないシステムもありますが、すべてを混乱させていくということではできませんで、そういう中で大きな転換を図ることは当然のことではござりますけれども、でき得べくはそのコストをできる限り少なくし、またある意味で大きな血を流し犠牲を行なうことなく、スマーズな形で大転換を図るということは我々に与えられた任務ではないかといふうな認識をいたしまして、個々それぞれの問題につきましては、より真剣に対処いたしていかなければならぬと思っております。

○浜田卓二郎君 総理、破壊じゃないんですね、

破壊じゃないんです。より生かすためにルールを

変えるということなんですね。それを延ばせば延ば

すほどづらくなるんです。これが今金融じやあ

りませんか。護送船団方式云々というのは、もう

は昔から議論されておりました。不良債権が

累積をしたのは、バブルがつぶれた直後からあ

ります。バブルがつぶれ始めて不良債権が累積を

し始めたんです。今までなぜつらいことに手をつけないできたのか。

残念ながら、私は落選をしておりました。国会

で演説できないから駅前で演説をうんとやってま

いました。何をやっているんだ、今この不良債

権の処理を含めていろいろな仕組みを、ルールを

変えていかなかつたらおくれるぞと。この問題意

識は今始まつたことではないんです。ですから、

今の総理としての責任は私はこれを破壊すると

いう認識であつては果たせない、破壊という問題

ではない、そう思つております。

残念ながらしかし野党も、先ほど申し上げま

した、わかり過ぎておりますよ。今回の処理につ

いても野党の中の議論も大分手間取られた。私は

早く参議院に来ないと、いつもそう思つております。

ました。ですから、小渕政権に今日本の金融の

危機を、あるいは日本の危機を開拓する資格がな

い、私は申しわけないけれどもそう思われるを得

ません。しかし同時に、それにはかわって野党が今

政策の受け皿を準備できない、野党もまた責任を

果たしていない、そう思われるを得ないんです。

もし、御答弁いただければ、どなたかどうぞ。

石井さん、さつきの続きで。

○衆議院議員(石井啓一君) 浜田委員にお答えを

いたします。

大変重要な問題でございまして、一議員の立場

でお答えするのはなかなか難しい問題であるかと

存じますが、個人の見解ということでお許しいた

だきましたのでお答えをさせていただきたいと思いま

す。

確かに、野党の三会派をまとめるに当たりまし

て、八月六日から実務者協議を始めまして、八月

二十五日には合意が得られたわけでございます

が、実際に法案提出は九月三日ということでござ

いましたので、約一ヶ月弱の時間がかかったこと

は確かでござりますけれども、やはり立場の違う

二つのセーフティーネットが張られるることによつ

て、これをツールとして生かしながらどの程度の

不良債権をいつごろまでに消化していくのか。

二〇〇一年にペイオフが始まるとの予想ですね。二

〇〇一年にペイオフが始められる条件というの

は、やはり混乱を来さずに始められる条件とい

うのは、それまでに不良債権の処理が相当進んで

そして金融機関は健全であり安心できるという信

頼感を再びつくり出さなければならない。いわば

デッドラインというのが私は二〇〇一年だとい

ふうに思つておりますけれども、この法案を成立

させていよいよ本番の不良債権処理に入る。どの

程度の見通しを持つておられるか、お伺いをさせ

ていただきたいと思います。

○政府委員(日野正晴君) お答えいたします。

金融機関の不良債権の問題につきましては、た

だいまいろいろ御指摘がございましたが、これま

で各金融機関におきましては、それとの経営合

理などによりまして業務純益の積み増しあるい

は内部留保の取り崩しなどによって積極的に取り

組んできたと思われます、その後の実体経済の

悪化に伴う不良債権の増加などから抜本的な解決

に至っていないわけございます。

この公的資金の入れ方についても、全く情報開

今回の法案は、借り手保護といいますか、金融取引をやっている相手、そして経済界、そういうものに対するマイナス影響を最小限に食いとめようという、そういう意味のセーフティーネットを

張るものだというふうに理解をしております。既に預金者保護のセーフティーネットは、これは二〇〇一年まででありますけれども、政府が完璧に

張られたわけでありまして、二つセーフティーネットが張られた。目的は不良債権の処理です。

具体的には、不良債権のディスクロージャーの

迅急・円滑化あるいはサービサー制度の創設、

共同債権買取機構や金融機関の自己競合会社の機

能の拡充など、債権流動化のためのいろいろな措

置が相ましまして不良債権のバランスシートから良債権の処理に徹底して取り組むことを求めています。

また、これらの枠組みに加えまして、競売手続

とによりまして不良債権の早期処理の促進を促す

ということにしております。

具体的には、不良債権のディスクロージャーの

拡充、あるいは本年四月から導入されました早期

是正措置の枠組みのもとで、金融機関に対して不

良債権の処理に徹底して取り組むことを求めてい

きたいと思っております。

○浜田卓二郎君 それに想起して、これから破綻

の迅速・円滑化あるいはサービサー制度の創設、

共同債権買取機構や金融機関の自己競合会社の機

じゃ、これがどうなるか、私、パネルにしてまいりました。（図表掲示）比較的シンプルなパネルにしましたけれども、上が長銀処理がどう行われるかということで政府・自民党が考えていた案であります。下が自民・民主・平和・改革三党の修正案による、どういうふうに処理されるか。

この上段ですけれども、もともとの処理案、国が預金保険機構を通じて長銀の不良債権の償却で足りなくなった資本を注入する、そしてそれを身ぎれいにして住信と合併をしていく、その住信にも資本が足りなくなるということで資本を注入する、端的に言えばこういうことでありました。

下の段が自民・民主・平和・改革、この修正案の仕組みで長銀を処理した場合どうなるか。國がこれも預金保険機構を通じて長銀の株を全部買い取る、そして運転資金やあるいは損失が出た場合、営業に伴うロスが出た場合は資金を援助する、さらに不良債権を買って身ぎれいにしてあげるためにこういう形で公的資金が投入される、そしてこういう形で長銀を身ぎれいにして子会社化をして、住信とは限っていないかもしれないけれども住信とも言っている、こういう受け皿銀行に資本が注入される、こういう形になるということだとだと思います。

提出者に伺いますけれども、もともと政府が考えていたそういうことと私は基本的に同じようなことが今度の修正案によってやれることになったんじゃないですか、こういうふうに思ふんですけれども、どうお考えですか。

○衆議院議員（枝野幸男君）　幾つか誤解をしておられるのかなというふうに思っております。

一個一個具体的にお話をさせていただきますが、まず特別公的管理に入りますときには長銀の株を強制収用いたします。

ただ、この強制収用の費用でございますが、これは法律上の文言できちんとありますし、純資産額を基礎としていたします。したがって、長銀が

債務超過の状態でありますれば限りなくゼロに近いお金ですので、そこにはお金は使われません。銀ではございません。これは整理、清算をする会社であります、企業であります。

例えば、破産申し立てをした株式会社は破産管理が行われます。会社更生法が適用された企業も、更生会社として法人格だけは残りますが、これはいずれも要するに整理、清算のプロセスであります。私どもは、特別公的管理に入りました段階で整理、清算をするという言い方を言っており

ます。

そして、従来の長銀が抱えておりました不良債権は、これはどこかがきちんと回収をしなければ不公平になります。借りた者が借り得で逃げてしまつてはいけません。したがいまして、従来の長銀では回収することができます。私は今具体的にそのコストの話ということについてはこれから伺うんです。私は仕組みを聞いているんですね。私が伺ったのは、基本的に長銀がどういうふうに処理されなんですか、私は今具体的にそのコストの話といふことについてはこれから伺うんです。私は仕組みを聞いているんですね。私が伺ったのは、同じような仕組みになつていくんじゃないかと。結局、長銀に對して公的資金を使いつながら、そして身ぎれいにして住信なり受け皿銀行に引き継がれていく、このことは変わらないでしょ

うと伺っているのに、それが違うということだと違うんです。それから、長銀について、これは大臣もおっしゃっていました、政府案の議論の中でも、長銀もなくなるんです、あなた方もなくなります。

この場合の不良債権の買取り価格につきましては、これはわざわざ法律上の条文を書きまして、「回収不能となる危険性等を勘案して適正に定められたもの」ということといたしまして、單に時価と書いた場合には貸し倒れの可能性ということも含めた価格ということで誤解される可能性もありますので、RTCでは絶対に損が出ないと

あります。私は、そこは共産党さんと当初から一貫してともと違う意見であります。預金者保護のために必要な費用については公的資金を使わせていただく、これはもう一貫して申し上げて

ております。

まず、長銀に對して資金援助という矢印の部分はそういった部分でございますので、したがって、長銀が債務超過の存在になつていなければ当然みずから財産で預金者に払い戻しができますので、その資金援助は存在をいたしません。

それから次に、整理回収機構に對する資金等で

あります。私がほども申し上げましたとおり、五十六条で「当該資産が回収不能となる危険性等を勘案して適正に定められたもの」というふうに条文でわざわざ明確に書かせていただけております。したがいまして、このところでは、融資はRTCに対してもなければなりませんが、そこで損は出ない、RTCは必ず利益を出す価格でないと買取ることができないということが法律上起きています。したがいまして、ここにところでは、融資はRと買取ることができないということが法律上起きています。したがいまして、ここにところでは、融資はRと買取ることができないということが法律上起きています。したがいまして、ここにところでは、融資はRと買取がある、こういうことじやないですか。

それから最後に、受け皿金融機関に対する資本注入の話でございますが、ここが先ほどちょっと間違えましたけれども、六十条の十一号と六十三

あります。破産処理の場合と同じように、優良な資産については第三者に売つて現金化をして、そして債務の弁済に充てていく、これは通常の破産処理の場合と同じです。

したがいまして、上のよろな仕組み、金融機関を存続させて、そして受け皿銀行に引き継がせる

話とは全く違う、むしろどこに近いのかといえ

ば、破産法に基づく破産処理に近い形を私どもの

法案ではとらせていただいております。

○笠井亮君 大分むきになつて御答弁されたよう

あります。私どもは、特別公的管理に入りました段階で整理、清算をするという

結局、四つのルートで今度の仕組みでは長銀の

処理に税金が投入できる、そのことはいいです

ね。いいですか。そのコストがどうだということ

は後で議論しましょう。その仕組みについてはい

いですね。

○衆議院議員（枝野幸男君）　それは違います。

○笠井亮君 どこが違うんですか。

○衆議院議員（枝野幸男君）　きちんと丁寧に説明をさせていただきますが、まず、長銀に對してい

わゆる資金援助ができる場合というのは法律上の

条文でもきちんと書かせていただいておりま

ります。私も、そこは共産党さんと当初から一

貫してともと違う意見であります。預金者保

護のために必要な費用については公的資金を使わ

せていただく、これはもう一貫して申し上げて

ております。

まず、長銀に對して資金援助という矢印の部分

はそういった部分でございますので、したがつ

て、長銀が債務超過の存在になつていなければ當然みずから財産で預金者に払い戻しができます

ので、その資金援助は存在をいたしません。

それから次に、整理回収機構に對する資金等で

あります。私がほども申し上げましたとおり、

五十六条で「当該資産が回収不能となる危険性等を勘案して適正に定められたもの」というふうに

条文でわざわざ明確に書かせていただけておりま

す。したがいまして、このところでは、融資は

RTCに對してもなければなりませんが、そこで

損は出ない、RTCは必ず利益を出す価格でない

と買取ることができないということが法律上起

きます。したがいまして、ここにところでは、融資は

等、税金が使われるということは理論上あり得ま

せん。

それから最後に、受け皿金融機関に対する資本

注入の話でございますが、ここが先ほどちょ

うと間違えましたけれども、六十条の十一号と六十三

条であわせて読みますと、書いてありますとおり、長銀が債務超過であった場合、債務超過銀行の金融機関から営業譲渡等を受ける受け皿金融機関につきましては、これは私ども当初の原案から資本注入ができるということになつております。債務超過の金融機関の中の営業のうまくいっている部分についてはどこかに引き継いでいたいた方が、これは債務処理、破綻処理そのもののコストとしても安く上がりますし、それから当該金融機関から営業譲渡を受けていた健全な借り手にとっても便利な話でございます。

したがいまして、そうした場合、債務超過金融機関に対する公的資金を、当該受け皿金融機関が営業譲渡等を受けて結果として自己資本比率が下がった分を限度といたしまして資本注入できる、これは当初から私どもの原案にあったとおりの内容を改めて確認的に今回の修正の中で織り込ませていただきたいという内容でございます。

○笠井亮君 債務超過だったら破綻処理をすれば

くわからなかつたかも知れませんけれども、そういう形で言われましたけれども、今この仕組みとして長銀の処理にこういう四つのルートがある。それは法律を見る以上はつきりしているじゃありませんか。

今まで二つのルートだったと、政府案です。それに対して、今度は四つのルートで長銀に対しても公的資金を入れて、そしてそれに基づいて長銀を処理する、こういうことが可能になつたということだと思つてあります。

八月の段階の政府の長銀処理策では、住信との合併を前提に十三兆円の公的資金枠から資本注入をするということを言って野党も大反対をして問題になつてきました。今度は、そういう意味では、この法律の仕組みからいって、もっと公然と公的資金を使って長銀を処理して子会社化するなり合併をする、こういう道が、政府案以上の仕組みができたということを言わざるを得ないと思うんです。だから、自民党の森幹事長がこの経過を見てはつきり言っています。名を捨てて実をとらぬ、実際には大事なところは一つ一つ自民党の主張をきらつと全部入れてあります。さもありなんです。だから、「ばれたか」と呼ぶ者あり、「ばれたか」とおっしゃいました。自民党が丸のみしたどころか、そぞろにやるといういう処理なんです。それで、三十七条まで言って、今回の長銀に適用するそういう道を開いた。法律に書いてあるんですよ、この四つの中のルート。ルートがあるということについて認めないと、いうのは、私大変に心外であります。法律にちゃんと、六十条に書いてある。この四つのことがやれるようになつてている。そうでしょう。六十一条、六十二条、六十三条、そういう形でこの法律をよく読ませていただきました。長銀に対してもういいことが通用できないということは書いてないですか。

今、返ってくるかもしれないとかあるいはこういう条件があるとかいろいろ言われました。テレ

ビを見ている方もなかなか早口で言われたのでよろしくありがとうございます。長銀のいわゆる回収に注意を要する第Ⅰ分類の債権、二兆四千億円ぐらいあると思うんですけども、これは発表されている中で、自己査定ですか、この中には善良なものもあれば不良債権もあります。第三分類、ほとんど回収の見込みがない、四千数百億円あったと思いますけれども、この中には当然、不良債権というのがかなりある。そして、そういう中に入つてない日本リースの事実上の倒産、これに伴つて日本リースが幽靈会社とかペーカンパンニー、これはもう野党の皆さんも追及されていました。そこで、衆議院でやつていらっしゃるのを見ました。こういうものを抱えている不良債権もある。こういうものも買つていくわけですね。

加えて、正常な債権というのが十五兆円ぐらいある。これが長銀の言うように本当に正常であれば、それを全部引き取つてもらう住信なりそういうところが最低必要な資本注入額、大体計算してみると、自己資本比率八%とかということを踏まえながらやると一兆円はかかるのかなというふうに思います。この二つだけでもわずか長銀一行に兆円単位の公的資金が必要になる可能性があります。このことについては否定はなさいませんね。

○衆議院議員(池田元久君) 今議員の質問を聞いておりまして、まずは長銀処理がどう行われるか。このことについては否定はなさいませんね。

○衆議院議員(枝野幸男君) こうした国有化の処理に仮に長銀が入った場合に幾らぐらいの金額が必要になるのか。これは金融監督庁が正確な検査結果を開示してくれておりますので、正確な金額は残念ながら申し上げることはできません。

○衆議院議員(枝野幸男君) ただ、理論的に、長銀が債務超過でないならば、これは基本的に一錢もかからないというふうな理解をいたしております。そして、長銀の債務超過の額が小さければ、預金以外の債権者の権利が侵害されるだけでありますので、これも理論的に一錢もかからないという結論になります。

債務超過の額が預金にまで食い込む、長銀の場合は金融債がございますが、金融債等にまで食い込んだ場合、その食い込んだ損失の部分といふが必要になる金額でありまして、ここは一貫して共産党さんとは私ども立場が違いますが、預金者等を保護するためには公的資金を使わせていただこうこと、これはやむを得ないことということで、従来から共産党さん以外はすべての政党が認めて

いるところでございます。
○笠井亮君 全然もうごまかしなんですね。情報公開なんて当たり前なんですよ。責任をとらせるのは当たり前。それをきちっとやらせるというのは当然なんです。

それから、このグラフについては、表について

は、括弧して住友信託と括弧がしてあるんです。これは長銀の処理ということで、ここに何も書かなかつたら名なしの権兵衛でわからない。そんな揚げ足取りみたいなことをされて、私は、このようない法案に基づいて長銀を処理するとしたらこうなるじゃないですかときちと聞いているのに、それに対するごまかすようなことをされることは困る。

しかも、その問題で今幾らかかるか。大変びっくりしました。債務超過でなければ一銭もかからない。不良債権処理をこうやってやる、それに伴つてかからないと言えるんですか。

○委員長(坂野重信君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(坂野重信君) 速記を始め。

○衆議院議員(枝野幸男君) 不良債権の処理に際しましては、従来の不良債権の処理に係つて二次ロス等が発生すれば、これは原則的にそこに融資をしている公金が損失をかかることになります。

こうした過去の自民党政のとつてきた政策の誤りとすることを踏まえまして、今回の修正法案では、五十六条での日本版RTCが不良債権を買い取る場合の価格についてきちんととした限定を定めた。それは、「当該資産が回収不能となる危険性等を勘案して適正に定められたものでなければならぬ。」といふように限定を加えました。それがいまして、例えば時価などといふ方で買つてもらつては困る。何があつても損をしない、非常に安い価格で買つていただくということを前提といたしております。

したがいまして、整理回収機構、日本版RTC、ここは初代の社長として国民の皆さんからも信頼のある中坊さんになつていただきとあります。それは、この格が大原則だということを言っておきたいと思いま

自己責任でやる、債務超過だつてこれは銀行の自己責任でやるんですよ、預金者保護だつて。それが大原則だとということを言つておきたいと思います。それから、今安くすると言いました。じゃ、安くしたら本当にこれできちとそういう不良債権を処理して投入したお金が返つてくるのか。時価で買ふといふことをきのう池田さんは言われました。時価で売れるなら不良債権処理なんというのはもう本当に簡単に済んでいます。この世の中で。ところが、不良債権の多くは今土地、不動産ですから、今安くすると言いました。じゃ、安くしたら本当にこれできちとそういう不良債権を処理して投入したお金が返つてくるのか。時価で買ふといふことをきのう池田さんは言われました。時価で売れるなら不良債権処理なんといふことは二千七百六十七ヘクタールでございます。その中で契約いたしました総件数が八十五件、総面積は約百三十ヘクタール、金額にいたしまして約四千三百四十五億円でございます。このうち具体的に実際に活用され土地が譲渡されましたのは、最近でございますが、件数で二件、面積は一・七ヘクタールということになつてございます。

○笠井亮君 嘴り物入りでつくられた、四年前ですけれども、九四年から今日までの間にわざか七・三%の実績ということで、しかも今ありましたますと、「金融機関等の資産を買い取る場合の価格は、当該資産が回収不能となる危険性等を勘案して適正に定められたものでなければならぬ。」このように書いてあります。最初から、「回収不能となる危険性等を勘案して」というんですから、これ損が出ることが当然あり得るといふことを勘案して決めなきゃいけない、こういうことになります。

実際、私は建設省いろいろ聞いてみました。不良債権対策のために不動産を買い上げる仕事をする民間都市開発推進機構、民都機構というのがあります。財團法人です。この機構が買い上げる物件には税制上の優遇措置が適用されるので、金額で第二次ロス等の危険をはらんだ金額、高日の金額で買つてもらつては困る。何があつても損をしない、非常に安い価格で買つていただくといふことを前提といたしております。

して持ち込まれた相談案件数というものの総件数、そして総面積。その中で契約された実績、件数、面積それから金額。さらに、そのうち実際に活用されたところ、譲渡済みというものが何件あるか、面積は幾らか、お答えいただきたいと思いま

す。

○笠井亮君 中坊さんのことも言わましたが、住管機構が頑張つても回収実績は約二〇%。整理回収銀行の実績も一九・三%の回収です。共同債権買取機構の場合も二割程度。そして、外資系が安く買ったということが最近も新聞に報道されましたけれども、買ったけれどもこれは暴力団絡みでどうしようもない、困つてしているということがあります。

○政府委員(山本正義君) お答えさせていただきます。

民間都市開発推進機構の土地取得、譲渡業務の実績につきましては、平成十年の九月末現在でございましたが、今御案内の機構に土地取得の相談が持ち込まれた総件数は千百四十九件、その総面積は二千七百六十七ヘクタールでございます。その中で契約いたしました総件数が八十五件、総面積は約百三十ヘクタール、金額にいたしまして約四千三百四十五億円でございます。このうち具体的に実際に活用され土地が譲渡されましたのは、最近でございますが、件数で二件、面積は一・七ヘクタールということになつてございます。

以上でございます。

○笠井亮君 嘴り物入りでつくられた、四年前ですけれども、九四年から今日までの間にわざか七・三%の実績ということで、しかも今ありましたますと、「金融機関等の資産を買い取る場合の価格は、当該資産が回収不能となる危険性等を勘案して適正に定められたものでなければならぬ。」このように書いてあります。最初から、「回収不能となる危険性等を勘案して」というんですから、これ損が出ることが当然あり得るといふことを勘案して決めなきゃいけない、こういうことになります。

実際、私は建設省いろいろ聞いてみました。不良債権対策のために不動産を買い上げる仕事をする民間都市開発推進機構、民都機構というのがあります。財團法人です。この機構が買い上げる物件には税制上の優遇措置が適用されるので、金額で買つてもらつては困る。何があつても損をしない、非常に安い価格で買つていただくといふことを前提といたしております。

○衆議院議員(枝野幸男君) まず、その前の点からお話ししたいと思うんですが、とにかく売れないとあります。したがいまして、物すごい低い金額になる可能性も、売れないのである不動産を抱えていた場

合には限りなくゼロに近い可能性も含めてあるとじさせることはない、法律上担保されていると考えております。

○笠井亮君 中坊さんのことも言わましたが、住管機構が頑張つても回収実績は約二〇%。整理回収銀行の実績も一九・三%の回収です。共同債権買取機構の場合も二割程度。そして、外資系が安く買ったということが最近も新聞に報道されましたけれども、買ったけれどもこれは暴力団絡みでどうしようもない、困つてしているということがあります。

○政府委員(山本正義君) お答えさせていただきます。

○衆議院議員(枝野幸男君) 不良債権の処理に際しましては、従来の不良債権の処理に係つて二次ロス等が発生すれば、これは原則的にそこに融資をしている公金が損失をかかることになります。

こうした過去の自民党政のとつてきた政策の誤りとすることを踏まえまして、今回の修正法案では、五十六条での日本版RTCが不良債権を買い取る場合の価格についてきちんととした限定を定めた。それは、「当該資産が回収不能となる危険性等を勘案して適正に定められたものでなければならぬ。」といふように限定を加えました。それがいまして、例え時価などといふ方で買つてもらつては困る。何があつても損をしない、非常に安い価格で買つていただくといふことを前提といたしております。

今度、この長銀の問題で整理回収機構を持ち込まれる。さらに、野党の方々が追及されていましたように大変なものがいっぱいあるということでありますから、幾ら適正に価格を設定する、あるいは安く設定したとしてもこれは売れなければ全く意味がありませんね。それはそうですね。

○衆議院議員(枝野幸男君) 売れないという可能性も含めて、トータルとしての金額を査定いたしました。したがいまして、物すごい低い金額になる原案です。

○衆議院議員(枝野幸男君) まず、その前の点からお話ししたいと思うんですが、とにかく売れないとあります。したがいまして、物すごい低い金額になる可能性を勘案して金額を決めるのですね。それはそうですね。

建設省に伺いますが、この民都機構に対

欠如を批判しながら、新聞紙上や国会の議論について、「その問題を曖昧にしたままで、三十兆円の公的資金を導入すれば、再び罪なき国民がそのツケを負わされることになりかねない」、このように述べております。

日本共産党提出の金融機能正常化特別措置法の四法案の提出者に伺いたいんですけれども、これまでの議論に関連しながら、銀行の自己責任という問題についてどのように考へておられるか、答弁をお願いしたいと思います。

○委員以外の議員（筆坂秀世君） 笠井議員の御質問にお答えします。

一つは、今の不良債権の問題の議論を聞いておりまして、もしRTCがただ同然で不良債権買うとするなら、それは破綻した銀行であつたら、これは本体の方でそれだけロスがたくさん出るということだけあります。ですから、それによつて税金の投入額が減る、公的資金の投入額が減るということにはならない。あるいは健全銀行であつたなら、ただ同然で不良債権をRTCに渡すような銀行はどこもないでしょう。だって、ただやるなら、それはみずから処理できるわけですね。ですから、ただ同然というのがこれはまさに空理空論のたぐいだと私は言わざるを得ないと思ひます。

（拍手）

私たちが自己責任、自己負担の原則を重視するのは、一つは、もともと銀行の不良債権というのは国民のもたらしたものじゃない。中坊さんは罪なき国民に押しつけるものだとおっしゃつたけれども、まさにそういうものになる。これが第一です。

ただ、それだけじゃない。例えば何をやつても最後は税金で後始末ということになれば、私も国会で取り上げましたけれども、北海道拓殖銀行の場合に、都市銀行がみずから持ちたくない債権を全部拓銀に押しつける、なぜなら拓銀処理は最後は税金処理だから、こういうことになります。

銀行というのは預金者を保護する、与信融資業務、決済業務、これは銀行が銀行たるゆえんで

す。本来の責任です。この責任をあいまいにすることになる。

三つ目には、よく最小化コストということが言われます。しかし私、これはアメリカの例、本当に教訓的だと思うんですけれども、九一年にFDICIA、預金保険公社改善法によって商業銀行の破綻処理にはもう税金を使わない、この原則を確立しました。このときにアメリカの会計検査院の総裁だったパウシャーさんは、それによって資本市場からアメリカの金融業界が好意的な反応を受けた、そして銀行経営者が自分たちの直面する問題に正面から立ち向かうようになった、そして悪い銀行があればこれは銀行業界みずからがそういう銀行は退出させよ、こういうことで自己規律が働くようになつたと。私たちは、この立場から今までの四法案を出していいということを御理解賜りたいと思います。

○笠井亮君 不良債権の処理や金融機関の破綻処理のコスト、これは私はやっぱり銀行業界自身が持つてこそ、金融業界の中に自己規律を生み出していく、最も少ないコストで、しかも内外の信頼を回復しながら速やかに対処できる、そういうことを重ねるんだというように思います。このことを重ねて強調しながら、質問を終わりたいと思います。

○委員長（坂野重信君） 委員の異動について御報告いたします。

本日、柳田稔君が委員を辞任され、その補欠となるべき議員は誰ですかとお尋ねいたしました。

（拍手）

○山本正和君 総理以下、大変御苦労さまでござります。

後ほど總理以下には御質問したいと思ひます。

要望という形でとどめておきたいと思ひます。後ほど總理以下には御質問したいと思ひます。

要望という形でとどめておきたいと思ひます。

（拍手）

（拍手）

（拍手）

（拍手）

ただ、率直に申し上げますが、この法案ができる中で、実は自己矛盾を感じておるん

た、そして一番大きな自民党、民主党以下の各党

の協議の中でこれがまとまりました。私は、その政党

政治と我が日本の國が憲法で二院制を定めている

ことの中、実は自己矛盾を感じておるん

です。そのことも少し発議者の皆さんにも申し上げておきたいと思います。

（拍手）

んが提案してここに持つておるわけですか

ら、そのことも含めて冒頭に私の感想を申し上げておきたいと思います。

（拍手）

い話を聞くんですけれども、例えばタクシー会社がある。タクシーは今非常に苦しいんです。そのタクシー会社が資金の回転をするのにどうしても銀行から金を借りなきゃいけない。しかし、待てるんだどうか、おまえさんのところは赤字だから第Ⅱ分類だよと言われたら、運転資金に困ってしまって倒産してしまうと。ホテルというのはこれもう大変な設備投資して次から次に設備更新をしていかなければホテル業界の競争に勝ち残れない。旅館でもそうですね。銀行から金を借りなきゃいけないんです。

そうすると、例えば本年度の決算が赤字だった、第Ⅱ分類にしますよと言われたらどうなるんだろうか。しかも、もしもこれを公表されて、私の会社が第Ⅱ分類ということでどこそこの銀行に出されたらうちの一層に信用を失って仕事ができなくなりますよと、これ実感で言うんです。

国会で盛んに議論をしていただいているのはよくわかりますけれども、企業があつて、そして一生懸命働いて、そこに働く人もおつて税金を納めて国家の運営ができる、だから何とか仕事ができるようにしてほしい。こういう話を私のところへ来てよく言うわけであります。

私は、発議者の皆さんに大変御苦労を願いながらできた法案でありますし、我が党も我が党の主張を衆議院段階でいろいろ入れていただいたようでもあります。したがつて、当面乗り切るために一日も早く問題を解決しなきゃいけませんから賛成の立場をとつておりますけれども、私自身はこのままじゃいかぬと思ってる。ちゃんと直さなきゃいけない、こう思つております。

特に申し上げておきたいのは、少なくともこの法案の問題をめぐる議論の中で貸し渋りがふえる印象を与えるような議論は何としても避けていたいだきたい。一番心配なのはそこなんです。

そしてもう一つ申し上げたいのは、あの法案の中では、私は衆議院の諸君に言ったんです、何だから

まえはこれを聞いてと。十三兆円のあの部分を廃止すると書いてある。廃止した後どうなるか何にも書いていないんですね。そうして聞いたら、早く新しいものをつくって今国会中に成立させますと言ふものだから、それなら仕方ないと、こういふことで私も黙つたんです。

だから、いずれにしても経済というものは動いているんですから、動いている中でみんなが日本の国の政府を信頼してやっているんですから、そういう多くの一生懸命働いている、経営して苦しんでいる皆さんの気持ちを大事にしながら、国会というものの運営、あるいは法律の審議あるいは提案というものをしなきゃいけないんじやないか、こうすることを思います。これからまた発議者の皆さんも恐らく新しいスキームについて、破綻前の問題ですか、そのスキームについての議論をされると思いますから、その辺はひとつ十分慎重に配慮されながら、何があつても大丈夫ですよ、本当にしっかりと頑張っている会社、企業、そこで働く人たち、安心してくださいよということを言ひながら議論をしていただかなければどうことが気になつてなりません。

銀行は確かにいろいろ問題がありました。そこで、私がもう少し申し上げておきたいのは、本来からいえば長期信用銀行や拓殖銀行なんというのはあんなになるはずはないんですね。長期信用銀行が設立されたおかげで今日の日本の経済を発展させて大変な貢献をしている、これはもう大蔵大臣が一番御承知であります。設立当初の目的は何かがあったか、どういう役割を果たしたか、大蔵大臣が一番御存じであります。あるいは北海道拓殖銀行でもそうであります。北海道の開発のためだけ重要な役割を果たしてきたか、大変な役割を果たした。その二つの銀行がつぶれてしまつた。大変なことであります。

しかし、私が思うのにこれは政治の責任だろう。国策として日本の國のあるべき姿はこうです。よといふことを提示し得なかつたところに問題がある。これは後ほど申

その前に、ぜひこれはひとつ発議者の皆さんにちょっとと念のためにお伺いしておきたいと思います。質問をしないと言つたんですけれども、ちょっとと一つだけ。

それは、今度の法案の中での一つのポイントは再生委員会ですね。その再生委員会、ちょっとと申上げますが、衆議院ではどうか知りませんけれども、参議院では答弁席では一切不規則發言をしたらいけないことになっておりますので、質問中につい、よっしゃとかオーケーとか言わないでくださいね。黙ってうなづく程度にしてください。

再生委員会というものは三条委員会だ。どちらかといつたら政府から独立した要素が強い。ところが、今のこの金融あるいは日本の經濟ばかりではなく国際經濟は随分動いていますから、そこで何が起るかわからぬ。いろんな問題が出来ます。三条委員会の委員の皆さんがいろいろ議論される。その東ねが國務大臣だと、こうなつてゐるわけです。その國務大臣に本当に強力なりリーダーシップを持つ方がおられるかおられないかは大変なことになると私は思ふんです。

これは発議者にも、それから総理にもお伺いしておきたいんですけども、これだけ大きなまことに日本の金融が国際的な状況になつてている中では、再生委員会の委員長になる國務大臣は、少なくとも総理が一番大事な、よっしゃ、もう任せたんだと、おまえさんが言うなら、よし、おれがやつたやるというぐらいいの、副総理ぐらいの人がなつてもらわぬといかな、副総理格で位置づけてもらわなきゃいけないと思うし、その人選はまさに日本政府として国際社会に対しても責任を持つて、この人を大臣にしましたよということを言える人を選びべきだというふうに私は思ふんですけれども、まずこれについて発議の方は、再生委員会の委員長についてはどういうふうなお考へで大臣といふふうにされたのか。そしてまた、このことについてだけは総理の御所見をお聞きしておきたいと思います。

○山本正和君　ひとつよろしくお願ひしたいと申します。

○山本正和君　なぜこのよろな形にしたかと申し上げますと、まず現在の金融危機は大変な状況でござります。やはり國務大臣を置いて責任を負わせる必要があります。同時に、これからビッグバン時代になります。まして、金融行政はできるだけマーケットに任せること、中央省庁等改革基本法にも書いてあります。が、行政の関与は、非常時は別であります。でも、できるだけ少なくする必要があります。三条機関はやはり公正さを確保する意味において適当な組織であると思います。両者を兼ね備えた組織として、委員長を國務大臣とする金融再生委員会を設けることにしておきました。ぜひ御理解を賜りたいと思います。

そしてまた、委員御指摘のとおり、この大変な金融危機の中にありますて、まさに司令塔の役割を果たすべき組織でありますから、当然組織の長は専任の大臣を充てるべきであると私は考えております。その任に当たる方につきましては、当然経済、法律に通じた、できるだけ決断力に富む人材を充てるべきであると考えております。

○國務大臣(小淵恵三君)　冒頭よりの山本先生のお話、まことに肝に銘じて耳聴いたしております。特に、金融再生委員会の仕組み、あるいはまた専任、これは委員長となります大臣につきましては、この三条委員会の機構がまさに大きなものであり責任を負っているという考え方をいたしましたと、お説のとおりだらうと思います。

これが成立の既におきましては、今委員御指摘のような最もこれにふさわしい人を選任することが、現下の問題を処理するのみならず、日本の将来にとっても大変大切なことだと認識をいたしておる次第でござります。

そして、今後の問題がまだございますので、発議者の皆さんもいろいろと討論に参加され、御意見の交換があろうかと思いますから、ひとつこれでも国民が安心するような形での今後の対応を要望しておきたいと思います。

では、本委員会は金融問題でもあります、あわせて我が国の経済活性化という問題についての議論が本委員会に与えられている任務でございま

す。冒頭、石川理事の方からもお話をございました。私もそれを思ふんです。

そこで、国民が何か寄つたかつてちょっと一杯飲んで話すときも暗い話が出てくる。どうなるんだろか、景気悪いなと。タクシーに乗つたら運転手さんがさっぱりですというふうな話をす

る。しかし、これは私はおかしいと思うんだ。日本は、私は絶対大丈夫だと思ってるんですけど。少なくとも、ここ十年の間にちゃんと輝ける

我が国になると私は思つているんです。ただし、それをするのに一つの方向を、我が国これから動く方向を政治が指示されなければやつぱり国民は安心できないと思うんです。

私は、こんなに小さな島国で人口がひしめいておつて、そして山が多い、何も資源がない、何でこれが世界二番目の経済大国になっているんだろうか。これは経済企画庁長官が在野の時代にいろいろな格好で論文等もお書きになっていますけれども、私はこの国が今のこんな金融問題ぐらいで負けるはずがないと思うんだ。

そして、もう一つ言いますと金融問題、いろいろ言いますが、特にグローバルスタンダードとかなんとかいう妙な名前を持ってきて日本の国をかき回しちゃう。まだつづいていますけれども、アジアは全部やられちゃつたんですね。何か知らぬけれども、私は思ふんです。お金というものは本当はそのお金で動かしていろいろなものをつくる。世の中をよくするために使う、そのための回転をしなきゃいけないお金がばくちの世界になつてしまつていて。今の世界の金融市場というのは、ばくち屋が一番もかかるような仕組みになつておつ

た。ちょっとつぶれかかってきたですけれどもね。そんなものは許さぬよということを我が国は宣言するべきだと私は思ふんです。

もうと言えば、日本の國が今まで持つてある資産、これはフローも含めたら大変なお金なんです。

ね。そのお金を、本当に日本の産業構造をこうしますよ、地球社会をこうよくしますよといふこと

思ふんです。

私は、もうここで予算委員会以来ずっと、

しょっちゅう言つているんです、こんな小さな島国だけれどもだれにも負けないものを持っていま

すよと。それはお日様です、太陽ですよ。太陽がさんさんと注いでいる、自然に恵まれている、台風も我々に対する恵みですよ。

そういうものの内で、今から二十五年前にあの石油ショックで世界が大変なことになつたとき

に、我が国もサンシャイン計画というのをつくつ

たんですよ。すばらしいんです、あれ。通産省がつくつた最大の傑作だと私は思う。ところが、そ

のサンシャイン計画をもしも原子力発電と同じよう

に、原子力発電は今もつて毎年我が国の国家予算から一兆円金を出しておるんです、補助金を。

それでも廃棄物の処理でまだ金が必要ります。もつと金が要るかもしれないですよ。

しかし、そもそも自然エネルギーの開発を過去三

十五年間我が国がやつてこらんなさい。世界でエネルギーの最大の先進国になる。この前も言いましたが、これがどうですか。大臣は、我が国の産業はこうです、大丈夫ですと言つていただきたい。そしてまた、大蔵大臣も、金融で皆さんは心配してますけれども、日本の国は大丈夫ですよといふことを言つていただきたい。通産大臣は、我が国の産業はこうです、大丈夫ですと言つていただきたい。経済企画庁長官は夢を語つていただきたい、そう思ふんです。

私は事前通告いたしましたけれども、総理はどうちからとといったら寡黙な方ですから余りおしゃべりにならないけれども、この際はやつぱりそう言つていいだくべきだらうと思うんです。我が国

の二十一世紀は大丈夫ですよといふことを言っていただきたい。そしてまた、大蔵大臣も、金融で皆さんは心配してますけれども、日本の国は大丈夫ですよといふことを言つていただきたい。通産大臣は、我が国の産業はこうです、大丈夫ですと言つていただきたい。経済企画庁長官は夢を語つていただきたい、そう思ふんです。

しかし、そもそも自然エネルギーの開発を過去三十五年間我が国がやつてこらんなさい。世界でエネルギーの最大の先進国になる。この前も言いましたが、これがどうですか。大臣は、我が国の産業はこうです、大丈夫ですと言つていただきたい。経済企画庁長官は夢を語つていただきたい、そう思ふんです。

そういふ意味で、時間が十六分しかありませんのでまことに縮短されども、本当に二、三分

ずつしかありませんけれども、テレビを通じてきょうは国民の皆さんにそれぞれひとつ決意を表す

重ねて申し上げますが、現下、経済が十分な備蓄をしておらないことにつきましては、これは必ずしも我が国だけの状況ではなくて、経済が大き

く世界にグローバル化している中ではやむを得ないことでござりますが、しかし我が国としてなすべきこと、この第一歩は今御審議をいただいてお

ることだらうと思ひます。必ずこうした難題を突破いたしまして、そして新しい産業を創出していくことだらうと思ひます。国民の英知を結集いたしまして、ぜひこの

状況を開拓し、世界に尊敬される日本国をつくり上げる、このために全力を尽くしていただきたいと思つております。

○國務大臣(小淵惠三君) 私自身、日本人の持つ大きな力というものを信頼すればこそ、政治の道に入つて生きかなりともその努力を傾注してきました。國務大臣(宮澤喜一君) 戦後、先進国に追いつ

ても、荒廃し焼け野原になつた日本をこれだけ大きな世界第二の経済大国にまで押し上げてきたものは日本人の持つすばらしいエネルギーと努力の結果、また創意工夫であったというふうに思つております。この力をもつていただしますれば、必ず

や日本は再生すること間違いないという確信のもとに對応しておる次第でござります。

ただ、現下、当面の経済問題を考えますと、何によって私はできると思うんです。小渕総理は、それは与党、野党あります、与党も野党も含めて我が国総理大臣なんです。だから、我が国の総理大臣に対しても負けないものを持っていま

る方向へ転換します、皆さん安心してください、これからはこういうことをやる中で必ずよくなりりますよといふことを言つていただきたいと私は思つています。

先生今御指摘のように、日本人の持つてゐる資産、これはフローも含めたら大変なお金なんです。

ね。そのお金を、本当に日本の産業構造をこうしますよ、地球社会をこうよくしますよといふこと

思つてますよといふことで、新しい産業を興せると私は思つてますよ。興せる力はだれが持つてゐるかと

いうと、政治なんですね。

午前中に二人の総理大臣の話があつたけれども、日本国総理大臣、小渕総理が宣言すること

によつて私はできると思うんです。小渕総理は、それは与党、野党あります、与党も野党も含め

て我が国総理大臣なんです。だから、我が国の総理大臣に対して私は物を申すわけです。ですか

ら、総理の決断で、我が国産業構造をこういう方向へ転換します、皆さん安心してください、こ

れからはこういうことをやる中で必ずよくなりりますよといふことを言つていただきたいと私は思つてます。

け追い越せという目標で追いつくことができました。追いついたときに、しかしこれから前を走るランナーはないわけですから政治が方向づけをしてなければならなかつた、それを作らざるが怠つてきました。というふうな思ひがいたします。恐らく、追いついた時点はプラザ合意、一九八五年ころだったと思いますが、それから実は我々が方向づけを怠つて、むしろ役人を責めるような結果に今なつていますが、それは私は政治の責任が大きかつたとうふうに思います。

それで、これから先進国をいよいよ追い越す、そのときのやはり私どもの政治の目標は恐らく消費者の利益ということではないか、広い意味で。

一人一人の国民が消費者として、自分にとつて意義のある、あるいは社会に意義のある生涯を送り、時間を持つという、そういう意味でのクリエーションをすることが私は自分の国の理想でございますが、そういう消費者の利益になるための経済であり、行政である、そういう国になつていかなければならぬ、我々にはそれだけの力があると思っておりますから、そうありたいと思つております。

○國務大臣(与謝野馨君) 私は、日本というのはまだ大変高い潜在能力を持つている国だと思っております。当直面している金融危機あるいは経済危機といふのはここ数年の話でございまして、これで日本沈没ということにはならないと思つております。やはり短期的な直面する問題ももちろん国会あるいは政府を挙げて取り組まなければならぬと思いますが、我々現代に生きる人間の責任は、二十一世紀もまた豊かな世紀にするというのが我々の責任であり、そのため教育はどうあるべきか、技術開発はどうあるべきか、産業構造はどうあるべきかといふことを今の現代の人間が考えて、二十一世紀もまた豊かな世紀にする。豊かであれば少子・高齢化社会の中でも必要な、いろいろな大事な政策もまた推進できる。私は、豊かさというものを二十一世紀も再び日本人の手にす

るということが大事な方向性であり、また現代を生きる我々の責任でもあると思っております。

また、冒頭、先生が心配されました、今ここにかかるております金融再生関連法案に関しましては、多分大変頭のいい方がつくられたわけですが、これら私はうまく動くと思いますが、これが実際に適用するときに無用な社会的な混乱を起こしたり、あるいは信用取扱を起したりということにならないよう、我々は運用というものについては十分過ぎるほどの注意を払わなければならない、そ

のようと思つております。

○國務大臣(堺屋太一君) ただいま先生の御指摘になりましたサンシャイン計画、二十三年前に私

が担当しております始めたものでござりますけれども、おかげさまでかなり大きく育つております。原子力ほどではありませんが、日本がかなり

先端的な技術を持つまでになつております。

先生の御指摘のとおり、日本の国富は七千四百兆円に達しております。

大変巨大なファンダメンタルズを持っております。

私は、今、日本が直

面しているこの経済の困難、金融の問題、これは

大変重病でござりますけれども、経過すべき一つ

の困難であつて、これを越えますとさらにしばら

い日本が生まれるに違ひないと考えております。

今、日本が直面しております最大の問題は、や

はり少子・高齢化でございますが、これも労働人

口といつまでも労働適正年齢といふものがどんど

んシフトしていくことを考えますと、そんなに恐

れることではありません。

今から三十年ほど前には、一九六〇年代には、

六十歳から六十九歳までの人が七十数%職業が

あつたんです。今それがずっと減つてゐるんで

す。だから、昔のように皆が勤けるような状態を

なりましたけれども、一体日本の国はどうなるだ

らうといふ心配がある。

今の少子・高齢化の問題がある。そこへもつて

きて、今度、世界一金持ちだと思っておった自

たちが、実は預けておった銀行がえらいことだと

お金が出てないんですかといふ。その状況の不安

が私は経済不安につながつてゐるというふうに思つてならないんです。

だから、本来からいえば、逆にもしも十九行の

うちのある二つなら二つの銀行が物すごく丈夫で

すよといふのならば、その丈夫な銀行に国策銀行

を背負わせて、資本を百兆でも構わぬからぼうり

込むぞと、極端なことを言つたら、といふぐら

いことをやつてごらんなさい、一遍に元気になる

と私は思つてゐます。そういう発想がなぜ浮かばな

いんだらうかといふのが、どうも私は経済の素人

ですかからあれなんだけれども、どうでしょ。官

澤大蔵大臣は実は本当の話、私は思つてゐます、私

どもから言わせれば経済のもう大恩師であつたは

ずなんです。

生きておりました金融再生関連法案に関しましては、多分大変頭のいい方がつくられたわけですが、これが実際に適用するときに無用な社会的な混乱を起こしたり、あるいは運用といふものについては十分過ぎるほどの注意を払わなければならない、そ

のようと思つております。

○山本正和君 四人の大臣から、何としても日本の国を立派なものにしていきたいという御決意を伺いました。

私は、そこまでまたもへ戻つた話をするつもり

じゃありませんけれども、貧しかった日本の国を

再生するために一番大事な問題はやっぱり金融問

題だったと思うんです。

○山本正和君 四人の大臣から、何としても日本の国を立派なものにしていきたいという御決意を伺いました。

私は、そこまでまたもへ戻つた話をするつもり

じゃありませんけれども、貧しかった日本の国を

何とかそういう格好での新しい我が国が開発や産業をやろうにも、お金を出す出資者がおらぬからできないんです、銀行がなければできないんですね。それだから、銀行の今の問題、これは破綻銀行の話とつぶれそうな悪いことをやった銀行の話ばかりしているから暗くなるので、しかし何とかその中でいい銀行をつくろうという発想には転換できないんだろうかと、いうことが思えてならないんですけれども、この辺については、大蔵大臣、いかがでござりますか。

どんどんされていくと、いわゆる日本の国的一般的な投資家は怖くて株はもう見るのも嫌になるという状況があろうかと思うんです。ですから、国際的なそういう投機に対して、それは日本ではダメよといふ、実力をもつてですよ、妙な格好で自由市場を妨害するんじやなく、実力をもつてやる知

○國務大臣(宮澤喜一君)　日銀總裁の御発言がどうなつて、こんなふうに発言されるのかよくわかりません。

この大手邦銀十九行の自己資本が大変な低水準になつてゐるということにつきまして、大蔵大臣はどういうふうにお考えですか。

い、仮に平均すれば四%ぐらいであろうか。ですから、それでは本当に國に必要な資金というものは、はこのままでは供給できないんだという意味で、総裁は、いわゆる普通に經營できる銀行には資本を強化しなければならない。日本の場合にはそれは公的資金しかないではありませんかということ

うしてそのような報道になりましたかは、ちょっと私帰ってきたばかりで、その間の経緯を存じませんが、ニューヨーク・タイムズがそういう報道をしたということは私も日本の新聞で読みました

を強く主張しておられたのを私は聞いておりました。

日銀総裁は、記者会見に際してこういうことを言われようとしておられました。今、日本の金融機関全部の貸し出しといふのを総合すると恐らく七百兆とかそれに近い数字になる。それに対して、資本というものをきちんと計算すると非常に小さなものであって、平均すれば四%とかなんとかということになるのではないかどうか。それはた。

らえて、その比率が仮に4%に及ばないといふことはなくなりますと、それでは日本の銀行はそんなに過少資本なのかな、BISの基準に合わないのかということになったのかなと、推察でござりますが。ただ、日銀総裁はその場合の自己資本というのを非常に厳しくとらえておられますので、今普通に考えられている自己資本はもつと狭い範囲でこの4%を下回るのではないかとおも

う意味での、環境でございますとかエネルギーでござりますとかのいろいろ特色を持つた銀行がござから恐らく護送船団の後はできてきませんと、同じことをみんなやっていたのでは生きられないはずでございますから、そういう可能性は高いと思います。

り上げられているんですけれども、五日付のアメリカのニューヨーク・タイムズが、速水日銀總裁が米国のルーピン財務長官とグリーンスパン連邦準備理事会議長に対して、「大手邦銀十九行の自己資本がここ数カ月で危険なほどの低水準に落ち込んだと説明した」というような報道がございま

結局、今の不良債権はかつては不良債権ではなく、日本経済を支えておりましたが、バブルが破裂しまして不良債権がどんどん切り捨てられていく。日本経済も、土地や建物は非常な減価をすることによってそれと調子が多少合つて、ますますナシ

し倒因でとらえられておられるかもしませんけれども、しかし総裁の主張されようとしたところは、今でも随分甘いという御指摘があるんですから、自己資本を本当に厳しくとらえれば、全体のアウトスタンディングの貸し出しの現在高は確かに非常に重いものをしょっている、それを直さなければならぬ。こう、うなづいてござります。

ども、大部 分はそのときの経済の規模がございま
すから金と経済の大きさとが合わない、いわば非
常な過少資本状態になつて いるということを前提
に言われるわけでござります。

それで、この過少資本をどうして直すかといえ
ば、増資ができればこれは問題がないが、今国内
で増資は難しい、外国の資本といつても限りがあ
る。そうすると、銀行が、金融機關が經營をちや

○入澤謹君 先ほどベネルがありまして、大手行の自己資本比率、三月の時点と今日の時点の比較の表がありまして、大蔵大臣は、どう考えているかという御質問に対しまして非常に慎重でした。私は、この数カ月で危険な低水準に落ち込んだというふうな説明は、かなり監督庁の検査結果を想像でございますけれども、そう思います。

○山本正和君 それから最後にまたもう一つ、当面は大蔵大臣だと思います。金融監督局も若干関

私は、ずっとこの金融の問題を聞いていました
て、また衆議院の議事録も十分拝見させていただ

んとしながら融資をしていくためには、だれかが資本の増強をしなければやっていけないはずである。そのだれかといううのは日本の場合にはもう政

府しか残らないではないかということを日銀総裁は記者団に説明をされました。

○政府委員(日野正晴君) 基本的には、今回大手
か。 検査の対象期間は何月から何月までだったんです

す。今年の三月期の自己査定に対する検査で「もいま

ただ、銀行の中には、その後いろいろ事情が大きく変化してきたようなところがござります。例えは長銀などがその代表的な例でございますが、そういったものにつきましては、さらにその自己査定を手前の方に倒しまして六月、あるいはまだ終わつたばかりですけれども、九月末現在での自己査定とそれからの状況をチェックしているということでございますが、今一体何ヶ月期から、いつから今までかという御質問に対しましては、三ヶ月期の決算が基準ということにしております。
○入澤鑑君 今お話をございましたけれども、私は、この日銀総裁の発言というのを、日本政府、大蔵省それから金融監督厅、それそれ通保プレーモのものとこの法案の促進を促すといふやうな意味でも込めて言われたのかなという邪推もできなくはない。あるいは、検査結果について内々にその情報を使って、外で気が軽くなつて漏らしたという報を知つて、外で気が軽くなつて漏らしたという邪推もできなくもない。

これに引きまして、改めて日銀総裁に来ていただき、具体的にその真意をお聞きすることが今後の日本経済のために必要じゃないかと思いますので、参考人としてあすでも時間があれば呼んでいただきたいと思います。

○入澤謹君 そこで、きょうもたくさんの方の講論がございました。金融の問題は非常に難しい。私もこの法案をじっくり読ませていただきました。あるいは、今度の新しい修正案のスキームを読ませていただきましたけれども、なかなか条文とこのスキームの表が一致しない。大蔵省の皆さん方に来ていただきまして、首をひねりながら、これだけはこういう考え方だなというふうなことを確認しながら、次第でござりますけれども、こういううなづかしい問題を議論するときに、やはり原則がはつきりと確認されていなければいけないんじやないかと思うのです。

その意味では、私は自由党の考え方、この原貝が一番世の中に明快で理解されやすいんじゃないかなと思いますので、自由党的原則というのをここで確認して、さらにそれにつきまして、同僚の議員であります、また一部の法案の発議者であります鈴木議員にコメントをいただきたいと思います。

私たちの金融安定化システムについての基本的な考え方、まずは第一に、破綻処理方策と金融システム安定策は別問題である、破綻した金融機関が整理、清算されるのは当然だと。これはモラルハザードの問題もありますし、それから健全な資本主義を育成していくという当然な自由民主主義国家、自由と民主主義国家を推進する上でも必要ですございます。

さらにもう一つ、二番目としまして、債務超過の疑いの強い長銀に対して、これを健全な銀行だというふうに想定して今までの十三兆円の枠を使って救済することは反対である、これが第二番目。

それから第三番目に、破綻処理、これも大事だけれども、最も大事なことは前向きの姿勢を示すという意味で金融システム安定化策、今早期健全化システムという言葉で議論されておりますけれども、これを早くつくることが大事である、これがが第三番目。そのときに大事なことは、オーバーパンキングの状態にあるという我が国の金融の構造問題、この構造問題をきちんと解決することだ。したがって、個別行の救済ではなくて金融機関全体の再編、合理化を目指すことだ。

これに関連して、問題がありましたら預金者の保護あるいは健全な借り手の保護に万全を期す、これが終始一貫して選挙戦におきましても主張して戦ってきた自由党的基本的な考え方だと思うんですねけれども、これについてのコメントをしていただきたいと思います。

○衆議院議員(鈴木淑夫君)　自由党的鈴木淑夫でございます。

入澤委員御指摘のとおり、私ども自由党的基本的な考え方というのは、市場経済において平等な

その意味では 私は自由党の考え方 この原貝
が一番世の中に明快で理解されやすいんじゃない
かと思いますので、自由党的原則というのを今ど
こで確認して、さらにそれにつきまして、同僚の
議員でありまして、また一部の法案の発議者であ
ります鈴木議員にコメントをいただきたいと思
います。

私どもの金融安定化システムについての基本的
な考え方は、まず第一に、破綻処理方策と金融シ
ステム安定策は別問題である、破綻した金融機関
が整理、清算されるのは当然だと。これはモラル
ハザードの問題もありますし、それから健全な資
本主義を育成していくという当然な自由民主主義
国家、自由と民主主義国家を推進する上でも必要
でございます。

さらに、二番目としまして、債務超過の疑いの
強い長銀に對して、これを健全な銀行だといふ
うに想定して今までの十三兆円の枠を使って救済
することは反対である、これが第二番目。

それから第三番目に、破綻処理、これも大事だ
けれども、最も大事なことは向こうの姿勢を下す

機会をもとめられた」での日本経済がもとで、そこでは自己責任に基づく自助努力で各企業、金融機関を含めて努力する。その結果、やはり競争でござりますから競争に敗れて市場から退出する金融機関も出てくるでしょう。しかし、市場から退出するときに金融システム全体あるいは預金者といった国民の皆さんに何か迷惑がかかるようなことが起きてはいけない、そういうセーフティーネットをしっかりと張った上で機会均等、自由競争、そして自己責任で敗れたら退出、こういう考え方でございます。

委員もおっしゃいましたように、セーフティーネットのナンバーワンは何といっても預金者保護の預金保険制度ですね。ここには基金が足りなくなつた場合に備えて既に十七兆円の公的資金が用意されております。(一〇〇)一年三月までベイオフしないということをございますから、日本のあらゆる預金者は元本をきっちり保証されている。ですから競争で金融機関が破綻しても預金者には絶対迷惑がかからない仕掛けができます。

第二のセーフティーネットというのは、先週ままで衆議院で議論し、今ここで先生方に御議論いただいたいる金融再生関係の法案でございます。この最大のねらいというのは、金融機関が破綻して退出するときに、もし金融システム全体が連鎖的な支払い不能なんといつてがたがたしちやつたら大変でございます。我々日本の国民の決済システム、預金のシステム構造までがたがたする、あるいはマーケットがたがたがたしたら大変でござりますから、そういうことが起きないようにするために整々と法的に処理して退出させる、あるいは非常に大きな影響が出そなうなときは公的管理下に置く等々の準備をしたわけです。これも参議院で通していくと形ができます。

そうしますと、まさに委員御指摘のとおり、もう一つ大事なことが残つてはいませんかと、そのおりであります。それは、破綻する金融機関が迷惑をかけないようにするセーフティーネットはいいが、大部分の生きている金融機関、その生き

ム、これが今がたがたじやないか、どうやってこの日本の金融システムを立て直すか、この大事な問題がいま一つ残っているわけです。それがまさに先生のおっしゃる金融システムの早期健全化スキームであるわけであります。

我が自由党の健全化スキームについての考え方には、目的は金融システムそのものの健全化であつて個々の破綻銀行の処理の話ぢやないよ、システムの健全化が目標だよと。そして、手段は何かといつたら、個々の金融機関、なんんぞく破綻した金融機関の不良債権処理の話ぢやない、生きている全部の金融機関の不良債権を一挙に適正引当率で引き当てて処理しようよ。そして、その結果どんと資本が減ります。資本が減った結果、資本がマイナスになっちゃう、債務超過。あるいは、たつた一、二%しかもう自己資本比率ないよという金融機関は、これはもうやつぱり市場から退出していくんだ。我々も退出していくんだといふことだと思いますが、そうじゃない国内内行なら一%以上ぐらいでしきうね、国際的に活動しているのは二%以上ぐらいい。どんとおつちたけれども、自己資本は減っちゃつたけれども、何とかここで頑張っている、これに對して全面的に資本注入をして支援するということですござい。

この資本注入、公的資本の注入は、今までの破綻処理の公的資金注入と全く性格が違うということを最後に申し上げたいんです。今まででは、破綻した金融機関が債務超過でお金が足りなくなるから公的資金を入れる、これは返ってきません。だから、納税者の負担になるという意味で税金をどんどん入れることになります。しかし、これからやろうとするシステムの立て直しのための資本注入は、生きている金融機関を健全化するためであり税金注入、片方は融資だと。この点も、私ども自らは強く訴えていきたいと思っております。

○入澤謹君 もう一点、わかりやすくコメントしたいと思います。ところから電話がありまして、自由党はどうしなかったのか、かたくなに我を通しているんじやないかというふうな意見や電話がさんざんあります。

そこで、私は、自由党の立場というのを私なりに理解したことでも一度鈴木委員にコメントしていました。

実務者の話し合いの中で、自民党的実務者の一部が、長銀は生きたまま公的管理して、そしてきれいにして生きたまま出していくんだというふうに発言されたと聞いております。

今回の法案を見ますと、まず破綻直前の金融機

関をも特別公的管理するということで、従来、破綻した金融機関を対象としている公的機関の窓口を広げてしまつた。

それから、十七兆円の枠がござりますね。これを破綻した金融機関の預金者を保護するためのお金として用意したものであるんだけれども、破綻直前といつても破綻していない金融機関には使わないという約束が守られなかつた。それから、例えば出口のことなんですけれども、仮に住友信託が長銀の合体の相手先となるとして、住友信託が長銀を買いつけるためのお金、そのためにも十七兆円と。それから、先ほども議論がありましたが、これから予算措置される金融再生勘定ですか、こういうものを使っていくんだということ、要するに長銀のいろいろともう議論されております債務超過の穴を埋め、合体する長銀の買いつき資金を面倒見るんだと、こういう税金を使った個別行政のシステムというのは我が方の反対するところであって、それが修正協議に加わらなかつたということなんですけれども、これについてはいかがでしようか。

○衆議院議員(鈴木淑夫君) 簡単にお答えいたしました。

御承知のように、私ども、当初はいわゆる三野

O入澤謹君 もう一点、わかりやすくコメントし

た。したがって、御指摘の最初の実務者協議、法案ができた段階で、自民党的実務者と自由党的実務者、私も入れて三人、話し合いをしましたところ、民主党さんの実務者は明確に、これは長銀は生きたまま公的管理に置いて、長銀という単体がきれいになつてそのまま出していくスキームになつていますと明言をされたものですから、では私は絶対許せないよと言つたら、これもその段階ではないとおっしゃつていたものですから、これらも加われないなどいうことで引いた次第でございます。

なお、党首会談のときに、もう一点、長期信用銀行の例の子会社、ノンバンク、日本リースなどに対する長銀の債権を放棄するというようなことはもごもごというふうにおっしゃつていたものでありますから、これも三党から抜けたもう一つの理由です。

しかし、それは御承知のように、その後、幾ら何でも国民の支持が得られないということでおやめになつたのですが、最後までとげのよう、骨の筋に突つかつてしまつたのは、今申し上げました。生きたまま長銀を処理して生きたまま出すスキームが入りましたという自民党的実務者の明言でございます。

○入澤謹君 時間があまりませんので局面を変えますと、経済閣僚懇談会ですか、協議会の後のいろいろな数字の発表もございました。大変深刻な状態に陥っております。

これにつきまして、我が党は新進党的時代からずっと主義主張は一貫しておりますと同時に、完成地区

がなければ新規探査は行わないというぐらいまで協議が始まつて、私ども一番問題にしましたのは、この政府・自民党さんと協議でき上がつた新しい修正案で、長期信用銀行を破綻処理しないで、破綻宣言しないで、生きたまま公的管理下に入れて、きれいにして生きたまま出すということはしないでしょうねと、これを一番気にしました。

したがって、御指摘の最初の実務者協議、法案ができた段階で、自民党的実務者と自由党的実務者、私も入れて三人、話し合いをしましたところ、民主党さんの実務者は明確に、これは長銀は生きたまま公的管理に置いて、長銀という単体がきれいになつてそのまま出していくスキームになつていますと明言をされたものですから、では私は絶対許せないよと言つたら、これもその段階で、せつからくございますので提言をしてみたいと思います。

まず地方財政も非常に逼迫していまして、公共投資を幾らやってもなかなかきかない。私のところにも地方の自治体の皆さん方が憤慨に来たりして、なかなかお金が十分に、国から予算割り当てが来ても地方で予算の手当でできないというふうなことを言つています。いつのこと、一定の期間、補助率を一律に5%とか10%とか上げる政策をとつて、国の負担割合を上げて地方の負担割合を低くするという政策をますとつらいかがでしょうか。それが一つ。

それからもう一つ、公共事業を全国何万カ所とやつておりますけれども、いずれもちまちました予算を張りつけてなかなか受益の効果が上ががらない。したがつて、今回やる特別の補正予算は、具体的に重点的に受益の効果を發揮する、あとのこの部分だけ手当ですれば道路が開通する、あるいはこの部分だけ手当すれば橋が開通する、そういう受益の効果をいち早く發揮する、そういうところに重点的に配分することを義務づける、そういうふうな方針をとつたらいかがかと。土地改良なんかを見ましても平均工期が十数年、だんだん縮まつてはきましたけれども十年を超えていまなんかを見ます。それから、恐らく建設省関係の工期も相当な延伸であります。こういうことをほつておいてだらだらやつたのでは、なかなか人心も公共事業をやつもらつてありがたいなという気持ちが起きません。

そこで、重点的に配分すると同時に、完成地区がなければ新規探査は行わないというぐらいまで踏み込んでやつていただきたいだらどうかというのが二点目。

それから、地域振興立法はたくさんあります。山村振興法だ、離島振興法だ、半島振興法だ、過疎対策措置法だとか二十数本あるんです。いずれもそういうふうな特別な振興立法で振興しながらも、地方は不景気であります。この地域振興立法の効果を見直しまして、具体的にこれから五年なら五年でこの地区では道路を何キロ延長する、この計画ではこの道路を何キロ延長する、橋をつくる、そういうふうな具体的な、金額じゃなくて、老齢狭小住宅というものが第三点目。それから四つ目は、これは堀屋長官もいろんなところで言つていますけれども、私は視点を変えますよ、量的な計画を打ち出して民間の設備投資の促進を促したらどうかというのが第三点目。

去年の一一定の計算で一戸当たりの建設費用を掛けてみますと、大体四兆円ぐらいのこれだけでGDP効果がある。しかも土地問題は解決していられる。公的な住宅だけ先にやるとプライベートセクターなんかが問題になるというふうなことになります。しかし、このときに居住条件を同じにして、とにかく四階建てを八階建てにする。そして周辺の整備もするというふうなことで、公的老人狭小住宅の解消計画というのをきちんと打ち出します。しかし、全国で公共施設の建設計画といふのは毎年八百から千あります。こういうところに木材を一定割合以上使用しろという方針をきちっと出すと。それに対しては、この際ですから補

助率の上乗せをすると、いうふうなことも考えていいんじゃないかと思うんです。ブランドデザインをかくとか、あるいはマクロとして何兆円出すとかいうこともいいんですが、今やそういうことを言っている時間がないので、具体的にこれをこうするというふうな案を出していただかなければ、私は民間の方も白けちゃってついてこないと思うんですね。

ましたけれども、なかなか動きません。二兆三千億円の金をつぎ込んだんですが、金利が低いものだから土地を売って預金する気が起きないので土地を売らないというんですね。そういう状況でどうさいます。

○國務大臣（堺屋太一君）いろいろといひヒントをいただいたと思っておりますけれども、個々の具体的な問題につきましては、建設省なり東京都なりが担当することございますので論評の限りではございませんが、確かに目に見える、国民を本当にやつているなど思われるような公共事業に重点を置いて、すぐ完成するようなものを今やる必要がある、その点はお説のとおりだと思います。どうもありがとうございました。

○入澤肇君 時間が参りましたので終わります。

○佐藤道夫君 朝から熱心な白熱した議論が続きまして、テレビの前の国民各位もさぞお疲れだらうと、率直に申し上げますと、わかりにくくて退屈しているのではないか、こういう感じもしないわけではありません。

そこで、私は経済的・技術的な専門的な問題を離れまして、わかりやすい一般的な基本的な問題をを取り上げて、小渕総理それから宮澤蔵相の見解を承ればと、こう思います。わかりやすい問題で、すから、どうか正面から受けとめて堂々とお答えいただきたい、こういふうに思います。

最初の質問は、国家の誠信、権威、尊厳というものにつきまして小沢総理はいかにお考えか、こういうことあります。この九月二十二日、小沢総理は訪米し、ワシントンでクリントン大統領と日米首脳会談を開きました。その結果がどうなったかといいますと、クリントンさんが言うには、日本の経済危機はまさに深刻、金融システムの安定を図るために、破綻前といえども必要かつ十分な公的資金の投入を行うべしと、こうおっしゃったということが新聞その他でも報道をされております。

おやおや、これは内政干渉そのものではないか。一国の指導者が相手国の指導者に対して、内政問題に踏み込んで具体的政策、これをやれあれをやれと言うのは、これは明らかに内政干渉ありますから、小沢総理といたしましては、余計なことは言わぬでくれ、我が日本はやるべきことはやつておる、これからもやるつもりであるとお答えになつたかと思うと、どうもそうではなさうであります。一体國の權威というものをどうお考えなのか。

これは、実は、五月份橋本総理が日米首脳会談を開いたときも同じことがありまして、クリントンさんは、金融システムの安定を図るために不良債権、これを断固として早急に解決をせよと、こういうことをおっしゃつたらしいんですね。それで、やはり橋本さんも抗議したかと思いますと、抗議した雰囲気は一切なくて、倉皇の間に引き上げてきて、アメリカもこういろいろことを言つていいから早急に不良債権処理の政府・与党の検討会を開こうといつて検討会を開いて、その結果が今我々がこういう法案をお目にかかるて、こう言つてもいいわけであります。

アメリカから見ると日本はいつの間に属国になつたのか。かつて帝國主義時代に大国の指導者が小国、属国の指導者を呼びつけまして、あれこれおまえのところはこうやれああやれと言つた、それを何かほうづとさせるような状況であります、日本国の権威というのは一体どこにあります。

最初の質問は、国家の誠信、権威、尊嚴というものにつきまして小渕総理はいかにお考えか、こういうことあります。この九月二十二日、小渕総理は訪米し、ワシントンでクリントン大統領と日米首脳会談を開きました。その結果がどうなったかといいますと、クリントンさんが言うには、日本の経済危機はまことに深刻、金融システムの安定を図るために、破綻前といえども必要かつ十分な公的資金の投入を行うべしと、こうおっしゃったということが新聞その他でも報道をされております。

おやおや、これは内政干渉そのものではないか。一国の指導者が相手国の指導者に対して、内政問題に踏み込んで具体的な政策、これをやられをやれと言うのは、これは明らかに内政干渉でありますから、小渕総理といだしましては、余計なことは言わぬでくれ、我が日本はやるべきことはやっておる、これからもやるつもりであるとお答えになつたかと思うと、どうもそうではなさうであります。一体國の權威というものをどうお考えなのか。

これは、実は、五月こ番本總理が日米首脳会談

を開いたときも同じことがありますて、クリントンさんは、金融システムの安定を図るために不良債権、これを断固として早急に解決をせよと、こうすることをおっしゃったらしいんですね。それで、やはり橋本さんも抗議したかと思いますと、抗議した雰囲気は一切なくて、倉皇の間に引き上げてきて、アメリカもこういうことを言つていてから早急に不良債権処理の政府・与党の検討会を開こうといつて検討会を開いて、その結果が今我々がこういう法案にお目にかかるて、こう言つてもいいわけあります。

実は、これは私だけが言っているのではありませんでして、四月十日付の新聞で、外務省の柳井事務次官が、来日した米国務次官ビカリングさんに対しまして、会談した際に、日本経済について最もよく認識しているのは日本人自身であると、米側が具体的施策について対外的な発言をするときで、日本の中での健全な議論を担ねるおそれがある、注意してほしいと不快感を示した。これは明らかに内政干渉めいたことはやめてほしいということを言つておられるわけでありまして、これは外務次官が米国に対して物を申す際に自分の判断でやつているとは思いませんから、必ず外務大臣に相談いたしまして、その指示を受けて、こういう発言をしますから御了承ください、ということで発言していると思うわけであります。

そのときの外務大臣というのは現在の小淵総理でありまして、外務大臣とすれば、それは内政干渉断固としてはねのけよと、こう言つておきながら、自分が總理になりますると、今度はクリントン大統領のそういう要求というのか癡言というのか、それをまともに受けとめまして、持ち帰つて、アメリカもこういうことを言つて、やはり破綻前の公的資金の投入は必要ではないのかなど、いろいろなことになつていく。先ほども言いましたとおり、日本国の大權、尊嚴はいざこにありやうなことになつて、先ほども言いましたと、こういうことでお尋ねいたすわけであります。どうかよろしくお答えください。

○國務大臣(小淵恵三君) この職にありまして、國家の尊嚴と權威というものを守るべく努力していくことは当然のことだと思います。

御指摘ありました日米首脳会談におきまして、米国大統領といろいろお話をいたしました。その中で、米国としてもかつて一九八〇年代に御案内のS・アンド・Lの処理の問題をめぐらましていろいろ苦労もしました。その後、大手の銀行も破綻の危機に瀕したときに対応を適切にとられた、こういう経験則をお話しされまして、現下、我が国におきましての問題の認識をされたわけでござ

実は、これは私だけが言っているのではありませんでして、四月十日付の新聞で、外務省の柳井事務次官が、来日した米国務次官ビカリングさんに対しまして、会談した際に、日本経済について最もよく認識しているのは日本人自身であると、米側が具体的な施策について対外的な発言をすると日本の中での健全な議論を損ねるおそれがある、注意してほしいと不快感を示した。これは明らかに内政干渉めいたことはやめてほしいということを言つていいわけでありまして、これは外務次官が米国に対する物を申す際に自分の判断でやつているとは思いませんから、必ず外務大臣に相談いたしまして、その指示を受けて、こういう発言をしますから御了承くださいということで発言していると思うわけであります。

そのときの外務大臣というのは現在の小淵総理でありまして、外務大臣とすれば、それは内政干渉断固としてはねのけよと、こう言つておきながら、自分が總理になりますると、今度はクリントン大統領のそういう要求というのか発言というのか、それをとともに受けとめまして、持ち帰つて、アメリカもこういうことを言つている、やはり破綻前の公的資金の投入は必要ではないのかといふようなことになつていく。先ほども言いましたとおり、日本国の大権威、尊嚴はいざこにありやうと、こういうことでお尋ねいたすわけであります。どうかよろしくお答えください。

○國務大臣(小淵恵三君) この職にありますて、國家の大権威と権威といふものを守るべく努力していくことは当然のことだと思います。

御指摘にありました日米首脳会談におきまして、米国大統領といろいろお話をいたしました。

します。これを内政干涉とするか善意ある御忠告とするかということです。さすがに米国といつても、やはり世界第一の経済大国、また我が國は第二の経済大国、合わせますれば世界の四〇プロになるような大きな国同士がお互いにこういった問題で悩み苦労しておるときにはお互い理解し合って協力することも必要じゃないか、こういう趣旨でお話ししたことだと思います。それに対しても、私いたしましても、現下の状況の中で国会を開かせていただき、こうした問題に全力を挙げて対応しておるしという事情の説明も申し上げて、そして相協力して世界経済を守っていくことを、こういう趣旨をいたしたわけでございました。

威儀というものがまるでない。私は思っています。信義なき国家は滅ぶということを言つたのはアリストテレスかブランチかだれかだったと思いますけれども、いずれにしても物事の筋道を見失つてはならない。たとえ、いかに大事なことがあらうとも國の基本といふものは守らねばならない。ということありますので、どうか、これからもアメリカがまさにかかるて、これに味をしめまして防衛問題その他いろいろなことでもまた言つてくる可能性もないわけではないと思ひますので、はねのけるところは毅然としてはねのける。

それから、事務当局同士がいろんなことで情報、意見を交換し合つて、それを持ち帰つてお互の上司に上げまして、アメリカはこういうことを言つていますからこういう方向で検討しましょ

うかとか、そんなことまで私は拒否しようと言つてゐるわけじゃないのであります。首脳会談といふのは最高の舞台でありますから、そこでの発言といふのはお互い慎重にも慎重を期していただ

きたい、こういう気がいたすわけであります。

次は、やはり今回の法案提出に係ります小渕内閣の責任ということであります。

私も実は内閣法制局や法務省で法案を何百回つ

くつたという経験がありますが、役所といふのは法案の作成にある意味では命をかけているわけで

あります。それがどんなつまらない法案、何だそんなんのはと言わざれども、担当者は本当に真剣に取り組んでおる。

そして、今回の法案は極めて重要な法案でありますから、関係省庁は本当に議論に議論を重ね、血と汗と涙でこういう成案を得る。その間におきましては、もちろん政府・与党の意見も聞く、それからいろんなバイブルを通して野党の意見も聞くし、有識者の意見も聞くし、いろんな試行錯誤を重ねた末にようやくにして一つの成案を得ました。これだ、これがすべてだ、これ以上の案はないはずだ、これに命をかけようというぐらいいの機概を示すのが官僚であり、役人であり、役所であるわけであります。まあ、こんなものはベス

トでないからちょっと出しておけ、取りかえてほしけりやつでも取りかえましょう、先ほど何か

大蔵大臣はそんなふうなおっしゃり方をしたようありますけれども、私とすれば絶対に理解でき

ないことであります。

しかしながら、提案した法律はどうなつたか、こう言いますと、いつとはなしにたなざらしにな

りまして、その下の方で与野党の話し合いが進みます。野党案の丸のみだということでお互いに上がりまして、それを今我々が審議しておる。肝

心の政府案はどうなつたかといいますと、衆議院

ある委員会でぶら下げられておりまして、かわいそうなことにいすれ立ち枯れになるんだと。お

りますけれども、悲しいことにこの政府案といふのは否決まで至らなかつた、相手にもされな

い、ただぶら下がつておるだけでいすれは立ち枯れと。一体、こんな法案を出した責任をどうお考

えになるのか、私はそれを承りたいんです。

大蔵大臣は、いやベストとは思わなかつたんだ

と。本当でしようか。大蔵大臣はもう三十年、四十一年、役人の経験がありまして、たくさん法律

を手がけた経験もありでございましょ。とても

もあんな癡言は私は了承できませんが、各党

ともいわけあります。それはやせられ国会、議会政治の一

つのあり方だらうと、私は心からそう信じております。今度そういう意味で衆議院で野党案をベ

スに修正が行われた、それは一つの修正の仕方の

違いで合意ができる案がともかくまとまつたとい

うことは、私はそつと少しも不思議ではない

ことです。私はそれとて、これだけ重要な法案が廃案同様の扱いを受けた、否決まで至つてしないとい

うことになりますと、小渕内閣の政治責任はどう

いうことになるのか。私は、率直に言いまして内

閣總辞職ものではないか、こういう感じすらして

おるわけあります。少なくとも所管大臣は辞表

を議員立法でやつてください、政府はただそれ

を認めておりまするからと語つた方がよほど楽で

しょう。また、そういうお考えだから今のよ

うな気もしないわけではない

のであります。立案者としての責任を全く放棄

しているとしか思えない発言であります。

時間がありませんので、この問題はこれだけに

しまして先に譲ります。

それから、次は政治のモラルの問題であります

て、銀行協会から政治献金が政府・与党である自

民党にまだ行われているようあります。あれ

をやめた、やめるという話は聞いておりません。

御承知のように、今、小渕政府、私ども政府は衆議院では多数でございますけれども、参議院では少数でございます。したがいまして、両方多数

であれば政府案といふのは常に通過をいたします

けれども、現在はそういう状況ではございません

ん。残念なことです。これは事実であります。

そこで、私がこのたびの提案を衆議院で申します

したときに、それだけの理由では実はございません

が、政府案がベストだと実際私は考えておりま

せん。今度の事態は全く経験のない事態でござい

ますから、官僚が頭をひねつてもベストだとい

うに、ただぶら下がつておるだけでいすれは立ち枯

れと。一体、こんな法案を出した責任をどうお考

えになるのか、私はそれを承りたいんです。

大蔵大臣は、いやベストとは思わなかつたんだ

と。ただぶら下がつておるだけでいすれは立ち枯

れと。一体、こんな法案を出した責任をどうお考

えになるのか、私はそれを承りたいんです。

の点につきましては、私から自由民主党幹事長に対しまして、これを自負することができないか検討を命じたところでございます。

○佐藤道夫君 最後になりますが、前回の長銀の参考人質疑の際に頭取にちょっとお伺いしたんですけれども、この六月、長銀は株主配当百四十億の認定で千二百億が何かの注入を受けた、そのうちの一割は株主配当に回っている、一体これは何だらうかと。今、株主責任を追及すべしという声も起きているようですが、あの段階でもう長銀は大変な状態にある、もう株主配当はもらわないということを株主さんたちは決議でもしたのかと思つたら、そうじゃない。しかも、の中には役員株主というのがいっぱいおるんです。彼らが皆もらっておるんです。頭取に対して返しなさいと言つたら、頭取さんは、返せと言うなら返しますけれども、いましばらく検討させてくださいとはつきりしない返事でしたが、その後返したという回答が私のところに来ていないのですから多分返していないと思う。

○政府委員(日野正晴君) お答えいたします。これにつきまして、一言だけでも、経営者のモラルにつきましてどうお考えなのか、お願ひしたいと思います。

長銀の元取締役などの返還につきましては、現在長銀において取りまとめ中でございまして、まだ返されたといったような状態ではございません。それと、確かに平成十年三月期の当期未処分利益は二千七百十六億円の赤字でありまして、これでは配当ができないわけありますので、任意積立金のうちから二千九百九十五億円を取り崩しましてその差額の二百七十九億円、これは黒ですが、ここから一二%、百四十三億円の中間配当を行つたということは事実でございます。こういったことが通常であれば、確かに金融機関の意思決定機関である株主総会で決定されたと聞いています。

○佐藤道夫君 お答えいたしました。

長銀の元取締役などの返還につきましては、現

おりますので、この株主総会の決議といふものが今後株主の株主責任を追及されるといったようなことで、さかのぼってこの株主総会の決定そのものがどういうものであつたかといふことが恐らく長銀は大変な状態にある、もう株主配当はもらわないというふうに思いますが、そういうことにならうかというふうに考えております。

○佐藤道夫君 終わります。(拍手)

○水野誠一君 私は、官澤大蔵大臣それから堺屋企画庁長官に御見解を伺いたいと思うことがございます。

現在の日本の金融界の状況というのはまさかカオス、これはいわゆる混沌の状態ではないかと思われます。個々の金融機関にとどまらずに金融システム全体が破綻しかけている、あるいはそのシステムクリスター一步手前にまで来ているのは混沌ではありませんが、抜け道のない無秩序さとは違う。まさに宇宙の創成期がそうであったように、そのカオスの中から新しい秩序が生み出されていく、こういう期待を一方では持つていらっしゃいます。

○國務大臣(官澤喜一君) 一九八五年にプラザ合意がありましたことは、日本の銀行にとってはペ

ストの時代、アメリカの銀行にとってはワーストの時代でありました。そのころ、日本の銀行は世界の十の銀行の中のほとんど全部を占めておった

時代がござります。それがしかしバブルが壊れた。その時代は日本のバンカーといふのは非常に

ある意味で意氣軒高でありまして、いい目を見ておられたと思ひますけれども、それがバブルが壊れましたと同時に、同じ時期に実はグローバリゼーションが参りましたものですから、今その二つのことを解決しなければならないといふところ

に来ていまして、しかも幾つかの不祥事がございましたことを手伝いました。また、いろいろな立法において世間も国会もかなりきついたことを言

うになりました。

かつてナショナル・シティが一番悪いときには一株八ドルになったことがあると思いますが、そ

の後百八十ドルまで回復しました。そういうこと

とれるのではないかと思います。

いささか前置きが長くなってしまったんですけど、私が申し上げたいことは、かつてだれも経験

が、

歴史があつて今のナショナル・シティあるいはア

メリカの銀行がリストラクチャーされたわけです

が、日本の銀行も、同じ意味ではありませんが、

同じような苦労を今しておられるのだと思つて

ます。

ですから、結局のことを言えば、銀行の経営者

方あるいはその後を繼がれる方々の資質による

と、無礼な言い方ですけれども、私はそう申し上げるしかないと思います。しかし、今まで日本の銀行がやつてこられた仕事から見れば、そういう資質は恐らく持つておられる。ただ、非常に柔軟な世界、経営を歩まれてきましたから、それだけ今のお苦しみは大変だらうと思いますけれども、拝見していますと多くの金融機関はきっとこれを勝ち抜かれる、生き抜かれるだろうというふうに私は思つています。

いろいろ貸し渋りとかいうことを私ども思いましたので、余りいろんなことをすべて厳しくしていただきますと、国民経済全体のことなどございません

ものですから、そういうことも時々国会にもお願いいたしますが、しかしやはり銀行の経営者方はかなりここで苦しい経験をおやりになつて、私は

必ず多くの銀行は勝ち抜かれると思います。

○國務大臣(堺屋太一君) 宮澤大蔵大臣は大変上品な言い回しをされたんですけど、私は日本

の銀行ははつきり言ってこの二十年ほど前から銀行でなくついていたのじゃないかという気がしま

す。それはなぜかといいますと、一つは護送船団方式によって競争意識がなくなつた。もう一つは、土地がどんどん上がつたものですから、土地

担保さえとつていればよかつた。金融というものは、そもそもハイリスク・ハイリターンなものでございまして、どんな事業がいいか、どの経営者が優秀か、そういう人間なり事業なりを審査する能力こそが金融であります。

私は、従来の常識では解決できないのが混沌の混沌たるゆえんだと思うわけですが、同時に、その死せる秩序よりも生きたカオスの中にこそ再生の期待が持てる、こういうふうにも読んで

いうエピソードが出てまいります。

私は、従来の常識では解決できないのが混沌の

混沌たるゆえんだと思うわけですが、同時に、

その死せる秩序よりも生きたカオスの中にこそ再生の期待が持てる、こういうふうにも読んで

いることと配当政策の範囲内ढうとも言える

ところが、護送船団方式でみんなが同じ金利

だったら、危ないのに貸したら損をする、できるだけ安全なのに貸したい、できるだけ安全だと、うと担保を持つている大企業に貸せばいい、そして担保に土地さえとれば絶対に安全だというのでも審査能力を失って、土地評価能力、担保評価能力で銀行ができるようになってしまった。これが、ある日突然土地が値下がりしたものですから、担保評価能力が全部裏目に出てたわけです。銀行がみずからリスクをとらずにみんなが横並びで土地に依存して、いわゆるリスクの社会化という、みんなでみんなが持つという形です。この結果、一たんバブルがはじけますと、日本の銀行はほとんどみんな不良債権を持った。その中で、遅目にたくさん土地に融資したところがひっかかったというような形になっています。

私は、今この再生法案を通していただいて、日本の銀行の中で、もちろん淘汰されるのもあり生き残るものもあるでしょうけれども、今度は本当に審査能力を持って日本に新しい産業を興すような立派な金融機関が生まれる今チャンスだと思っております。そういう意味では、ここはかなり銀行の方々には厳しいことになるかもしれません、ぜひこの再生を実現して、そして本当にハイリスク・ハイリターンに挑戦するような、そういう競争的金融界を日本に再生させたいと思つております。

○水野誠一君 個々の金融機関が再生するということと同時に、日本の金融システム全体がどういう形で再生していくか、それが二十一世紀にふさわしい形として再生していくかということは、私たちには大きな問題であるというふうに思つております。また、この点は後日継続して論じていきたいと思うわけであります。

次に、発議者の方々にお尋ねをしたいと思うんですが、今回のスキーム、これは理論的にはいろいろ御説明いたぐりで理解ができました。しかし問題は、果たして本当に効果を持つものか、実効性のあるものなのか、その運用上問題があるのか。そういう実務的、実効的な視点から検証して

いく必要があると私は思っております。そういう中で、お尋ねしたいこと幾つもあるんです、時間が関係もありますので、ひとつ絞つてお尋ねしたいと思います。

一般銀行が特別公的管理に置かれた後の資金調達、これはどうなるのか。例えば長銀において申し上げれば、金融債の償還によつて資金が減少していく場合、継続していくべき優良な融資のための原資をどのような方法で調達するつもりなのか。市中から資金を求めるということであれば、例えば格付を受けるといった方法で市場の信頼を得ることができのかどうか、こういう視点からお尋ねをしたいと思います。

○衆議院議員(池田元久君) 特別公的管理銀行すなわち一時国有化でございまして、委員御存じのように国が全株を取得する。要は国が株主でございまして、これ以上の信用力を付与するものはないと我々は考えております。そのもとに正常債権と不良債権の仕分け等をするわけですが、その資金は我々もいろいろ考えました。そういうたな国家信用の裏づけのある国有化銀行ですから市中から資金を調達できるであろう、そういうことを想定しながらこの経営をやっていくべきものと考えております。

○水野誠一君 国営だから果たして信用が確たるものになつていくかというところにポイントがあると思います。と申しますのは、日本の金融機関とりわけ銀行が国際金融市场で資金調達を行つことが大変今厳しくなつてきているという報道がござります。これは、御承知のようにジャパン・プレミアムが七ヵ月前の水準にまで上がつてしまつたというようなニュースもあるわけであります。が、インター銀行市場での調達資金が下手をすると逆ざやになつてしまふ、こんな危険性すらある、こういう報道もござります。

そういう中で、実情というのは今どんな状況になつているのか、この点について大蔵省からお答えをいただければと思います。

○国務大臣(宮澤喜一君) 先ほど申しました、日本の金融に変調がございました昨年の十一月ごろからでございますが、十二月には一ポイントになりましたと聞いております。これは異常な高さでございますが、それで資金導入などをいたしました。その後、○・三ぐらいでございました。ただ、これはそれだけ出せばだれも借りられるというわけではございませんで、借りられるとして○・五に借りられない銀行がある。借りられるとして○・三ぐらいでございましたが、こく最近○・五になつたということを聞いております。

○水野誠一君 日本リースの破綻後、○・五ぐら、今まで上がつてしまつたということともございますが、一方で農林中金など比較的格付の高い金融機関、ここがインターバンク市場で資金を調達して一般銀行に振り分けているなどという話も聞くのであります。が、こういう事実はございますでしょうか。

○政府委員(伏屋和彦君) 全体のお話は大臣が御答弁されたとおりでございますが、御質問の農林中金のことに関しましてはちょっと今データを持っておりませんので、お答えできません。お許しください。

○水野誠一君 また後日でもお答えいただければと思います。

それから、もう一つ長銀問題についてお尋ねしたいと思うんです。今回、資本注入を見込んでいた当初の再建計画が困難になる、そこに盛り込まれておりました債権放棄が不可能になつた結果と申し上げていいかと思うんですが、各金融機関から日本リースへの債権保全の動きが始まつたということで日本リースが破綻をいたしました。こういった金融機関の大手融資先が破綻することから倒産が連鎖的に起こる、いわゆるシステムクリックスクの可能性を政府は從来より危惧をされてきました。

この日本リースの破綻が現実のものとなつてしましました現在、本当にシステムリスクが起ころう可能性があるのか、またそついた状況のもとけであります。

○政府委員(日野正蔵君)　長銀が日本リースに対しまして債権放棄をすることによつて日本リース全体としての存在を生かしていくかという考え方で最初は計画しておりましたが、諸般の事情から会社更生手続の申し立てをせざるを得なくなつた。そこでその結果、倒れた分のは戻りがどのぐらいか、これはまだ推測、推定の域を出ませんが、恐らく債権放棄分と余り変わらないんじやないだろうかといふ今のところの見通しでござります。

それから、日本リースの会社更生法適用申請に伴つて、その債権者、一番大口の債権者は長銀でござりますが、ほかの債権者である金融機関の経営に及ぼす影響につきましては、現在、貸し倒れの金額とそれからそれに伴います税効果などを計算して、いろいろ財務内容等によって区々でございますので一概には申し上げられませんが、現在の時点では、政府としてはそういった問題が生じるような金融機関があるとは考えておりません。しかし、いずれにいたしましても、金融システムの安定に支障がないようにこれからも万全を期していくかといふ点を考えております。

それから、長銀問題についてでございますが、これはまだ法律としてでき上がっておりませんので、私どもとしてはこれについて何らかのコメントをする立場にはございませんが、仮に、現在御審議いただいているような形で特別公的管理の枠組みが確定した上では、政府としても与野党合意でできました、修正された新法が成立した暁には、新しい利用可能な枠組みのもとで適切に対処してまいりたいと考えておるところでございます。

これは一般論で大変恐縮でございますが、最初私どもに与えられておりましたツールというのは預金保険法だけでございました。それに対しまして、トータルプランに基づいてブリッジバンク法案が提案され、さらにそれを合体するような形でございました。

このたび新しく特別公的管理といったようなものができるましたので、これは一般論でございますから破綻後のスキームになりますが、オプションとしては非常に広がった形になつたものというふうに理解させていただいております。

○水野誠一君 終わります。(拍手)

○菅川健二君 改革クラブの菅川健二です。最後でございますので、もうしばらく御辛抱いただきたいと思います。

金融再生に関連いたしまして幾つか御質問申し上げたいと思います。

まず、金融再生法案につきましては、衆議院の段階におきまして与野党が協議され、事实上は野

党案の丸のみに近い形で決着されたわけでござりますが、政府案に比べましてより情報開示が進んでおること、責任が明確化されたこと等を私は評価いたしました。この間の国際議員の皆様方に敬意を表したいと思うわけでございます。

ただ、朝から議論がございますように、この法案につきましては、金融再生の車の両輪の一輪でございまして、もう一つは破綻前の金融の健全化のためのスキームをつくり上げていくということによって初めて車の両輪ができ上がるんじゃないかと思うわけでございます。

そういったことから、今与野党が協議されておりまします早期健全化スキームにつきましては、できるだけ早く成案を得ていただき、そして、従来の十三兆円の枠組みでございまする公的資金注入のための金融安定化法の廃止と同時にこの新たなスキームが成立することを期待いたしたいと思います。

そこで、早期健全化スキームにつきまして若干留意すべき点についてお伺いいたしたいと思います。

先ほど直嶋委員からも御質問がございましたけれども、早期健全化スキームを作成する場合に、その前提といたしまして、この三月に金融安定化法に基づきまして二十一行に一兆八千億の資本を注入いたしたわけでございますが、これが所期の

目的でございます貸し済りには全然役立たなかつたということでございます。この点は先ほど大臣も御答弁になつたわけでございます。また、おさなりで、横並びで決められておるというよ

うな実態ではないかと思うわけでございます。

そこで、この安定化法に基づく三月時点の資本投入は失敗であったという反省の上に立つて、新たなスキームにおきましては、目的、ねらい、効果等を明確な形で組み立ていただきたいと思う

わけでございますが、大蔵大臣、いかがでございましょうか。

○國務大臣(宮澤喜一君) このたびの、今国会に

おける法案審議あるいは金融機関についてのいろいろな御質問、御意見等を伺つておりますが、今まで私どもが経営者に対してもっと厳しくあるべきであった、あるいはディスクロージャーが十分

でなかつたということにつきましては、確かにそ

のとおりであったということを感じております。

したがいまして、このたび早期健全化問題につ

きましてもうそういう御意見も入れながら、この資本投入を承認するに当たっては、リストラである

とか経営責任、株主責任等々、そういうことの健

全化計画を提出し、その履行状況について定期的

にチェックをするといったようなことも新たに加

えまして、御指摘のような問題が起つりませんよ

うに注意をいたさなければならない。ただいま私

どもの党の方でそのあたりを、御意見を伺いなが

ら最後の検討をいたしておるようでございます。

○菅川健二君 早期健全化スキームを考えます場

合に、私は北風と太陽のインップ物語を思い出

ます。強烈な北風を金

融機関に当たると、マントを厚くつてしまつて、

貸し済りが起こりあるいは信用収縮が起こつてく

るわけでございます。また、猛烈な太陽を当たま

すとモラルハザードを起こしかねないということ

でございまして、その両者の関係というのは大変

難しいわけでございます。

しかし、現下の大変な不況の時期でございまし

て、銀行の体力強化と、そして信用デフレの問題、こういったものを起こさせないという観点からしますと、十月の秋の空の中で、きょうはちょっと天気は悪うございますけれども、さわやかな風のとて太陽がさんさんと注いでいくような状況というのが必要ではないかと思うわけでございます。

小渕総理には、早期健全化のスキームにつきましての基本的な認識をお聞きいたしたいと思いま

す。

○國務大臣(小渕恵三君) ただいまの委員の御発言をお聞きいたしておりますと、私自身も、早期健全化スキームという形でこの問題を処理しなきゃならぬということはそのとおりと考え、現在、野党の皆さんともお話し合いを始めさせていただいているということございまして、お話をありましたソーブの例などは非常にそのことをよくあらわしておるのではないか、こういうふうに認識をいたします。

○菅川健二君 また、早期健全化スキームを考えます前提といたしまして、金融機関全体が譲送給

行政のものにおいてオーバーキャッシュにてあります前提といたしまして、金融機関全体が譲送給

い銀行に対しましては早期に国際金融業務から撤退をさせるべきである、国内に隔離させるべきではないかと思うわけでございます。また、金融監督局は長官、いかがでございましょうか。

○政府委員(日野正晴君) お答えいたします。

国際業務を行つているところでございます。

ゼル銀行監督委員会の合意文書によりまして、自己資本比率が八%以上を維持すべきものとされておりまして、各国の金融当局もこれに従つて金融機関の監督を行つておられます。

我が国におきましても、銀行法十四条の二の規定に基づく自己資本比率を定める告示によりまして、海外営業拠点を有する銀行の自己資本比率の基準は八%以上とされておりまして、本年四月から導入された早期是正措置におきましても、国際

統一基準適用行が八%未満に陥つた場合には監督當局は当該金融機関に対ししまして経営改善計画の提出並びに実行等を命ずることとされております。

これによりまして、当該銀行において国際業務の見直しを含めた検討が行われることとなるわけですが、現在では、このBISの基準の八%以上に該当している銀行が、主要十九行の中では十七行、地方銀行六十四行の中では二十六行、第二地方銀行六十四行の中では二行、先ほど

御指摘がございましたよう合計ちょうど四十五行といふことになつております。

今後も、この自己資本比率が八%未満となつた金融機関は、これから経営改善計画を提出しても

金融機関は、これから経営改善計画を提出しても八%以上に回復させるための合理的な計画を出すか、あるいは国際業務からの撤退について計画を提出してもらうこととなるものと考

えます。

したがいまして、八%以上を確保することがで

きない金融機関につきましては、これからは資金調達の面からいしましても、實際上は国際業務から撤退せざるを得ないような状況に陥ることが考

えられると思います。

○菅川健二君 ひとつこの点は厳しく対応してい

ます。

そのためには、まず金融監督厅におきまして早期は正措置を厳格に適用し、自己資本比率が仮に

八%を切るということになった場合に、将来それが回復する見込みのあるというものは別といたし

ただきたいと思います。

ただ反面、存続可能な銀行につきましては、必ず将来に資金が回収できるという見込みの立つ場合には、厳しい銀行の再編戦略とリストラ計画の提出を条件としたしまして、公的資金による優先株の購入等ある程度彈力的に認める道を開く必要もあるんではないかと思うわけでございましょうが、大蔵大臣、いかがでございましょうか。

○国務大臣(官澤喜一君) 先ほど監督庁長官が言われましたように、早期是正のいろいろ話し合いの中で、確かに銀行として将来についての具体的な計画を持ち、またそれだけの意欲を持っているという場合にそういうことは考えられることだと思います。

○菅川健二君 また、今度は国際業務を行わない国内の専門銀行でございますが、具体的には、地銀とか信用金庫、信用組合等の金融機関でござります。これらの金融機関は中堅・中小企業の主要なる資金を担当いたしておりますわけでございます。

これ以上の貸し渋りをさせることについては、さらに景気をどん底に陥れ、中小企業を破滅に陥れるという状況になりかねないわけでござい

ます。

したがいまして、将来的には国際的なグローバルスタンダードに合わせていくということは当然でございますが、当面の措置といたしまして、いわゆる第Ⅱ分類の灰色債権につきましては、引き

て基準を画一的、一律ではなくて、それぞれの事情、地域の事情に応じて強力的に対応するとか、あるいは情報開示につきまして時期や内容について特別に配慮するとか、そういうことがあってもいいのではないかと思うわけでございます。

この点につきまして、大蔵大臣と、情報開示についていろいろ発議しておられます西川議員にお聞きいたしたいと思います。

○国務大臣(官澤喜一君) 確かにおっしゃるようないいとおもいますが、現実の行政におきまして金融監督庁で、殊に地域との関連もござい

ますし、厳格でなければならないのはもう確かでございますけれども、一律でない、ある程度その

場合には、厳しい銀行の再編戦略とリストラ計画の提出を条件としたしまして、公的資金による優先株の購入等ある程度彈力的に認める道を開く必要もあるんではないかと思うわけでございま

すが、大蔵大臣、いかがでございましょうか。

○衆議院議員(西川知雄君) 今回の金融再生関係法案では、その資産の査定をいたしましてそれを

公表するということは法律上義務規定になつてお

ります。しかしながら、今、菅川議員がおっしゃいましたように、この金融機関の中にはマネーベンクから地銀、信組、信金までございま

す。したがいまして、それぞれの規模等に応じまして公表内容(例えば引き当て率をどうするのか、そ

うことは実情に応じて貸し渋りのないように対応していいくことが必要であるというふうに我々も考え

ております。これは最終的には金融再生委員会規則で定められることになりますが、そのような

方向性で定められるものと考えております。

○菅川健二君 先ほど来お話をお聞きいたしましたわ

けでございますが、私は、国際業務を行う金融機関と専ら国内の業務を行う金融機関につきましては当面対応に差異があるといいんではなかろう

か、やむを得ないんではないかと思うわけでございます。

○国際業務を行う銀行につきましては、当然グローバルスタンダードにきちっと合わせまして、

そして国際金融界の信任を得るということが必要であろうかと思います。反面、専ら国内業務を行う金融機関につきましては、将来方向としてはグローバルスタンダードに合わせるように向かうと

いたしましても、当面の経済状況に対応して、地域の実情とか貸し渋り対策を優先的に考えて、彈

力的な対応をしていただきたいと思うわけでございます。

以上申し上げまして、私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

○委員長(坂野重信君) 本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(坂野重信君) この際、参考人の出席要

求に関する件についてお諮りいたします。債権管理回収業に関する特別措置法案外十一案

審査のため参考人の出席を求め、その意見を聽取ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(坂野重信君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

明日は午前九時三十分に委員会を開会することとし、これにて散会いたします。

午後五時五十五分散会

平成十年十月十五日印刷

平成十年十月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C